整備主任者(検査員)
研　修　資　料

法 令 研 修

令 和 3 年 度

【九州共通教材】

目　　次

Ⅰ　整備事業関係

1．令和２年度　自動車特定整備事業実態調査結果の概要について…… 1
2．「不正改造車を排除する運動」の強化月間における
街頭検査等の実施結果について（プレスリリース）…… 6
3．車検証を紙から電子へ！（プレスリリース）…… 7
4．自動車点検基準の一部改正について…… 9

Ⅱ　指定整備事業関係

1．指定自動車整備事業者の処分状況…… 28
2．「指定自動車整備事業における不正行為の防止について」の取扱いについて …… 32

Ⅲ　検査業務関係

1．審査事務規程の第33次改正（プレスリリース）…… 36
・審査事務規程7-74、8-74（車幅灯）
・審査事務規程7-76、8-76（昼間走行灯）
・審査事務規程7-79、8-79（側方反射器）
・審査事務規程　別添10（近接排気騒音の測定方法）
・新規検査等届出書にかかる届出様式の変更について（お知らせ）
2．審査事務規程の第35次改正（プレスリリース）…… 60
・審査事務規程7-2、8-2（長さ、幅及び高さ）
・並行輸入自動車にかかる届出書の変更について（お知らせ）

Ⅳ　Q＆A

1．指定関係…… 74
2．研修関係…… 80
3．整備関係…… 81
4．検査申請（窓口）手続き関係…… 83
5．検査関係…… 84

Ⅴ　参考資料

1．自動車検査の法定手数料変更のお知らせ…… 88
2．自動車検査証の有効期間及び定期点検時期早見表…… 92
3．定期点検項目数・走行距離項目数一覧…… 93
4．保安基準適合証の余白に記載する保険会社名の略称表…… 94
5．ディーゼル自動車の排出ガス測定について…… 95
6．指定整備記録簿の「目視等による検査」欄と保安基準の対照表…… 99
7．保安基準適合証の交付の可否等について…… 101
8．【整備工場コード】お知らせ …… 102
9．重量税額照会システムのお知らせ…… 103
10．自動車部品を装着した場合の構造等変更検査時等における取扱いについて …… 105
11．受検者の皆様へ（事故注意喚起）…… 107

Ⅰ　整備事業関係

１．令和２年度　自動車特定整備事業実態調査結果の概要について

この度、令和２年度の自動車特定整備業実態調査の結果がまとまりましたので、概要をお知らせします。

１．目的

本調査は、自動車整備業の現状及び経営状況等の実態を把握し、同事業の健全な発達に資する方策の基礎資料として活用することを目的として実施するものです。

２．調査時点

令和２年６月末現在。整備売上高については、令和元年７月１日から令和２年６月末までに決算が終了した事業実績であり、会計年度では「令和元（平成 31）年度」実績となります。

３．調査結果の概要（別紙参照）

道路運送車両法に規定する自動車整備事業者(令和２年６月末時点 91,533 事業場)のうち約２割を対象として調査を行いました。(有効回答数は全事業場の約１割)

令和２年度調査における総整備売上高は 5 兆 6,561 億円となり、前年度と比較すると 345 億円(0.6%)の微増であるものの、４年連続の増加となりました。

なお、詳細の分析は３月発刊予定の「令和２年度版自動車整備白書」に掲載する予定です。

注）1. 専　　業：自動車整備業の売上高が総売上高の 50%をこえる事業場
2. 兼　　業：兼業部門（自動車販売、部品用品販売、保険、石油販売等）の売上高が総売上高の 50%以上を占める事業場（ディーラーを除く）
3. ディーラー：自動車製造会社又は国内一手卸売販売会社と特約販売店契約を結んでいる企業の事業場
4. 自　　家：主として自企業が保有する車両の整備を行っている事業場

（１）総整備売上高

直近６年間の総整備売上高の推移をみると、平成 27・28 年度は減少しましたが、令和２年度は４年連続の増加となりました。

業態別に前年度と比較すると、専･兼業が376億円(1.4%)増、ディーラーが77億円(0.3%)増、自家が 108 億円(4.8%)減となり、自家のみ減少しました。

作業内容別では、「車検整備」が 0.4%増、「定期点検整備」が 7.9%増、「事故整備」が 7.9%減、「その他整備」が 4.5%増と、「事故整備」のみ減少しました。

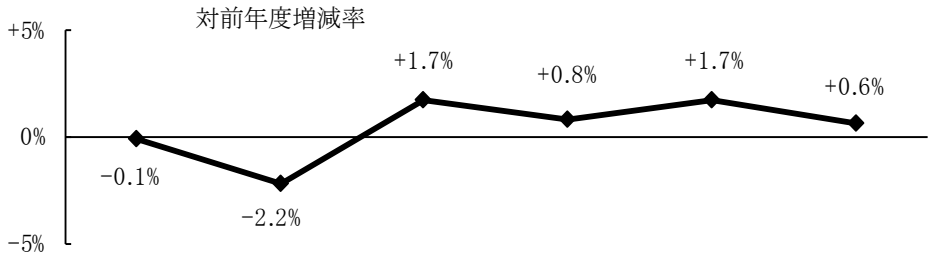

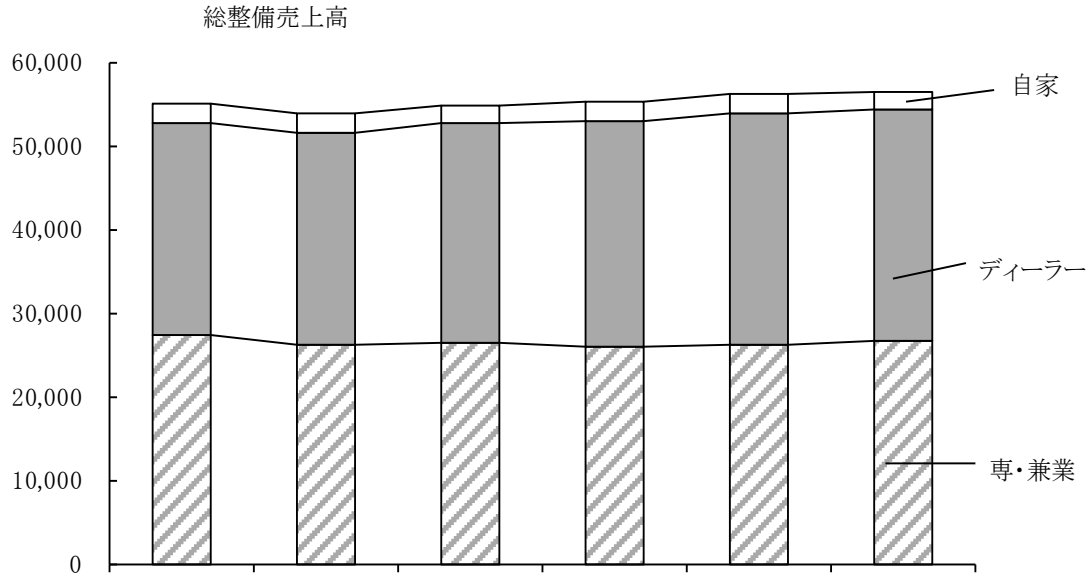

業態＼調査年度	平成27	平成28	平成29	平成30	令和元（平成31）	令和2	R2-R1	R2/H27
専･兼業	27,402	26,285	26,558	26,077	26,274	26,650	+376	-2.7%
	-0.4%	-4.1%	+1.0%	-1.8%	+0.8%	+1.4%		
専 業	20,224	19,751	19,947	19,364	19,444	19,854	+410	-1.8%
	-3.5%	-2.3%	+1.0%	-2.9%	+0.4%	+2.1%		
兼 業	7,178	6,534	6,611	6,713	6,830	6,796	-34	-5.3%
	+9.5%	-9.0%	+1.2%	+1.5%	+1.7%	-0.5%		
ディーラー	25,364	25,355	26,147	26,927	27,672	27,749	+77	+9.4%
	+0.7%	-0.04%	+3.1%	+3.0%	+2.8%	+0.3%		
自 家	2,367	2,304	2,170	2,291	2,270	2,162	-108	-8.7%
	-3.4%	-2.7%	-5.8%	+5.6%	-0.9%	-4.8%		
合 計	55,133	53,944	54,875	55,295	56,216	56,561	+345	+2.6%
	-0.1%	-2.2%	+1.7%	+0.8%	+1.7%	+0.6%		

（単位･億円）

業態 ＼ 作業内容		車検整備 2年	車検整備 1年	車検整備 小計	定期点検整備 1年	定期点検整備 6か月	定期点検整備 3か月	定期点検整備 小計	事故整備	その他整備	合計
専・兼業	売上高	8,197	4,166	12,363	527	153	346	1,026	4,961	8,300	26,650
	増減額	+99	+180	+279	−1	+2	−13	−12	−447	+556	+376
	増減比	+1.2%	+4.5%	+2.3%	−0.2%	+1.3%	−3.6%	−1.2%	−8.3%	+7.2%	+1.4%
専業	売上高	5,778	3,514	9,292	357	119	298	774	3,792	5,996	19,854
	増減額	+139	+150	+289	+7	+2	−13	−4	−291	+416	+410
	増減比	+2.5%	+4.5%	+3.2%	+2.0%	+1.7%	−4.2%	−0.5%	−7.1%	+7.5%	+2.1%
兼業	売上高	2,419	652	3,071	170	34	48	252	1,169	2,304	6,796
	増減額	−40	+30	−10	−8	±0	±0	−8	−156	+140	−34
	増減比	−1.6%	+4.8%	−0.3%	−4.5%	±0.0%	±0.0%	−3.1%	−11.8%	+6.5%	−0.5%
ﾃﾞｨｰﾗｰ	売上高	7,159	1,776	8,935	2,303	333	277	2,913	5,134	10,767	27,749
	増減額	−285	+143	−142	+228	−27	+28	+229	−373	+363	+77
	増減比	−3.8%	+8.8%	−1.6%	+11.0%	−7.5%	+11.2%	+8.5%	−6.8%	+3.5%	+0.3%
自家	売上高	594	392	986	54	23	56	133	369	674	2,162
合計	売上高	15,950	6,334	22,284	2,884	509	679	4,072	10,464	19,741	56,561
	増減額	−296	+375	+79	+242	−4	+61	+299	−892	+859	+345
	増減比	−1.8%	+6.3%	+0.4%	+9.2%	−0.8%	+9.9%	+7.9%	−7.9%	+4.5%	+0.6%

（単位・億円）

（２）事業場数

調査時点における事業場数は91,533事業場で、前年度と比較すると72事業場(0.08%)減と５年連続の減少となりました。

指定工場数は30,085事業場で、前年度と比較すると２事業場(0.01%)減となりました。

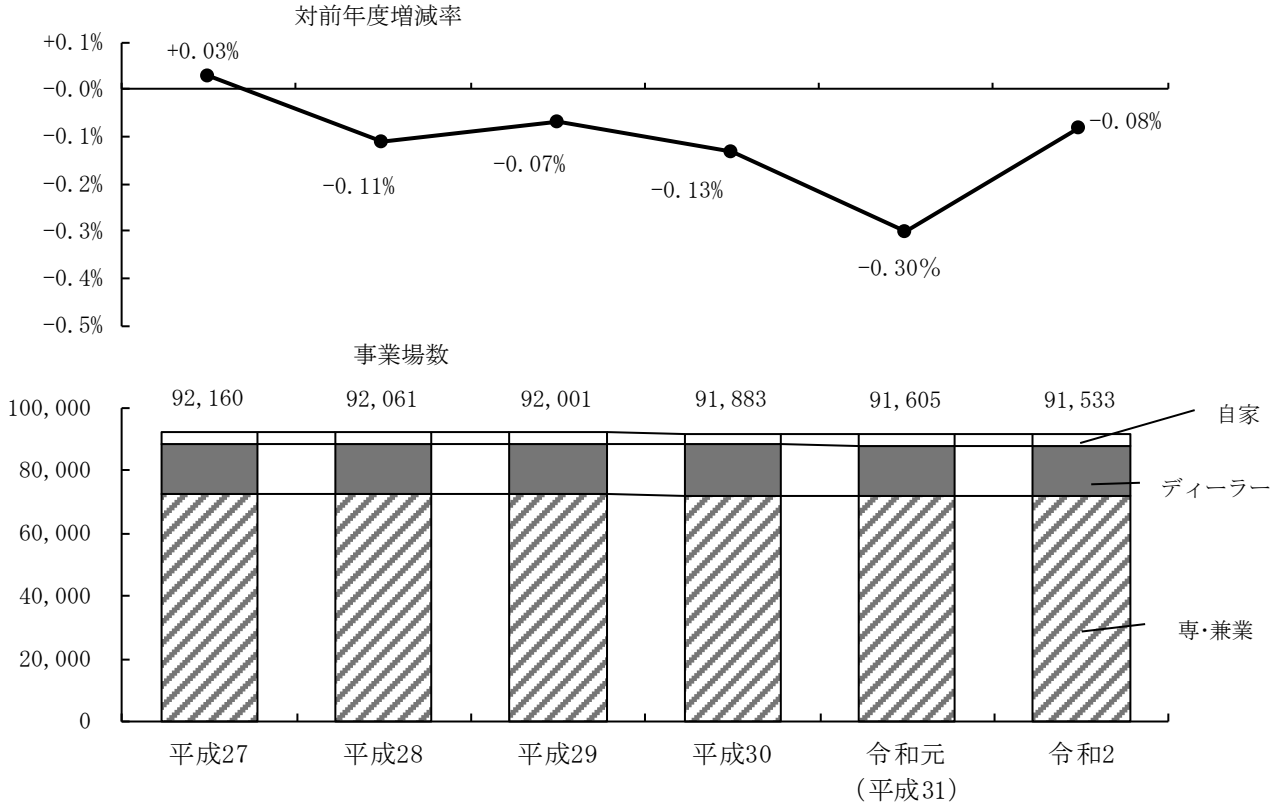

（３）整備関係従業員数

整備関係従業員数は539,086人で、前年度と比較すると2,593人(0.5%)増となっています。

（４）整備要員数及び整備士数

整備要員数は399,218人で、前年度と比較すると83人(0.02%)増となっています。

整備士数は339,593人で、前年度と比較すると2,696人(0.8%)増となり、整備要員数に対する整備士数の割合(整備士保有率)は85.1%で0.7ポイント増加しています。

※参考：内数として、女性整備要員数は19,072人(1,663人増)、女性整備士数は11,128人(870人増)、総整備要員数に占める女性整備要員数の割合は4.8%、総整備士数に占める女性整備士数の割合は3.3%

（５）整備要員１人当り年間整備売上高

整備要員１人当り売上高(自家除く)は14,284千円で、前年度と比較すると0.8%増となっています。なお、業態別では、専・兼業は10,115千円(1.5%増)、ディーラーは23,646千円(0.05%増)となりました。

（６）整備要員平均年齢

整備要員平均年齢(自家を除く)は45.7歳で、前年度と比較すると0.2歳上昇しました。

（７）整備要員１人当り年間平均給与

整備要員１人当り年間平均給与(自家を除く)は3,963千円となり、前年度と比較すると39千円（1.0%）増加しています。

別紙

自動車整備業の概要

項目 ＼ 調査年度	平成27	平成28	平成29	平成30	令和元（平成31）	令和2	R2／R1
1. 総整備売上高 ※（億円）	55,133	53,944	54,875	55,295	56,216	56,561	100.6 %
専・兼業	27,402	26,285	26,558	26,077	26,274	26,650	101.4 %
（比率、%）	(49.7)	(48.7)	(48.4)	(47.2)	(46.7)	(47.1)	
専業	20,224	19,751	19,947	19,364	19,444	19,854	102.1 %
（比率、%）	(36.7)	(36.6)	(36.3)	(35.0)	(34.6)	(35.1)	
兼業	7,178	6,534	6,611	6,713	6,830	6,796	99.5 %
（比率、%）	(13.0)	(12.1)	(12.0)	(12.1)	(12.1)	(12.0)	
ディーラー	25,364	25,355	26,147	26,927	27,672	27,749	100.3 %
（比率、%）	(46.0)	(47.0)	(47.6)	(48.7)	(49.2)	(49.1)	
自家	2,367	2,304	2,170	2,291	2,270	2,162	95.2 %
（比率、%）	(4.3)	(4.3)	(4.0)	(4.1)	(4.0)	(3.8)	
2. 企業数	73,630	73,371	73,083	73,018	72,845	72,523	99.6 %
3. 事業場（工場）数	92,160	92,061	92,001	91,883	91,605	91,533	99.9 %
専・兼業	72,234	72,211	72,200	71,993	71,734	71,654	99.9 %
専業	57,024	56,735	56,868	56,270	56,032	56,156	100.2 %
兼業	15,210	15,476	15,332	15,723	15,702	15,498	98.7 %
ディーラー	16,221	16,213	16,180	16,252	16,349	16,315	99.8 %
自家	3,705	3,637	3,621	3,638	3,522	3,564	101.2 %
4. 指定工場数	29,737	29,855	29,983	30,075	30,087	30,085	100.0 %
5. 整備関係従業員数（人）	546,942	537,880	534,279	535,418	536,493	539,086	100.5 %
6. 整備要員（工員）数（人）	401,001	400,713	399,717	399,374	399,135	399,218	100.0 %
うち整備士数（人）	339,999	334,655	336,360	338,438	336,897	339,593	100.8 %
整備士保有率（%）	84.8	83.5	84.1	84.8	84.4	85.1	—
7. 1事業場当り整備要員数（人）	4.4	4.4	4.3	4.3	4.4	4.4	±0.0 人
8. 保有車両数（3月末、千台）	80,670	80,901	81,260	81,563	81,789	81,850	100.1 %
9. 技術料（工賃）の値上率（%）	+ 1.3	+ 0.8	+ 0.7	+ 1.0	+ 1.5	+ 2.0	—
10. 整備要員1人当り年間整備売上高※（千円） 専・兼業	10,293	9,900	10,021	9,866	9,963	10,115	101.5 %
専業	9,819	9,654	9,751	9,581	9,647	9,817	101.8 %
兼業	11,911	10,731	10,929	10,794	10,982	11,097	101.0 %
ディーラー	21,998	21,867	22,639	23,212	23,635	23,646	100.0 %
平均（自家を除く）	13,830	13,539	13,850	13,936	14,166	14,284	100.8 %
11. 整備要員平均年令（歳） 専・兼業	48.5	48.4	49.3	49.7	49.9	50.2	+0.3 歳
専業	49.4	49.4	50.3	50.8	50.9	51.2	+0.3 歳
兼業	45.5	45.1	46.1	46.3	46.8	47.0	+0.2 歳
ディーラー	34.4	34.8	35.0	35.3	35.5	35.7	+0.2 歳
平均（自家を除く）	44.3	44.3	45.0	45.3	45.5	45.7	+0.2 歳
12. 整備要員1人当り年間平均給与（千円） 専・兼業	3,521	3,542	3,573	3,582	3,622	3,653	100.8 %
専業	3,476	3,501	3,523	3,539	3,571	3,604	100.9 %
兼業	3,676	3,679	3,742	3,722	3,786	3,814	100.7 %
ディーラー	4,417	4,495	4,569	4,661	4,606	4,660	101.2 %
平均（自家を除く）	3,792	3,831	3,875	3,911	3,924	3,963	101.0 %

（注） 各項目の数値は、各年6月現在のものである。ただし、※印の数値は、各事業場の6月に最も近い決算期の数値によるものである。
なお、平成28年度は全事業場を対象に調査を実施し、その年度以外は20%の抽出調査である。

２．「不正改造車を排除する運動」の強化月間における街頭検査等の実施結果について

（プレスリリース）

News Release　国土交通省九州運輸局

令和３年７月２６日

「不正改造車を排除する運動」の強化月間における街頭検査等の実施結果

～不正改造車１台に整備命令書を交付～

九州運輸局では、「不正改造車を排除する運動」の強化月間（６月）において、警察、独立行政法人自動車技術総合機構九州検査部、その他関係団体等の協力を得て、街頭検査を実施し、５４台の車両について検査を行いました。

その結果、街頭検査での不正改造を行っていた車両はありませんでしたが、警察から検査要請があった車両に不正改造箇所があり、保安基準に不適合であったため整備命令書を交付しました。

今年度の強化月間においては、新型コロナウイルス感染症等の影響により、多くの運輸支局及び検査登録事務所にて街頭検査が中止となりました。

九州運輸局では、強化月間終了後においても、新型コロナウイルス感染症の感染状況等を勘案しつつ街頭検査を実施することとし、不正改造車の排除に努めるとともに自動車の使用者に対し指導等を行ってまいります。

【検査結果】

・街頭検査車両台数　　５４台

・整備命令書交付台数　　１台（二輪）不適合箇所　消音器取り外し等（警察要請検査車両）

運輸と観光で九州の元気を創ります

＜お問い合わせ先＞

・不正改造車排除運動に関すること

九州運輸局自動車技術安全部整備課　担当：松藤・鈴木

TEL：０９２－４７２－２５３７

・街頭検査の実施に関すること

九州運輸局自動車技術安全部技術課　担当：秋月

TEL：０９２－４７２－２５３９

九州運輸局

国土交通省
Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism
Press Release

令和２年１２月８日
自動車局自動車情報課

車検証を電子へ！
～電子車検証の仕様に関する検討結果について～

電子化された自動車検査証（以下、「電子車検証」という。）の仕様について、総合的に検討した結果、Ａ６サイズ程度の台紙にＩＣタグを貼り付ける方式を採用することとしましたので、お知らせします。

自動車保有関係手続については、関係省庁と連携し、オンラインで一括した申請手続を可能とするワンストップサービス（ＯＳＳ）を導入・推進しています。さらなる推進に向けて、継続検査等で紙の車検証の受取のために必要となっている運輸支局等への来訪を不要とし、ＯＳＳで申請手続を完結することを可能とする、車検証の電子化を実現するため、平成３０年９月から計１１回にわたって、「自動車検査証の電子化に関する検討会」が開催され、令和２年６月に「報告書」が公表されたところです。

電子車検証の仕様について、同報告書において、「実際の利活用のニーズを十分に踏まえながらも、ユーザ負担を抑制する観点から、システムのライフサイクルでの費用対効果を十分に勘案しつつ、自動車検査証の電子化を可能な限り低コストで実現することが適当である」とされました。

これを踏まえ、国土交通省において、車検証の電子化に係る全体コストやＩＣチップの空き領域の利活用方策等、あらゆる観点から総合的に検討した結果、Ａ６サイズ程度の台紙にＩＣタグを貼り付ける方式を採用することといたしました。

電子車検証のイメージは別紙のとおりです。

今後は、令和５年１月に予定している車検証電子化の開始に向けて、関係者と連携しながら、具体的な制度整備や関係システムの構築等に着実に取り組んでまいります。

＜参考＞「自動車検査証の電子化に関する検討会」
https://www.mlit.go.jp/jidosha/jidosha_tk6_000034.html

＜問い合わせ先＞
国土交通省自動車局自動車情報課　平賀、猪原
（代表）03-5253-8111（内線）42104、42115
（直通）03-5253-8588（FAX）03-5253-1639

（別紙）

電子車検証のイメージ

＜表面＞

自 動 車 検 査 証　令和 2年10月 1日　東京運輸支局長　411200000012

自動車登録番号又は車両番号	初度登録年月	自動車の種別	用途	自家用・事業用の別	型式指定番号	類別区分番号
品川　３９９　さ　１２３４	令和 2年10月	普通	乗用	自家用	98765	0001

車名	車体の形状
コクドコウツウ	箱型

車台番号	燃料の種類	総排気量又は定格出力
ZZZ99-SAMPLE01	ガソリン	1.59 kW L

型式	原動機の型式	前前軸重	前後軸重	後前軸重	後後軸重
ZXX-ABC99	ABC-3DE	750 kg	－ kg	－ kg	600 kg

乗車定員	最大積載量	車両重量	車両総重量	長さ	幅	高さ
5 人	－ kg	1350 kg	1625 kg	448 cm	173 cm	149 cm

使用者の氏名又は名称

国土　交通

備　考

H10騒音99db，その他

ＩＣタグ

＜裏面＞

ＩＣタグ

記入欄

（注意事項）

1．自動車を運行するときは、有効な自動車検査証を携行して下さい。

2．継続検査は、「有効期間の満了する日」の１か月前（離島に使用の本拠の位置を有する自動車にあっては、２か月前）から受けられますので、余裕を持って受けるようにして下さい。

3．自動車検査証に記載又は記録されている住所又は氏名等に変更があったときには、手続きが必要です。また、自動車の構造等に変更があったときには、変更の手続きが必要となる場合がありますので、使用の本拠の位置を管轄する運輸監理部、運輸支局又は自動車検査登録事務所にお問い合わせください。

※　交付された自動車検査証が申請された登録事項又は検査事項と相違していないことを確認して下さい。もし相違しているときは、ただちに申し出てください。

※　電子車検証の大きさは、Ａ６サイズ＋ＩＣタグ分の余白を想定

※　台紙及びＩＣタグの具体な仕様については今後検討

４．自動車点検基準の一部改正について

自　動　車　点　検　基　準

発令：昭和26年8月10日運輸省令第70号
最終改正：令和２年２月６日号外国土交通省令第６号

（日常点検基準）

第１条　道路運送車両法（昭和26年法律第185号。以下「法」という。）第47条の２第１項の国土交通省令で定める技術上の基準は、次の各号に掲げる自動車の区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。

⑴　法第48条第１項第１号及び第２号に掲げる自動車　別表第１

⑵　法第48条第１項第３号に掲げる自動車　別表第２

（定期点検基準）

第２条　法第48条第１項の国土交通省令で定める技術上の基準は、次の各号に掲げる自動車の区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。

⑴　法第48条第１項第１号に掲げる自動車（被牽（けん）引自動車を除く。）　別表第３

⑵　法第48条第１項第１号に掲げる自動車（被牽（けん）引自動車に限る。）　別表第４

⑶　法第48条第１項第２号に掲げる自動車（二輪自動車を除く。）　別表第５

⑷　法第48条第１項第２号に掲げる自動車（二輪自動車に限る。）　別表第５の２

⑸　法第48条第１項第３号に掲げる自動車（二輪自動車を除く。）　別表第６

⑹　法第48条第１項第３号に掲げる自動車（二輪自動車に限る。）　別表第７

第３条　法第48条第１項第１号の国土交通省令で定める自家用自動車は、次に掲げる自動車とする。

⑴　車両総重量８トン以上の自家用自動車

⑵　車両総重量８トン未満で乗車定員11人以上の自家用自動車

⑶　次に掲げる自動車であつて、道路運送法（昭和26年法律第183号）第80条第１項の規定により受けた許可に係る自家用自動車（前２号に掲げるもの及び二輪自動車（側車付二輪自動車を含む。）を除く。）

イ　貨物の運送の用に供する普通自動車及び小型自動車

ロ　専ら幼児の運送を目的とする普通自動車及び小型自動車

ハ　人の運送の用に供する三輪自動車

ニ　散水自動車、広告宣伝用自動車、霊きゅう自動車その他特種の用途に供する普通自動車及び小型自動車

ホ　大型特殊自動車

ヘ　検査対象外軽自動車

２　法第48条第１項第２号の国土交通省令で定める自家用有償旅客運送の用に供する自家用自動車は、次に掲げる自動車とする。

⑴　法第61条第２項第２号に規定する自家用乗用自動車
⑵　患者の輸送の用に供する車その他特種の用途に供する検査対象軽自動車（人の運送の用に供する三輪のものを除く。）
３　法第48条第１項第２号の国土交通省令で定める自家用自動車は、次に掲げる自動車とする。
⑴　道路運送法第78条第２号に規定する自家用有償旅客運送の用に供する自家用自動車（前項に規定するものを除く。）
⑵　道路運送法第80条第１項の許可を受けて業として有償で貸し渡す自家用自動車
⑶　貨物の運送の用に供する自家用普通自動車及び小型自動車
⑷　専ら幼児の運送を目的とする自家用普通自動車及び小型自動車
⑸　自家用三輪自動車
⑹　広告宣伝用自動車その他特種の用途に供する自家用普通自動車及び小型自動車（二輪自動車（側車付二輪自動車を含む。）を除く。）
⑺　自家用大型特殊自動車
⑻　自家用検査対象外軽自動車（二輪の軽自動車を除く。）

（点検整備記録簿の記載事項等）

第４条　法第49条第１項第５号の国土交通省令で定める事項は、次のとおりとする。
⑴　登録自動車にあつては自動車登録番号、法第60条第１項後段の車両番号の指定を受けた自動車にあつては車両番号、その他の自動車にあつては車台番号
⑵　点検又は特定整備時の総走行距離
⑶　点検又は整備を実施した者の氏名又は名称及び住所（点検又は整備を実施した者が使用者と同一の者である場合にあつては、その者の氏名又は名称）
２　点検整備記録簿の保存期間は、その記載の日から、第２条第１号から第４号までに掲げる自動車にあつては１年間、同条第５号及び第６号に掲げる自動車にあつては２年間とする。

（点検等の勧告に係る基準）

第５条　法第54条第４項の国土交通省令で定める劣化又は摩耗により生ずる状態（法第71条の２第２項において準用する場合を含む。）は、別表第８に掲げるとおりとする。
２　法第54条第４項の国土交通省令で定める点検（法第71条の２第２項において準用する場合を含む。）は、次の各号に掲げる自動車の区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。
⑴　法第48条第１項第１号に掲げる自動車（被牽（けん）引自動車を除く。）　別表第３に定める12月ごとに行う点検
⑵　法第48条第１項第１号に掲げる自動車（被牽（けん）引自動車に限る。）　別表第４に定める12月ごとに行う点検
⑶　法第48条第１項第２号に掲げる自動車（二輪自動車を除く。）　別表第５に定める12月ごとに行う点検
⑷　法第48条第１項第２号に掲げる自動車（二輪自動車に限る。）　別表第５の２に定める12月ごとに行う点検
⑸　法第48条第１項第３号に掲げる自動車（二輪自動車を除く。）　別表第６に定める２年ごとに

行う点検

⑹　法第48条第１項第３号に掲げる自動車（二輪自動車に限る。）　別表第７に定める２年ごとに行う点検

（自動車車庫の基準）

第６条　法第56条の技術上の基準は、次のとおりとする。

⑴　自動車車庫は、自動車車庫以外の施設と明りように区画されていること。

⑵　自動車車庫の面積は、常時保管しようとする自動車について、第１条に定める日常点検並びに当該自動車の清掃及び調整が実施できる充分な広さを有すること。

⑶　自動車車庫は、次の表に掲げる測定用器具、作業用器具、工具及び手工具（当該自動車車庫に常時保管しようとするすべての自動車に備えられているものを除く。）を有すること。

測　定　用　器　具	作業用器具、工具	手　　工　　具
イ　物さし又は巻尺 ロ　タイヤ・ゲージ ハ　タイヤ・デプス・ゲージ ニ　（蓄電池の充放電の測定具）	イ　ジャッキ又はリフト ロ　注油器 ハ　ホイール・ナット・レンチ ニ　輪止め ホ　（タイヤの空気充てん具） ヘ　（グリース・ガン） ト　（点検灯） チ　（トルク・レンチ）	イ　両口スパナ ロ　ソケット・レンチ ハ　プラグ・レンチ ニ　モンキー・レンチ ホ　プライヤ ヘ　ペンチ ト　ねじ回し チ　（ハンド・ハンマ） リ　（点検用ハンマ）
プラグ・レンチについては、ジーゼル自動車のみの車庫には適用しない。 括弧内のものは、有していることが望ましいものを示す。		

（自動車の点検及び整備に関する情報）

第７条　法第57条の２第１項の規定による自動車の型式に固有の技術上の情報の提供は、次に定めるところにより行うものとする。

⑴　当該自動車の販売を開始した日から６月以内に行うこと。

⑵　自動車特定整備事業者又は使用者が容易に入手できる方法により行うこと。ただし、少数生産車であること等により当該提供を受ける者が限定される場合又は次項（第２号に係る部分に限る。）の規定により情報を提供する場合にあつては、この限りでない。

⑶　自動車特定整備事業者又は使用者が第３項第３号に規定する作業機械（自動車製作者等が自ら製作、販売、授与又は貸与するものに限る。）の情報を用いて点検及び整備をすることができるよう、当該作業機械を提供すること。

⑷　提供した情報を変更したときは、これを周知させるための措置を講ずること。

２　前項の規定による提供は、次のとおりとすることができる。

⑴　有償（合理的かつ妥当な金額であつて、不当に差別的でないものに限る。）とすること。

⑵　自動運行装置その他点検及び整備のために通常利用される技術よりも高度な技術を利用する装置に係る情報を提供する場合にあつては、当該情報の提供を受ける者を、当該情報に基づく

点検及び整備を適確に実施するに足りる能力及び体制を有することが確認された者に限ること。

⑶　当該自動車の流通の状況からみて当該提供を受ける者が著しく少数となつた場合においては、当該提供を終了すること。

3　法第57条の２第１項の国土交通省令で定める技術上の情報は、次に掲げるものとする。ただし、自動車の点検及び整備の目的以外の目的で使用されることにより、当該自動車について保安上及び公害防止上支障があるものとして国土交通大臣が定めるものを除く。

⑴　自動車の故障の状態を識別するための番号、記号その他の符号

⑵　道路運送車両法施行規則（昭和26年運輸省令第74号）第45条の４第２号に規定する装置の構造及び作動条件に関する情報

⑶　法第49条第２項に規定する特定整備に必要な自動車の構造及び装置に関する情報、点検及び整備の実施の方法に関する情報並びに作業機械の情報

⑷　前３号に掲げるもののほか、自動車の点検及び整備の適切な実施のために必要なものとして国土交通大臣が定める情報

第８条　法第57条の２第２項の国土交通省令で定める技術上の情報は、点検（法第47条の２及び第48条の規定によるものを除く。）の箇所、時期及び実施の方法並びに当該点検の結果必要となる整備の実施の方法とする。

附　則

1　この省令は、公布の日から施行し、昭和26年７月１日から適用する。

2　第２条第４号及び第５号に規定する自動車修正基準については、これが告示されるまでは、自動車整備基準（昭和23年７月運輸省告示第185号）の例による。

附　則〔昭和29年７月20日運輸省令第40号抄〕

1　この省令は、公布の日から施行する。

附　則〔昭和32年３月18日運輸省令第５号抄〕

1　この省令は、昭和32年４月１日から施行する。

附　則〔昭和35年10月10日運輸省令第38号〕

この省令は、公布の日から施行する。

附　則〔昭和36年10月３日運輸省令第51号〕

この省令は、公布の日から施行する。

附　則〔昭和38年10月１日運輸省令第53号〕

この省令は、昭和38年10月15日から施行する。

附　則〔昭和43年11月30日運輸省令第57号〕

この省令は、昭和43年12月１日から施行する。

附　則〔昭和45年７月29日運輸省令第67号〕

この省令は、昭和45年８月１日から施行する。

附　則〔昭和48年11月26日運輸省令第43号〕

この省令は、昭和48年12月１日から施行する。

附　則〔昭和49年11月21日運輸省令第45号抄〕

（施行期日）

1　この省令は、昭和50年４月１日から施行する。〔後略〕

附　則〔昭和54年７月16日運輸省令第33号〕

この省令は、昭和54年10月１日から施行する。

附　則〔昭和58年３月15日運輸省令第８号抄〕

（施行期日）

1　この省令は、道路運送車両法の一部を改正する法律（昭和57年法律第91号）の施行の日（昭和58年７月１日）から施行する。ただし、第５条の規定は公布の日から施行する。

附　則〔昭和62年３月26日運輸省令第27号抄〕

（施行期日）

1　この省令は、公布の日から施行する。

附　則〔平成２年11月29日運輸省令第31号抄〕

（施行期日）

1　この省令は、貨物運送取扱事業法〔平成元年12月法律第82号〕及び貨物自動車運送事業法〔平成元年12月法律第83号〕の施行の日（平成２年12月１日）から施行する。

附　則〔平成７年２月28日運輸省令第８号抄〕

（施行期日等）

1　この省令は、道路運送車両法の一部を改正する法律（平成６年法律第86号）の施行の日（以下「施行日」という。）から施行する。〔後略〕

附　則〔平成10年10月９日運輸省令第67号抄〕

（施行期日）

1　この省令は、道路運送車両法の一部を改正する法律（平成10年法律第74号）の施行の日（平成10年11月24日）から施行する。

附　則〔平成11年10月27日運輸省令第46号抄〕

（施行期日）

1　この省令は、道路運送車両法の一部を改正する法律（平成11年法律第66号）の施行の日〔平成12年５月１日〕から施行する。

附　則〔平成12年11月29日運輸省令第39号抄〕

（施行期日）

第１条　この省令は、平成13年１月６日から施行する。

附　則〔平成17年12月２日国土交通省令第112号抄〕

（施行期日）

1　この省令は、公布の日から施行する。ただし、第２条の改正規定は、公布の日から起算して６月を経過した日から施行する。

附　則〔平成18年９月７日国土交通省令第86号抄〕

（施行期日）

第１条　この省令は、道路運送法等の一部を改正する法律〔平成18年５月法律第40号〕の施行の日（平成18年10月１日）から施行する。

附　則〔平成19年３月14日国土交通省令第11号抄〕

（施行期日）

１　この省令は、平成19年４月１日から施行する。

附　則〔平成27年７月１日国土交通省令第51号〕

この省令は、公布の日から施行する。

附　則〔平成30年６月27日国土交通省令第51号〕

この省令は、平成30年10月１日から施行する。

附　則〔令和２年２月６日国土交通省令第６号抄〕

（施行期日）

第１条　この省令は、道路運送車両法の一部を改正する法律〔令和元年５月法律第14号〕（以下「改正法」という。）の施行の日〔令和２年４月１日〕（以下「施行日」という。）から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

⑴　第２条中自動車点検基準第２条、第４条第２項及び第５条第２項の改正規定並びに別表第５の次に１表を加える改正規定並びに第７条中指定自動車整備事業規則第６条第１項の改正規定　令和２年10月１日

⑵　第２条中自動車点検基準別表第３、別表第５及び別表第６の改正規定〔中略〕　令和３年10月１日

〔経過措置〕

第７条　施行日において現に販売されている自動車の型式に固有の技術上の情報（自動車製作者等が自ら製作、販売、授与又は貸与する作業機械に関するものに限る。）であってその提供に相当の期間を要するものについては、令和２年12月31日までは、第２条の規定による改正後の自動車点検基準第７条第１項（第３号に係る部分に限る。）の規定は、適用しない。

改正後	改正前
（定期点検基準） 第二条　法第四十八条第一項の国土交通省令で定める技術上の基準は、次の各号に掲げる自動車の区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。 一・二　（略） 三　法第四十八条第一項第二号に掲げる自動車（二輪自動車を除く。）　別表第五 四　法第四十八条第一項第二号に掲げる自動車（二輪自動車に限る。）　別表第五の二 五　（略） 六　（略）	（定期点検基準） 第二条　法第四十八条第一項の国土交通省令で定める技術上の基準は、次の各号に掲げる自動車の区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。 一・二　（略） 三　法第四十八条第一項第二号に掲げる自動車　別表第五 （新設） 四　（略） 五　（略）
（点検整備記録簿の記載事項等） 第四条　法第四十九条第一項第五号の国土交通省令で定める事項は、次のとおりとする。 一　（略） 二　点検又は特定整備時の総走行距離 三　（略） ２　点検整備記録簿の保存期間は、その記載の日から、第二条第一号から第四号までに掲げる自動車にあつては一年間、同条第五号及び第六号に掲げる自動車にあつては二年間とする。	（点検整備記録簿の記載事項等） 第四条　法第四十九条第一項第五号の国土交通省令で定める事項は、次のとおりとする。 一　（略） 二　点検又は分解整備時の総走行距離 三　（略） ２　点検整備記録簿の保存期間は、その記載の日から、第二条第一号から第三号までに掲げる自動車にあつては一年間、同条第四号及び第五号に掲げる自動車にあつては二年間とする。
（点検等の勧告に係る基準） 第五条　（略） ２　法第五十四条第四項の国土交通省令で定める点検（法第七十一条の二第二項において準用する場合を含む。）は、次の各号に掲げる自動	（点検等の勧告に係る基準） 第五条　（略） ２　法第五十四条第四項の国土交通省令で定める点検（法第七十一条の二第二項において準用する場合を含む。）は、次の各号に掲げる自動

車の区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。

一・二　（略）

三　法第四十八条第一項第二号に掲げる自動車（二輪自動車を除く。）　別表第五に定める十二月ごとに行う点検

四　法第四十八条第一項第二号に掲げる自動車（二輪自動車に限る。）　別表第五の二に定める十二月ごとに行う点検

五　（略）

六　（略）

（自動車の点検及び整備に関する情報）

第七条　法第五十七条の二第一項の規定による自動車の型式に固有の技術上の情報の提供は、次に定めるところにより行うものとする。

一　当該自動車の販売を開始した日から六月以内に行うこと。

二　自動車特定整備事業者又は使用者が容易に入手できる方法により行うこと。ただし、少数生産車であること等により当該提供を受ける者が限定される場合又は次項（第二号に係る部分に限る。）の規定により情報を提供する場合にあつては、この限りでない。

三　自動車特定整備事業者又は使用者が第三項第三号に規定する作業機械（自動車製作者等が自ら製作、販売、授与又は貸与するものに限る。）の情報を用いて点検及び整備をすることができるよう、当該作業機械を提供すること。

四　提供した情報を変更したときは、これを周知させるための措置を講ずること。

2　前項の規定による提供は、次のとおりとすることができる。

一　有償（合理的かつ妥当な金額であつて、不当に差別的でないものに限る。）とすること。

二　自動運行装置その他点検及び整備のために通常利用される技術よりも高度な技術を利用する装置に係る情報を提供する場合にあつては、当該情報の提供を受ける者を、当該情報に基づく点検及び整備を適確に実施するに足りる能力及び体制を有することが確認された

車の区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。

一・二　（略）

三　法第四十八条第一項二号に掲げる自動車　別表第五に定める十二月ごとに行う点検

（新設）

四　（略）

五　（略）

（自動車の点検及び整備に関する情報）

第七条　法第五十七条の二の国土交通省令で定める技術上の情報は、点検（法第四十七条の二及び第四十八条の規定によるものを除く。）の箇所、時期及び実施の方法並びに当該点検の結果必要となる整備の実施の方法とする。

者に限ること。

三　当該自動車の流通の状況からみて当該提供を受ける者が著しく少数となった場合においては、当該提供を終了すること。

3　法第五十七条の二第一項の国土交通省令で定める技術上の情報は、次に掲げるものとする。ただし、自動車の点検及び整備の目的以外の目的で使用されることにより、当該自動車について保安上及び公害防止上支障があるものとして国土交通大臣が定めるものを除く。

一　自動車の故障の状態を識別するための番号、記号その他の符号

二　道路運送車両法施行規則（昭和二十六年運輸省令第七十四号）第四十五条の四第二号に規定する装置の構造及び作動条件に関する情報

三　法第四十九条第二項に規定する特定整備に必要な自動車の構造及び装置に関する情報、点検及び整備の実施の方法に関する情報並びに作業機械の情報

四　前三号に掲げるもののほか、自動車の点検及び整備の適切な実施のために必要なものとして国土交通大臣が定める情報

第八条　法第五十七条の二第二項の国土交通省令で定める技術上の情報は、点検（法第四十七条の二及び第四十八条の規定によるものを除く。）の箇所、時期及び実施の方法並びに当該点検の結果必要となる整備の実施の方法とする。

別表第3（事業用自動車等の定期点検基準）（第二条、第五条関係）

点検時期 ＼ 点検箇所	3月ごと	12月ごと（3月ごとの点検に次の点検を加えたもの）
（略）	（略）	（略）
警音器、窓拭き器、洗浄液噴射装置、デ		作用

（新設）

別表第3（事業用自動車等の定期点検基準）（第二条、第五条関係）

点検時期 ＼ 点検箇所	3月ごと	12月ごと（3月ごとの点検に次の点検を加えたもの）
（略）	（略）	（略）
警音器、窓ふき器、洗浄液噴射装置、デ		作用

フロスタ及び施錠装置		
（略）	（略）	（略）
その他	シャシ各部の給油脂状態	（※５）（※６）　車載式故障診断装置の診断の結果

（注）①～④　（略）

⑤　（※５）印の点検は、大型特殊自動車を除く。

⑥　（※６）印の点検は、原動機、制動装置、アンチロック・ブレーキシステム及びエアバッグ（かじ取り装置並びに車枠及び車体に備えるものに限る。）、衝突被害軽減制動制御装置、自動命令型操舵機能及び自動運行装置に係る識別表示（道路運送車両の保安基準（昭和26年運輸省令第74号）に適合しないおそれがあるものとして警報するものに限る。）の点検をもつて代えることができる。

別表第５（自家用貨物自動車等の定期点検基準）（第二条、第五条関係）

点検時期／点検箇所	６　月　ご　と	12　月　ご　と（６月ごとの点検に次の点検を加えたもの）
（略）	（略）	（略）
警音器、窓拭き器、洗浄液噴射装置、デフロスタ及び施錠装置		作用
（略）	（略）	（略）
その他	シャシ各部の給油脂状態	（※６）（※７）　車載式故

フロスタ及び施錠装置		
（略）	（略）	（略）
その他	シャシ各部の給油脂状態	

（注）①～④　（略）

（新設）

（新設）

別表第５（自家用貨物自動車等の定期点検基準）（第二条関係）

点検時期／点検箇所	６　月　ご　と	12　月　ご　と（６月ごとの点検に次の点検を加えたもの）
（略）	（略）	（略）
警音器、窓ふき器、洗浄液噴射装置、デフロスタ及び施錠装置		作用
（略）	（略）	（略）
その他	シャシ各部の給油脂状態	

		障診断装置の診断の結果

（注）①～⑤　（略）

⑥　（※６）印の点検は、大型特殊自動車を除く。

⑦　（※７）印の点検は、原動機、制動装置、アンチロック・ブレーキシステム及びエアバッグ（かじ取り装置並びに車枠及び車体に備えるものに限る。）、衝突被害軽減制動制御装置、自動命令型操舵機能及び自動運行装置に係る識別表示（道路運送車両の保安基準に適合しないおそれがあるものとして警報するものに限る。）の点検をもって代えることができる。

別表第５の２（有償で貸し渡す自家用二輪自動車等の定期点検基準）（第二条、第五条関係）

点検時期／点検箇所		６　月　ご　と	12　月　ご　と（６月ごとの点検に次の点検を加えたもの）
かじ取り装置	ハンドル		操作具合
	フロント・フォーク	ステアリング・ステムの軸受部のがた	1　損傷 2　ステアリング・ステムの取付状態
制動装置	ブレーキ・ペダル及びブレーキ・レバー	1　遊び 2　ブレーキの効き具合	
	ロッド及びケーブル類	緩み、がた及び損傷	

（注）①～⑤　（略）

（新設）

（新設）

（新設）

	ホース及びパイプ	漏れ、損傷及び取付状態	
	マスタ・シリンダ、ホイール・シリンダ及びディスク・キャリパ	液漏れ	機能、摩耗及び損傷
	ブレーキ・ドラム及びブレーキ・シュー	（※１）１　ドラムとライニングとのすき間 （※１）２　シューの摺動部分及びライニングの摩耗	ドラムの摩耗及び損傷
	ブレーキ・ディスク及びパッド	（※１）１　ディスクとパッドとのすき間 （※１）２　パッドの摩耗	ディスクの摩耗及び損傷
走行装置	ホイール	（※１）１　タイヤの状態 ２　ホイール・ナット及びホイール・ボルトの緩み （※１）３　フロント・ホイール・ベアリングのがた （※１）４　リヤ・ホイール・ベアリングのがた	
緩衝装置	サスペンション・アーム		連結部のがた及びアームの損傷
	ショック・アブソーバ		油漏れ及び損傷
動力	クラッチ	クラッチ・レバーの遊び	作用
	トランスミッ	（※１）　油漏れ及び油量	

伝達装置	ション		
	プロペラ・シャフト及びドライブ・シャフト		継手部のがた
	チェーン及びスプロケット	1　チェーンの緩み 2　スプロケットの取付状態及び摩耗	
	ドライブ・ベルト	（※１）　摩耗及び損傷	
電気装置	点火装置	（※１）（※２）１　点火プラグの状態 ２　点火時期	
	バッテリ	ターミナル部の接続状態	
	電気配線		接続部の緩み及び損傷
原動機	本体	（※１）１　エア・クリーナ・エレメントの状態 ２　低速及び加速の状態 ３　排気の状態	
	潤滑装置	油漏れ	
	燃料装置	1　燃料漏れ 2　リンク機構の状態 3　スロットル・バルブ及びチョーク・バルブの作動状態	
	冷却装置	水漏れ	
ばい煙	ブローバイ・ガス還元装置		配管の損傷
	燃料蒸発ガス		1　配管等の損傷

、悪臭のあるガス、有害なガス等の発散防止装置	排出抑止装置		2　チャコール・キャニスタの詰まり及び損傷 3　チェック・バルブの機能
	一酸化炭素等発散防止装置		1　二次空気供給装置の機能 2　配管の損傷及び取付状態
エグゾースト・パイプ及びマフラ		取付けの緩み及び損傷	マフラの機能
フレーム		緩み及び損傷	
その他		シャシ各部の給油脂状態	

（注）①　（※１）印の点検は、自動車検査証の交付を受けた日又は当該点検を行った日以降の走行距離が６月当たり１千５百キロメートル以下の自動車については、前回の当該点検を行うべきこととされている時期に当該点検を行わなかった場合を

除き、行わないことができる。

② （※２）印の点検は、点火プラグが白金プラグ又はイリジウム・プラグの場合は、行わないことができる。

別表第６（自家用乗用自動車等の定期点検基準）（第二条、第五条関係）

点検時期／点検箇所	１　年　ご　と	２　年　ご　と（１年ごとの点検に次の点検を加えたもの）
（略）		
車体及び車枠	（略）	緩み及び損傷
その他	（※３）　車載式故障診断装置の診断の結果	

（注）①～③　（略）

④ （※３）印の点検は、原動機、制動装置、アンチロック・ブレーキシステム及びエアバッグ（かじ取り装置並びに車枠及び車体に備えるものに限る。）、衝突被害軽減制動制御装置、自動命令型操舵機能及び自動運行装置に係る識別表示（道路運送車両の保安基準に適合しないおそれがあるものとして警報するものに限る。）の点検をもって代えることができる。

別表第７（二輪自動車の定期点検基準）（第二条、第五条関係）

点検時期／点検箇所	１　年　ご　と	２　年　ご　と（１年ごとの点検に次の点検を加えたもの）
（略）	（略）	（略）
ば　ブローバイ・		（略）

別表第６（自家用乗用自動車等の定期点検基準）（第二条関係）

点検時期／点検箇所	１　年　ご　と	２　年　ご　と（１年ごとの点検に次の点検を加えたもの）
（略）	（略）	（略）
車体及び車枠	（略）	緩み及び損傷

（注）①～③　（略）

（新設）

別表第７（二輪自動車の定期点検基準）（第二条関係）

点検時期／点検箇所	１　年　ご　と	２　年　ご　と（１年ごとの点検に次の点検を加えたもの）
（略）	（略）	（略）
ば　ブローバイ・ガ		（略）

い煙、悪臭のあるガス、有害なガス等の発散防止装置	ガス還元装置		
	燃料蒸発ガス排出抑止装置		（略）
	一酸化炭素等発散防止装置		（略）
（略）		（略）	（略）

（注）①～③　（略）

い煙、悪臭のあるガス、有害なガス等の発散防止装置	ス還元装置		
	燃料蒸発ガス排出抑制装置		（略）
	一酸化炭素等発散防止装置		（略）
（略）		（略）	（略）

（注）①～③　（略）

点検基準の見直し

- OBD検査の対象外としている大型特殊自動車、被牽引自動車、二輪自動車を除いた自動車の定期点検基準の点検項目について、**「OBD（車載式故障診断装置）の診断の結果」**を追加し、1年ごとに点検することを義務付け。

＜点検の対象となる警告灯＞

- 点検は原動機、制動装置、アンチロックブレーキシステムの警告灯、エアバッグ（かじ取り装置並びに車枠及び車体に備えるものに限る。）、衝突被害軽減制動制御装置、自動命令型操舵機能及び自動運行装置に係る識別表示（道路運送車両法の保安基準に適合しないおそれがあるものとして警報するものに限る。）

＜点検の実施方法＞

- イグニッション電源をオンにした状態で診断の対象となる識別表示が点灯することを確認し、原動機を始動させる。そして、診断の対象となる識別表示が点灯または点滅し続けていないかを目視により点検する。（ただし自動車メーカー等の作成するユーザーマニュアル等により点検を行うこととされている場合には、その方法により点検します。）

＜整備の実施方法＞

- 点検の対象となる識別表示が点灯または点滅し続けている場合は、スキャンツール等を使用してその原因となる故障箇所を特定し、少なくとも整備作業が適切に完了しなくなるおそれがある作業については、自動車メーカー等の作成する整備要領書に基づいて整備を行う。

➢ 点検基準の改正により、指定工場における保安基準適合証の交付にも影響がでることから、点検基準の施行は、特定整備制度の施行から**1年半後の令和3年10月1日に施行**
➢ 追加した点検項目を点検整備した際、どのようにして点検整備記録簿に記載するのかについては、「自動車の点検及び整備に関する手引」に記載

（参考）点検整備の流れ

原動機（異常）の警告灯		側方のエアバッグ（異常）の警告灯	
制動装置（異常）の警告灯		衝突被害軽減制動制御装置に係る警告灯	メーカーごとに異なる警告灯が点灯
アンチロックブレーキシステム（異常）の警告灯		自動命令型操舵機能に係る警告灯	メーカーごとに異なる警告灯が点灯
前方のエアバッグ（異常）の警告灯		自動運行装置に係る警告灯	保安基準の規定ぶりを踏まえ検討

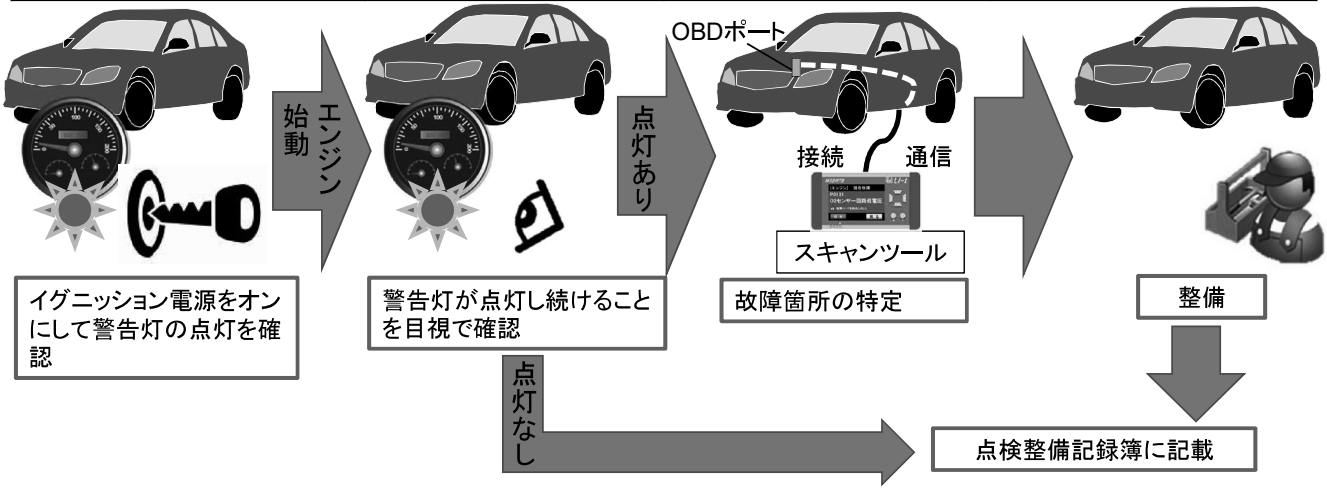

特定整備記録簿の記載方法について

- **電子制御装置整備を外注した場合や離れた作業場で特定整備を実施した場合の特定整備記録簿の記載例を示します。**
- **特定整備記録簿の作成責任については、電子制御装置整備の整備主任者等資格取得講習テキストをご確認ください。**

【以下、記載例を示します。】

○　ガラス交換を構内外注し、レーダー交換及びエーミング作業を自ら行った場合

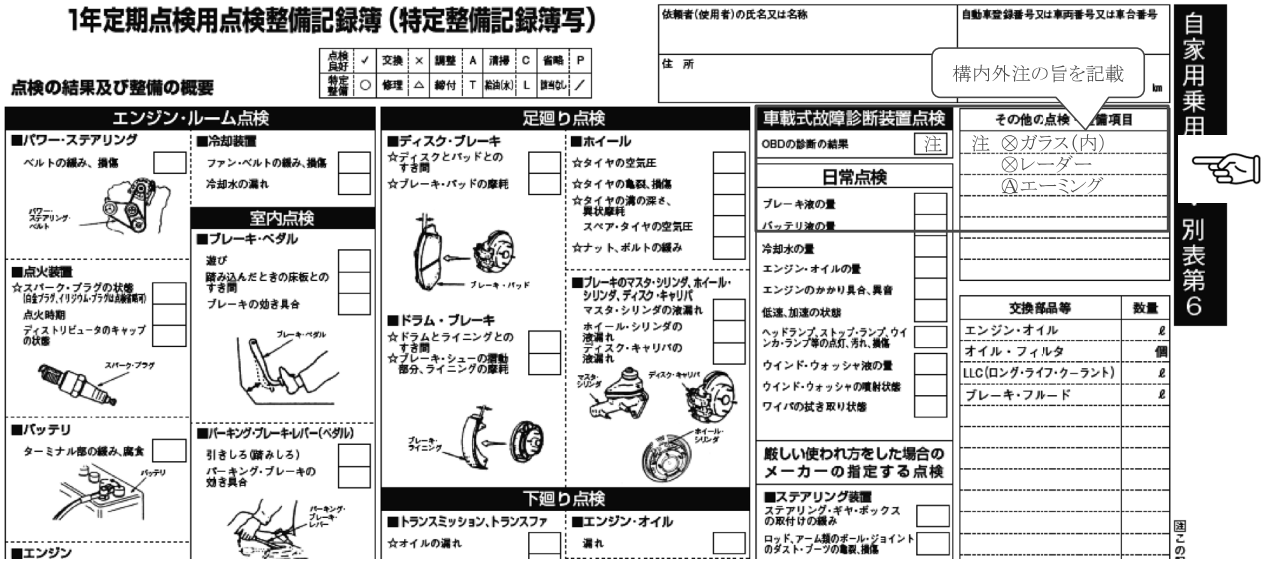

○　レーダー交換を外注元、エーミング作業を外注先で実施した場合

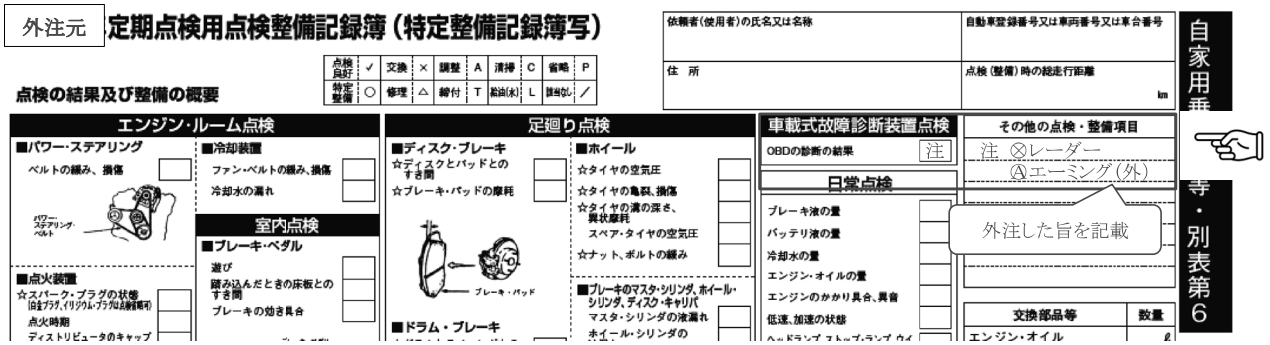

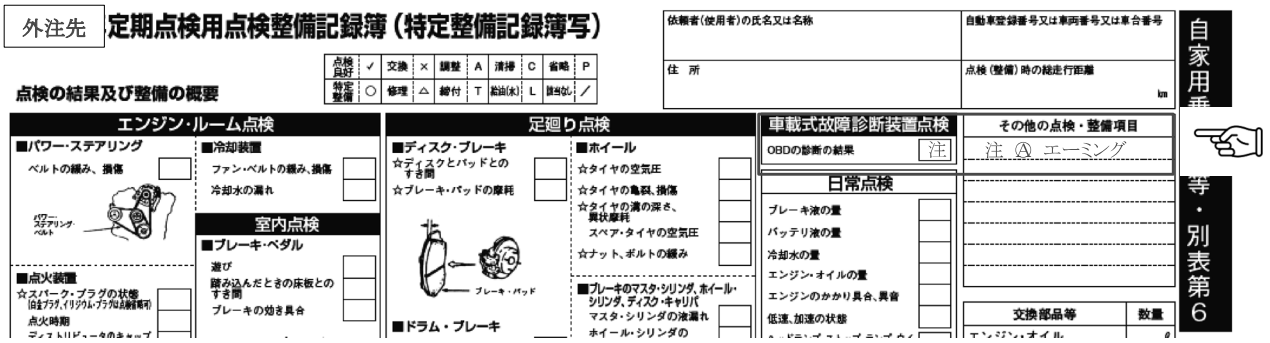

○　電子制御装置整備の全部を他の自動車特定整備事業者に外注した場合

※外注元の特定整備事業者は、特定整備記録簿に記載しないよう注意してください。

○　事業場内に限り電子制御装置点検整備作業場以外の場所において電子制御装置整備作業を実施した場合

①　入庫した車両については、自社の電子制御装置点検整備作業場でエーミング作業を行えないことから、電子制御装置整備作業場の屋上でエーミング作業を行った場合

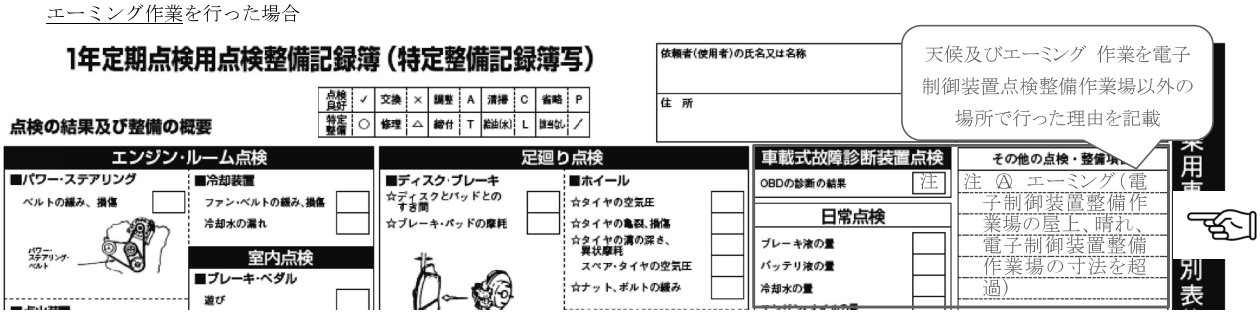

②　離れた作業場（○○板金工場）でバンパ交換を行った場合

Ⅱ　指定整備事業関係

１．指定自動車整備事業者の処分状況

１．全国及び九州の処分状況

全　国

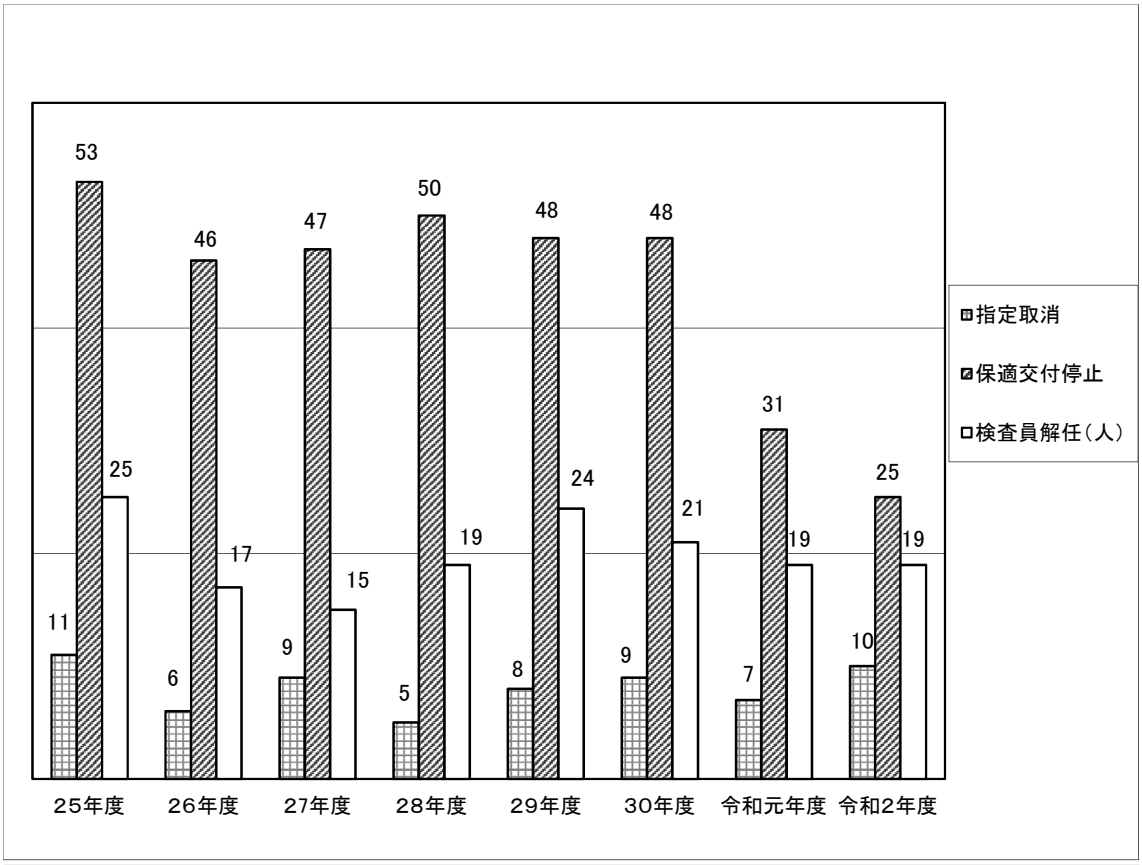

九　州

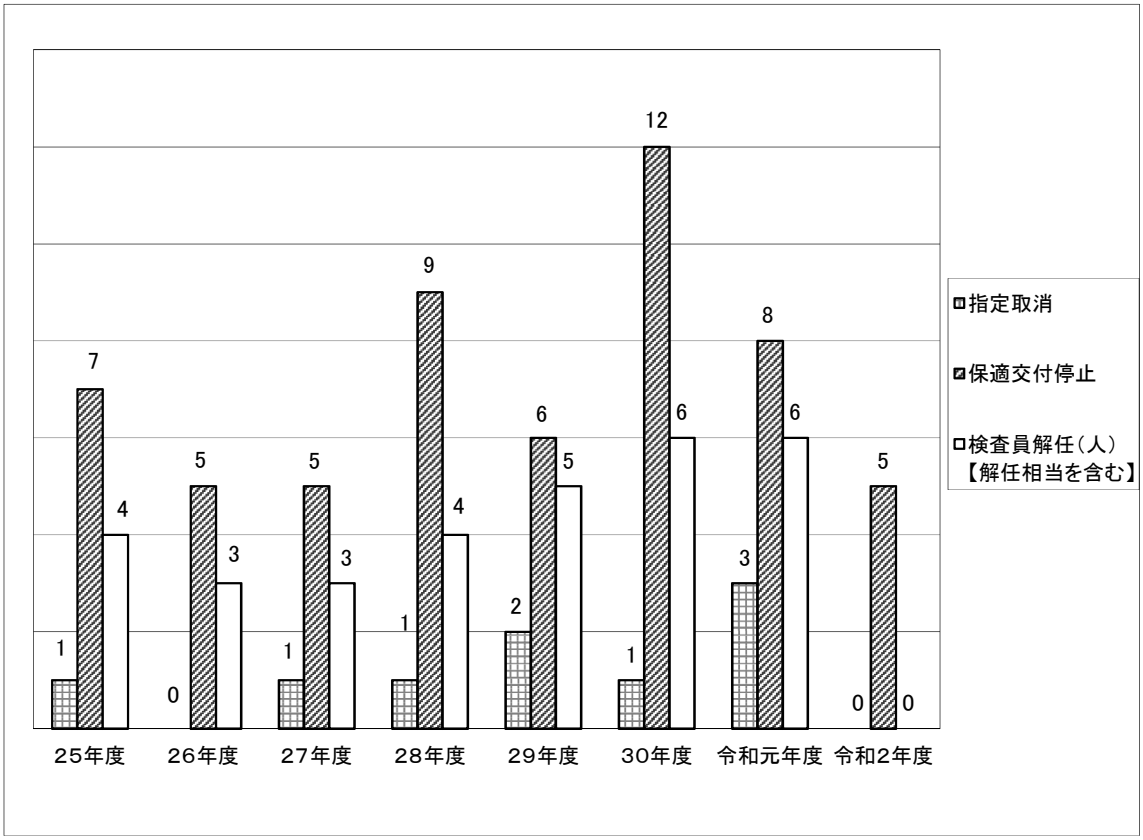

2. 管内の処分における違反内容

25年度　（1事業者で複数違反項目計上）

・指定整備記録簿の虚偽記載	2件	・点検整備上の瑕疵	0件
・指定整備記録簿の一部記載漏れ・記載誤り	2件	・法令の規定を遵守する体制でない。	2件
・適合証の不正交付	0件	・分解整備記録簿の記載誤り	0件
・保安基準不適合	1件	・分解整備作業に重大な瑕疵	0件
・同一性相違	1件	・適合証の虚偽記載	1件
・点検・整備・検査を全て実施せず	2件（内点検1件）	・不正改造状態で手続き	2件
・不正改造状態	3件	・工員不足	1件
・不正改造実施	1件	・適合証の記載誤り	1件

管内計	支局別	福岡	佐賀	長崎	熊本	大分	宮崎	鹿児島
8	指定処分件数	1			1	3	2	1
3	認証処分件数	1				1	1	

26年度　（1事業者で複数違反項目計上）

・指定整備記録簿の虚偽記載	2件	・点検整備上の瑕疵	0件
・指定整備記録簿の一部記載漏れ・記載誤り	0件	・法令の規定を遵守する体制でない。	1件
・適合証の不正交付	0件	・分解整備記録簿の記載誤り	0件
・保安基準不適合	1件	・分解整備作業に重大な瑕疵	1件
・同一性相違	2件	・適合証の虚偽記載	0件
・点検・整備・検査を全て実施せず	0件	・不正改造状態で手続き	2件
・不正改造状態	2件	・工員不足	0件
・不正改造実施	1件	・適合証の記載誤り	1件

管内計	支局別	福岡	佐賀	長崎	熊本	大分	宮崎	鹿児島
5	指定処分件数	2		1			1	1
3	認証処分件数			1	1	1		

27年度　（1事業者で複数違反項目計上）

・虚偽の指定申請	1件	・法令の規定を遵守する体制でない。	1件
・指定整備記録簿の虚偽記載	3件	・概算見積書の未交付	2件
・指定整備記録簿の一部記載漏れ・記載誤り	1件	・分解整備記録簿の未交付	1件
・適合証の虚偽記載	0件	・分解整備記録簿の虚偽記載	2件
・保安基準不適合	0件	・分解整備記録簿の記載誤り・記載誤	1件
・同一性相違	0件	・分解整備作業に重大な瑕疵	2件
・点検・整備・検査を全て実施せず	1件	・料金表を掲示していない	1件
・点検・整備を全て実施せず	3件	・整備主任者の虚偽の届	1件
・検査を全て実施せず	1件	・整備主任者の未選任	1件
・点検整備上の瑕疵	1件	・整備主任者の変更未届	1件
・検査員の虚偽の届	1件	・不正改造状態で手続き	2件
・自賠責不足で適合証交付	2件	・ペーパー車検の依頼	1件
・不正改造状態で適合証交付	1件	・ペーパー車検で手続き	1件
・不正改造実施	2件	・工員不足	1件

管内計	支局別	福岡	佐賀	長崎	熊本	大分	宮崎	鹿児島
7	指定処分件数	3			1	1		2
5	認証処分件数	1			2			2

28年度　（1事業者で複数違反項目計上）

・検査機器の校正を一部実施せず	1件	・不正改造状態で適合証交付	2件
・対象車種以外に適合証交付	2件	・法令の規定を遵守する体制でない。	2件
・指定整備記録簿の虚偽記載	2件	・概算見積書の未交付	2件
・同一性相違	4件	・分解整備記録簿の虚偽記載	1件
・点検・整備・検査を全て実施せず	1件	・分解整備作業に重大な瑕疵	1件
・点検・整備を全て実施せず	1件	・料金の過剰請求	1件
・点検・整備を一部実施せず	1件	・設備の要件を満たしていなかった。	1件
・検査を一部実施せず(故意)	1件	・整備主任者の未届	1件
・点検整備上又は検査上の瑕疵	2件	・整備主任者の統括管理不足	1件
・自賠責不足で適合証交付(一部)	1件	・不正に車検証の交付を受けた	1件
・自賠責不足で適合証交付(大部分)	1件	・工員不足	1件

管内計	支局別	福岡	佐賀	長崎	熊本	大分	宮崎	鹿児島
10	指定処分件数	2		2	2		3	1
3	認証処分件数	1					1	1

29年度　（1事業者で複数違反項目計上）

・指定整備記録簿の虚偽記載	1件	・不正改造状態で適合証交付	1件
・同一性相違	3件	・不適合状態で適合証交付	2件
・点検・整備・検査を全て実施せず	2件	・検査と整備が分業化されていない	1件
・適合証の交付年月日の記載誤り	1件	・概算見積書の未交付	1件
・検査を一部実施せず	2件	・ペーパー車検で手続き	2件
・自賠責の未提示で適合証を交付	1件	・違反行為の依頼	1件
・自賠責不足で適合証交付(一部)	1件	・廃止届未提出	5件
・法令の規定を遵守する体制でない。	2件	・不正に車検証の交付を受けた	1件

管内計	支局別	福岡	佐賀	長崎	熊本	大分	宮崎	鹿児島
8	指定処分件数			4		1	1	2
10	認証処分件数	6		1		1		2

30年度　（1事業者で複数違反項目計上）

・指定整備記録簿の虚偽記載	4件	・不正改造状態で適合証交付	3件
・指定整備記録簿の一部記載漏れ・記載誤り	1件	・不適合状態で適合証交付	4件
・同一性相違	2件	・分解整備記録簿の虚偽記載	3件
・点検・整備・検査を全て実施せず	1件	・分解整備記録簿の未交付	1件
・点検・整備を全て実施せず	3件	・概算見積書の未交付	1件
・検査を全て実施せず	1件	・料金表を掲示していない	1件
・検査を一部実施せず	4件	・工員不足	1件
・適合証の検査年月日の虚偽記載	2件	・整備主任者の統括管理不足	3件
・自賠責不足で適合証交付(一部)	2件	・認証外の作業場で分解整備実施	2件
・自賠責不足で適合証交付(大部分)	1件	・ペーパー車検で手続き	1件
・法令の規定を遵守する体制でない。	3件	・ペーパー車検の依頼	1件

管内計	支局別	福岡	佐賀	長崎	熊本	大分	宮崎	鹿児島
13	指定処分件数	5	1	3	2	1	1	
7	認証処分件数	2		1	1			3

令和元年度　（1事業者で複数違反項目計上）

・指定整備記録簿の虚偽記載	1件	・不適合状態で適合証交付	2件
・指定整備記録簿の一部記載漏れ・記載誤り	3件	・分解整備記録簿を保存せず	1件
・指定整備記録簿を保存せず	1件	・分解整備作業に重大な瑕疵があった	1件
・同一性相違	3件	・概算見積書の未交付	3件
・点検・整備・検査を全て実施せず	2件	・ペーパー車検で手続き	2件
・点検・整備を一部実施せず	1件	・ペーパー車検の依頼	1件
・検査を全て実施せず	1件	・検査員の証明を虚偽記載	1件
・検査を一部実施せず	3件	・不正改造の実施	1件
・点検整備上又は検査上の瑕疵があった	1件	・整備主任者の統括管理不足	1件
・法令の規定を遵守する体制でない。	2件	・料金表を掲示していない	1件
・不正改造状態で適合証交付	1件		

管内計	支局別	福岡	佐賀	長崎	熊本	大分	宮崎	鹿児島
11	指定処分件数	5	1	1	2		1	1
7	認証処分件数	2	2	1	1		1	

令和2年度　（1事業者で複数違反項目計上）

・指定整備記録簿の一部記載漏れ・記載誤り	2件	・適合証未交付	1件
・特定(分解)整備記録簿の写し未交付	1件	・同一性相違	1件
・特定(分解)整備記録簿の一部記載漏れ	1件	・点検・整備を一部実施せず	1件
・特定(分解)整備作業に重大な瑕疵があった	1件	・検査を一部実施せず	1件
・整備内容等を説明していない	1件	・点検整備上又は検査上の瑕疵があった	1件
・自賠責不足で適合証交付(大部分)	1件	・廃止届未提出	1件

管内計	支局別	福岡	佐賀	長崎	熊本	大分	宮崎	鹿児島
5	指定処分件数	2				2		1
3	認証処分件数			1		1		1

処　分　一　覧　表　（令和２年度・指定）

番号	支局	事業形態	違反事項	処分基準	処分日	処分内容
1	鹿児島	専業	・故意以外により検査の一部を実施せず適合証を交付した。 ・依頼者へ適合証を交付せず。 ・指定整備記録簿の一部記載漏れ。 ・検査員が検査の一部を実施していないにもかかわらず適合証に証明した。	２３年	4月28日	交付停止20日 検査員警告
2	大分	専業	・適合証交付自動車に点検整備上又は検査上の瑕疵があった。（事故を惹起した）	２３年	5月21日	交付停止20日
3	大分	専業	・点検整備の一部を実施せずに適合証を交付した。	２３年	8月20日	交付停止70日
4	福岡	専業	・同一性の相違する自動車にもかかわらず適合証を交付した。 ・検査員が同一性の相違する自動車にもかかわらず適合証に証明した。	２３年	9月28日	交付停止25日 検査員警告
5	福岡	専業	・自賠責の一部未加入状態で適合証を交付した。（大部分） ・指定整備記録簿の一部記載漏れ。	２年	2月17日	交付停止20日

２.「指定自動車整備事業における不正行為の防止について」の取扱いについて

事　務　連　絡
平成２９年８月２５日

「指定自動車整備事業における不正行為の防止について」の取扱について

指定自動車整備事業者に対しては、業務の重要性を鑑み、これまでも監査、研修会等を通じて法令遵守の徹底を図ってきたところです。

しかしながら、依然として法令に違反する事例が発生しており、最近においては、不正行為が組織的に行われるなど、巧妙化、悪質化し、保安基準適合証等を不正に交付する行為が発生しています。

これらの行為は、指定自動車整備制度の根幹を揺るがし、国民の信頼を損なう重大かつ悪質な行為である。その再発防止が厳に求められることから、平成２９年８月２５日付け（九運技整第３９６号）をもって自動車技術安全部長から管内運輸支局長あて「指定自動車整備事業における不正行為の防止について」により通知しているところです。

つきましては、指定自動車整備事業者が、国に代わり業務を遂行する任にある事を踏まえ、下記について関係者に対する指導の強化を図られたい。

記

１．指定自動車整備事業者や自動車検査員に対し指定自動車整備事業の社会的責務の重要性を再認識させるように監査、研修会等あらゆる機会を捉え指導すること。
２．指定自動車整備事業者に対して、別添の点検表を用いて点検を行うよう促すこと。また、監査等の機会を捉え点検表の実施内容を確認すること。
３．指定自動車整備事業者に対して、事業場にて点検、整備、及び検査を行った車両であることを明確にし保存すること。

令和3年3月31日改正

指定自動車整備事業　点検表

※実施者は役員又は役員に準ずる者（部門長＆事業場管理責任者等）

指定番号		点検日	令和　　年　　月　　日	実施者	
事業場名				条件	軸重　kg以下 車両重量・車両総重量　kg以下・未満 燃料等 大特
対象自動車	普通（大） 普通（中） 普通（小） 普通（乗） 小四 小三 小二 軽 大特			その他条件	

工員数（B）	名	内訳				整備士保有率（A）／（B）	自動車検査員	
			1級整備士※	名				
			2級整備士※	名				
			3級整備士※	名				
			小計（A）	名		%		
			1～3級整備士以外の工員	名		※（A）／（B）の値≧1／3以上必須		

※　2種類以上の整備士資格を保有している場合は、数字の小さい級で集計する。

		確認項目	適　・　否	備考
Ⅰ　認証関係	1	整備主任者に変更があった時に適切な処理が行われているか	適　・　否	
	2	整備主任者に選任している者に対して研修を受けさせているか	適　・　否	
	3	特定整備記録簿は適切に交付され、また過去2年分保存されているか	適　・　否	電子制御装置整備の全部を他の自動車特定整備事業者に外注（構内外注を除く）した場合を除く。
	4	認証工具等認証基準に適合するように設備の維持及び管理を行っているか	適　・　否	
	5	外注作業について適切に運用されているか	適　・　否	外注している場合に限る。 （電子制御装置整備を外注した場合は、作業を行った特定整備事業者が適切に特定整備記録簿を作成、交付しているか。（指定整備の場合は、できばえ確認が必要））
	6	電子制御装置整備に必要な整備技術情報を入手できる体制にあるか	適　・　否	電子制御装置整備の認証を取得した場合に限る。
	7	整備技術情報に基づく必要な電子制御装置整備が確実に実施されているか	適　・　否	電子制御装置整備の認証を取得した場合に限る。
	8	エーミング作業が適切に実施されているか	適　・　否	電子制御装置整備の認証を取得した場合に限る。
	9	電子制御装置点検整備作業場外でエーミング作業を行うことができる条件の違反はないか	適　・　否	電子制御装置整備の認証を取得した場合に限る。
	10	離れた電子制御装置点検整備作業場を有している場合、当該作業場への移動時における安全対策が確実に実施され、その保守管理が適切に行われているか	適　・　否	電子制御装置整備の認証を取得した場合に限る。
	11	電子制御装置点検整備作業場の共用設備を有している場合、その管理体制は適切か	適　・　否	電子制御装置整備の認証を取得した場合に限る。
	12	完成検査場で窓ガラス、バンパ・グリルの取外し作業等が実施されていないか	適　・　否	電子制御装置整備の認証を取得した場合に限る。

		確認項目	適　・　否	備考
Ⅱ　事業場全般	1	指定基準（工員数（4名以上ただし、対象自動車に車両総重量8トン以上、最大積載量5トン以上又は乗車定員30人以上の車両を含む場合は5名以上）、整備士保有率（1／3））は適合しているか	適　・　否	
	2	屋内現車作業場、完成検査場等に変更はないか	適　・　否	
	3	検査用機器に変更はないか	適　・　否	
	4	整備・点検作業場として届け出ている作業場以外（通路・完成検査場・路上等）で特定整備作業を行っていないか	適　・　否	電子制御装置整備の一定条件のもと作業場以外で行うものを除く。
	5	事業場の体制が常に事業場組織図により明確化されているか	適　・　否	
	6	管理規程が実態に即応し、適切な管理下のもと業務が行われているか	適　・　否	
	7	事業場管理責任者、主任技術者の変更時の引継ぎ処理は適切か	適　・　否	
	8	事業場管理責任者等が講習会等へ出席し知識習得に努めているか	適　・　否	
	9	認証・指定標識を見易いように掲示してあるか	適　・　否	
	10	指定整備に関する資料等が保管・管理されているか	適　・　否	
	11	認証、指定の対象自動車（電子制御装置整備の対象車両を含む）以外の自動車が入庫していないか	適　・　否	
	12	事業場内（社用車、従業員のマイカー等）に不正改造車はないか	適　・　否	
	13	会社の休日及び営業時間外に、従業員が許可無く工場を使用していないか	適　・　否	
	14	主任技術者は整備技術についての責任者として指導を行っているか	適　・　否	
	15	指定整備において、自事業場以外の工員が作業していないか	適　・　否	自動車特定整備事業者等における事業者間の業務支援について（令和2年11月11日付け国自整第197号）に基づく業務支援を除く。
Ⅲ　保安基準適合証	1	事業場管理責任者自らが交付し、また代務交付の処理は適切か	適　・　否	
	2	指定整備の対象自動車以外の車両に交付していないか	適　・　否	
	3	書損等及び交付しない保安基準適合標章は朱抹し、編綴されているか	適　・　否	
	4	保安基準適合証（紙保適）及び保安基準適合標章（電子保適）の出納管理（授受出納帳、交付台帳の記載等）は適切に行われているか	適　・　否	
	5	保安基準適合証綴（紙保適）及び保安基準適合標章綴（電子保適）の保管は適切に行われているか	適　・　否	
	6	事業者印の管理体制は適切に行われているか	適　・　否	
	7	保安基準適合証の交付権限が明確に事業場管理責任者及び代務者へ委任されているか	適　・　否	
	8	検査員が休みの日に適合証の証明がされていないか	適　・　否	
	9	適合証が一度交付された車両に対し再度証明されていないか	適　・　否	
	10	保安基準適合証を交付した車両は、自賠責保険に適切に加入しているか	適　・　否	
	11	電子保安基準適合証システムのログインに必要なID及びパスワードが適正に管理されているか	適　・　否	
Ⅳ　指定整備の内容	1	受入点検の結果が記載されているか	適　・　否	
	2	保安基準に適合していない車両（不正改造を含む）が入庫した際に適切に対応しているか	適　・　否	
	3	作業指示は適正に行われ、確実に作業が実施されているか	適　・　否	
	4	完成検査が関係法令等に基づき確実に行われ、その記録が確実に指定整備記録簿に行われているか	適　・　否	
	5	完成検査は自工場で選任された自動車検査員が自ら行っているか	適　・　否	

		確認項目	適　・　否	備考
Ⅴ　自動車検査員	1	自動車検査員に変更があった時に適切な処理がなされているか	適　・　否	
	2	毎年、自動車検査員研修を受けさせているか	適　・　否	
	3	保安基準適合証に押印する印鑑の管理が確実に行われているか	適　・　否	
	4	職務権限が与えられ、全従業員にその内容が周知されているか	適　・　否	
	5	自工場以外で点検整備（一部も含む）をした車両の検査を行っていないか	適　・　否	
	6	自動車検査証と同一性の確認を行っているか、また、同一性が相違している車両に証明していないか	適　・　否	
	7	検査又は整備が完了していない車両に証明していないか	適　・　否	
	8	検査作業の実務の全過程を自ら行っているか	適　・　否	
	9	検査を行った自動車検査員自らが証明行為を行っているか	適　・　否	
	10	保安基準に適合していない車両（不正改造等）に証明していないか	適　・　否	
	11	検査の年月日を操作して証明していないか	適　・　否	
	12	検査用機器が故障等しているのに検査が行われていないか	適　・　否	
	13	検査用機器の能力を超えた車両を検査し、証明していないか	適　・　否	
Ⅵ　指定整備記録簿	1	指定整備記録簿の様式は適切に選択されているか	適　・　否	
	2	保安基準適合証及び自動車検査証の記載事項との整合性はとれているか	適　・　否	
	3	点検、整備の概要及び検査の結果等が確実に記載されているか	適　・　否	
	4	電子制御装置整備の一部外注を行った場合、一部外注に関する必要事項が確実に記載されているか	適　・　否	電子制御装置整備の認証を取得した場合に限る。
	5	過去2年分の指定整備記録簿（電子制御装置整備の一部外注を行った場合は、外注作業実施書を含む）は適切に保管・管理されているか	適　・　否	
Ⅶ　検査用機械器具	1	1日1回の始業点検は確実に行われているか	適　・　否	
	2	社内規程に基づき検査用機械器具の定期点検が確実に行われているか	適　・　否	
	3	保守管理の記録は適切に行われているか	適　・　否	
	4	検査用機械器具の校正（検定）の有効期間は切れていないか	適　・　否	
	5	検査用機械器具の校正結果成績表は、適切に保存されているか	適　・　否	
	6	検査用機械器具の管理責任者が明確に任命されているか	適　・　否	
Ⅷ　その他	1	苦情記録表、会議・教育記録表を備え付け、記載されているか	適　・　否	
	2	社内教育・研修を定期的に行っているか	適　・　否	
	3	整備主任者、自動車検査員等の従業員は自身が実施すべき業務、実施できない業務を把握しているか	適　・　否	
	4	検査作業と整備作業は分業化されているか	適　・　否	
	5	電子保安基準適合証を交付（保適情報を登録情報処理機関へ提供）することへの承諾書が2年間保存されているか	適　・　否	

Ⅲ　検査業務関係

１．審査事務規程の第33次改正（プレスリリース）

プレスリリース
令和 2 年 12 月 15 日

独立行政法人
NALTEC 自動車技術総合機構
National Agency for Automobile and Land Transport Technology

ー 審査事務規程の一部改正について（第 33 次改正）ー

独立行政法人自動車技術総合機構は、独立行政法人自動車技術総合機構法（平成 11 年法律第 218 号）第 13 条第 1 項の規定に基づく審査事務の実施に関する規程（審査事務規程）の一部改正を行います。

主な改正の概要は、次のとおりです。

１．道路運送車両の保安基準（昭和 26 年運輸省令第 67 号）及び道路運送車両の保安基準の細目を定める告示（平成 14 年国土交通省告示第 619 号）等の一部改正に伴う改正

○　乗用車等の衝突被害軽減制動制御装置の試験速度の要件を強化します。[7-15、7-16]

○　二輪自動車への昼間走行灯の備付けを可能とします。[6-72 の 2、7-72 の 2、8-72 の 2]

○　二輪自動車には車幅灯及び側方反射器を備えなければならないこととします。[6-71、6-75、7-71、7-75、8-71、8-75]

○　長さ 2.5m、幅 1.3m、高さ 2m を超えない最高速度 60km/h 以下の軽自動車のうち高速自動車国道等を運行しないものについて、第 6 章による審査の際、前面衝突に係る試験速度を 40km/h とすることができることとすると共に、ポールへの側面衝突に係る基準を適用しないことができることとします。

　また、当該自動車には、車両後面に規定の標識を表示しなければならないこととします。[6-13、6-22、6-24、6-25、6-27、6-28、6-30、6-32、6-41、6-92、8-32、8-92]

○　相対値規制が適用される自動車の近接排気騒音の測定方法について、排気管の開口部を複数有する自動車の取扱いについて明確化するとともに、アイドリング時において加速ペダルの操作により原動機回転数を任意の回転数に調整することができない自動車の測定回転数を明確化します。[別添 10]

２．新規検査等における事前提出書面審査対象技術基準等の一部拡大［別添 2]

○　道路運送車両の保安基準の細目を定める告示(平成 14 年国土交通省告示第 619 号)別添 52「灯火器及び反射器並びに指示装置の取付装置の技術基準」、細目告示別添 53「二輪自動車等の灯火器及び反射器並びに指示装置の取付装置の技術基準」又は UN R53「二輪自動車の灯火器の取付けに係る協定規則」への適合性を確認する書面を追加します。

３．その他、審査方法の明確化、書きぶりの適正化等の所要の改正を行います。

４．施行は令和 2 年 12 月 15 日（ただし、２．の改正については令和 3 年 4 月 1 日より義務づけ）とします。

審査事務規程の全文は当機構ホームページに掲載しています。
(https://www.naltec.go.jp/)

お問い合わせ先
〒160-0003　東京都新宿区四谷本塩町 4-41 住友生命四谷ビル
独立行政法人自動車技術総合機構　検査部検査課
電話　０３－５３６３－３４４１（代表）
ＦＡＸ　０３－５３６３－３３４７

第7章　新規検査、予備検査、継続検査又は構造等変更検査	第8章　新規検査、予備検査、継続検査又は構造等変更検査（改造等による変更のない使用過程車）
7-74　車幅灯	**8-74　車幅灯**
7-74-1　装備要件	**8-74-1　装備要件**
自動車（最高速度20km/h未満の軽自動車を除く。）の前面の両側には、車幅灯を備えなければならない。 ただし、二輪自動車にあっては、7-74-3（1）②のただし書きの規定により灯光の色が白色である場合にあっては前面に1個備えればよいものとし、幅0.8m以下の自動車（二輪自動車を除く。）にあっては、当該自動車に備えるすれ違い用前照灯の照明部の最外縁が自動車の最外側から400mm以内となるように取付けられている場合には、その側の車幅灯を備えないことができる。（保安基準第34条第1項関係）	自動車（最高速度20km/h未満の軽自動車を除く。）の前面の両側には、車幅灯を備えなければならない。 ただし、二輪自動車にあっては、8-74-3（1）②のただし書の規定により灯光の色が白色である場合にあっては前面に1個備えればよいものとし、幅0.8m以下の自動車（二輪自動車を除く。）にあっては、当該自動車に備えるすれ違い用前照灯の照明部の最外縁が自動車の最外側から400mm以内となるように取付けられている場合には、その側の車幅灯を備えないことができる。（保安基準第34条第1項関係）
7-74-2　性能要件	**8-74-2　性能要件**
7-74-2-1　視認等による審査	**8-74-2-1　視認等による審査**
（1）車幅灯は、夜間に自動車の前方にある他の交通に当該自動車の幅（二輪自動車にあっては、当該自動車の存在）を示すことができ、かつ、その照射光線が他の交通を妨げないものとして、灯光の色、明るさ等に関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するものでなければならない。（保安基準第34条第2項関係、細目告示第45条第1項関係、細目告示第123条第1項関係） ①　車幅灯は、夜間にその前方300mの距離から点灯を確認できるものであり、かつ、その照射光線は、他の交通を妨げないものであること。 この場合において、その光源が5W以上30W以下で照明部の大きさが15cm²以上であり、かつ、その機能が正常である車幅灯は、この基準に適合するものとする。 ②　車幅灯の灯光の色は、白色であること。 ただし、方向指示器、非常点滅表示灯若しくは側方灯と構造上一体となっているもの又は兼用のもの並びに二輪自動車及び側車付二輪自動車に備えるものにあっては、橙色であってもよい。 ③　車幅灯の照明部は、車幅灯の中心を通り自動車の進行方向に直交する水平線を含む、水平面より上方15°の平面及び下方15°の平面並びに車幅灯の中心を含む、自動車の進行方向に平行な鉛直面より車幅灯の内側方向45°の平面（二輪自動車及び側車付二輪自動車の左右それぞれに備えるものについては、内側方向20°の平面）及び車幅灯の外側方向80°の平面により囲まれる範囲において全ての位置から見通すことができるものであること。 この場合において、「全ての位置から見通すことができる」とは、別添13「灯火等の照明部、個数、取付位置等の測定方法」3.4.の規定により審査したときに、対象となる照明部のうち、少なくとも①に規定する照明部の大きさを有する部分を見通せることをいう。 ④　車幅灯は、灯器が損傷し、又はレンズ面が著しく汚損しているものでないこと。	（1）車幅灯は、夜間に自動車の前方にある他の交通に当該自動車の幅（二輪自動車にあっては、当該自動車の存在）を示すことができ、かつ、その照射光線が他の交通を妨げないものとして、灯光の色、明るさ等に関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するものでなければならない。（保安基準第34条第2項関係、細目告示第201条第1項関係） ①　車幅灯の照射光線は、他の交通を妨げないものであること。 ②　車幅灯の灯光の色は、白色であること。 ただし、方向指示器、非常点滅表示灯若しくは側方灯と構造上一体となっているもの又は兼用のもの並びに二輪自動車及び側車付二輪自動車に備えるものにあっては、橙色であってもよい。 ③　車幅灯は、灯器が損傷し、又はレンズ面が著しく汚損しているものでないこと。
（2）次に掲げる車幅灯であって、その機能を損なう損傷等のないものは、（1）の基準に適合するものとする。（細目告示第123条第2項関係） ①　指定自動車等に備えられているものと同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられた車幅灯 ②　法第75条の2第1項の規定に基づき指定を受けた特定共通構造部に備えられている車幅灯又はこれに	（2）車幅灯の機能を損なう損傷等のないものは、（1）の基準に適合するものとする。（細目告示第201条第2項関係）

第7章　新規検査、予備検査、継続検査又は構造等変更検査	第8章　新規検査、予備検査、継続検査又は構造等変更検査（改造等による変更のない使用過程車）
準ずる性能を有する車幅灯 ③　法第75条の3第1項の規定に基づき装置の指定を受けた車幅灯又はこれに準ずる性能を有する車幅灯	
7-74-2-2　テスタ等による審査 9-11の規定による。	**8-74-2-2　テスタ等による審査** 9-11の規定による。
7-74-3　取付要件（視認等による審査） (1) 車幅灯は、その性能を損なわないように、かつ、取付位置、取付方法等に関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するように取付けられなければならない。（保安基準第34条第3項関係） この場合において、車幅灯の照明部、個数及び取付位置の測定方法は、別添13「灯火等の照明部、個数、取付位置等の測定方法」によるものとする。（細目告示第45条第2項関係、細目告示第123条第3項関係） ①　二輪自動車以外の自動車に備える車幅灯の数は、2個又は4個であること。 ただし、幅0.8m以下の自動車にあっては、当該自動車に備えるすれ違い用前照灯の照明部の最外縁が自動車の最外側から400mm以内となるように取付けられている場合には、その側の車幅灯を備えないことができる。 ②　二輪自動車に備える車幅灯の数は、2個であること。 ただし、車幅灯の灯光の色が白色である場合にあっては、1個であってもよい。 ③　側車付二輪自動車以外の自動車に備える車幅灯は、その照明部の上縁の高さが地上2,100mm以下（二輪自動車に備えるものにあっては地上1,200mm以下）、下縁の高さが地上250mm以上（二輪自動車に備えるものにあっては地上350mm以上）となるように取付けられていること。 ④　側車付二輪自動車に備える車幅灯は、その照明部の中心が地上2,000mm以下となるように取付けられていること。 ⑤　二輪自動車以外の自動車に備える車幅灯の照明部の最外縁は、自動車の最外側から400mm以内（被牽引自動車にあっては、150mm以内）となるように取付けられていること。 ⑥　前面の両側に備える車幅灯は、車両中心面に対して対称の位置に取付けられたものであること。 ただし、前面が左右対称でない自動車に備える車幅灯にあっては、この限りでない。 ⑦　車幅灯の点灯操作状態を運転者席の運転者に表示する装置を備えること。 ただし、最高速度35km/h未満の大型特殊自動車並びに車幅灯と連動して点灯する運転者席及びこれと並列の座席の前方に設けられる計器類を備える自動車にあっては、この限りでない。 ⑧　次の自動車に備える車幅灯は、前照灯又は前部霧灯が点灯している場合に消灯できない構造でなければならない。 ア　大型特殊自動車及び除雪、土木作業その他特別な用途に使用される自動車で地方運輸局長の指定するものであって、その自動車の構造上自動車の最外側から400mm以内にすれ違い用前照灯を取付けることができないもの イ　大型特殊自動車及び除雪、土木作業その他特別	**8-74-3　取付要件（視認等による審査）** (1) 車幅灯は、その性能を損なわないように、かつ、取付位置、取付方法等に関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するように取付けられなければならない。（保安基準第34条第3項関係） この場合において、車幅灯の照明部、個数及び取付位置の測定方法は、別添13「灯火等の照明部、個数、取付位置等の測定方法」によるものとする。（細目告示第201条第3項関係） ①　二輪自動車以外の自動車に備える車幅灯の数は、2個又は4個であること。 ただし、幅0.8m以下の自動車にあっては、当該自動車に備えるすれ違い用前照灯の照明部の最外縁が自動車の最外側から400mm以内となるように取付けられている場合には、その側の車幅灯を備えないことができる。 ②　二輪自動車に備える車幅灯の数は、2個であること。 ただし、車幅灯の灯光の色が白色である場合にあっては、1個であってもよい。 ③　側車付二輪自動車以外の自動車に備える車幅灯は、その照明部の下縁の高さが地上250mm以上（二輪自動車に備えるものにあっては地上350mm以上）となるように取付けられていること。 ④　前面の両側に備える車幅灯は、車両中心面に対して対称の位置に取付けられたものであること。 ただし、前面が左右対称でない自動車に備える車幅灯にあっては、この限りでない。 ⑤　車幅灯の点灯操作状態を運転者席の運転者に表示する装置を備えること。 ただし、最高速度35km/h未満の大型特殊自動車並びに車幅灯と連動して点灯する運転者席及びこれと並列の座席の前方に設けられる計器類を備える自動車にあっては、この限りでない。 ⑥　次の自動車に備える車幅灯は、前照灯又は前部霧灯が点灯している場合に消灯できない構造でなければならない。 ア　大型特殊自動車及び除雪、土木作業その他特別な用途に使用される自動車で地方運輸局長の指定するものであって、その自動車の構造上自動車の最外側から400mm以内にすれ違い用前照灯を取付けることができないもの イ　大型特殊自動車及び除雪、土木作業その他特別

第7章　新規検査、予備検査、継続検査又は構造等変更検査	第8章　新規検査、予備検査、継続検査又は構造等変更検査（改造等による変更のない使用過程車）
な用途に使用される自動車で地方運輸局長の指定するものであって、その自動車の構造上自動車の最外側から 400mm 以内に前部霧灯を取付けることができないもの	な用途に使用される自動車で地方運輸局長の指定するものであって、その自動車の構造上自動車の最外側から 400mm 以内に前部霧灯を取付けることができないもの
⑨　車幅灯は、尾灯、前部上側端灯、後部上側端灯、側方灯及び番号灯と同時に点灯及び消灯できる構造でなければならない。 ただし、駐車灯と兼用の車幅灯及び駐車灯と兼用の尾灯並びに車幅灯、尾灯及び側方灯と兼用の駐車灯を備える場合は、この限りでない。	⑦　車幅灯は、尾灯、前部上側端灯、後部上側端灯、側方灯及び番号灯と同時に点灯及び消灯できる構造でなければならない。 ただし、駐車灯と兼用の車幅灯及び駐車灯と兼用の尾灯並びに車幅灯、尾灯及び側方灯と兼用の駐車灯を備える場合は、この限りでない。
⑩　車幅灯は、点滅するものでないこと。	⑧　車幅灯は、点滅するものでないこと。
⑪　車幅灯の直射光又は反射光は、当該車幅灯を備える自動車及び他の自動車の運転操作を妨げるものでないこと。	⑨　車幅灯の直射光又は反射光は、当該車幅灯を備える自動車及び他の自動車の運転操作を妨げるものでないこと。
⑫　方向指示器又は非常点滅表示灯と兼用の前面の両側に備える車幅灯（白色のものに限る。）は、方向指示器又は非常点滅表示灯を作動させている場合においては、⑧から⑩までの基準にかかわらず、方向の指示をしている側のもの又は両側のものが消灯する構造であってもよい。	⑩　方向指示器又は非常点滅表示灯と兼用の前面の両側に備える車幅灯（白色のものに限る。）は、方向指示器又は非常点滅表示灯を作動させている場合においては、⑥から⑧までの基準にかかわらず、方向の指示をしている側のもの又は両側のものが消灯する構造であってもよい。
⑬　方向指示器又は非常点滅表示灯と兼用の前面の両側に備える車幅灯（橙色のものに限る。）は、方向指示器又は非常点滅表示灯を作動させている場合においては、⑧から⑩までの基準にかかわらず、方向の指示をしている側のもの又は両側のものが消灯する構造であること。	⑪　方向指示器又は非常点滅表示灯と兼用の前面の両側に備える車幅灯（橙色のものに限る。）は、方向指示器又は非常点滅表示灯を作動させている場合においては、⑥から⑧までの基準にかかわらず、方向の指示をしている側のもの又は両側のものが消灯する構造であること。
⑭　車幅灯は、灯器の取付部及びレンズ取付部に緩み、がたがない等 7-74-2-1（1）〔大型特殊自動車（ポール・トレーラを除く。）にあっては、7-74-2-1（1）③に係る部分を除く。〕に掲げる性能〔車幅灯の H 面の高さが地上 750mm 未満となるように取付けられている場合にあっては 7-74-2-1（1）③の基準中「下方 15°」とあるのは「下方 5°」、被牽引自動車に取付けられている場合にあっては 7-74-2-1（1）③の基準中「内側方向 45°」とあるのは「内側方向 5°」、専ら乗用の用に供する自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車及び被牽引自動車を除く。）であって乗車定員が 10 人未満のもの又は貨物の運送の用に供する自動車（三輪自動車及び被牽引自動車を除く。）であって車両総重量 3.5t 以下のものの前部に取付けられた側方灯が 7-74-2-1（1）③に規定する性能を補完する性能を有する場合にあっては 7-74-2-1(1)③の基準中「外側方向 80°」とあるのは「外側方向 45°」とし、車幅灯の H 面の高さが地上 750mm 未満となるように取付けられている場合にあっては当該車幅灯の基準軸（当該車幅灯の基準軸が明確でない場合は、照明部中心とすることができる。）を含む水平面より下方に限り 7-74-2-1（1）③の基準中「内側方向 45°」とあるのは「内側方向 20°」とする。〕を損なわないように取付けられていること。 ただし、自動車の構造上、7-74-2-1（1）③に規定する範囲において、全ての位置から見通すことができるように取付けることができない場合にあっては、別添 13「灯火等の照明部、個数、取付位置等の測定方法」3.4.の規定により審査したときに、可能な限り見通すことができる位置に取付けられていること。	⑫　車幅灯は、灯器の取付部及びレンズ取付部に緩み、がたがない等 8-74-2-1（1）に掲げる性能を損なわないように取付けられていること。

第7章　新規検査、予備検査、継続検査又は構造等変更検査	第8章　新規検査、予備検査、継続検査又は構造等変更検査（改造等による変更のない使用過程車）
(2) 次に掲げる車幅灯であってその機能を損なう損傷等のないものは、(1) の基準に適合するものとする。（細目告示第123条第4項関係） ① 指定自動車等に備えられたものと同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられた車幅灯 ② 法第75条の2第1項の規定に基づき指定を受けた特定共通構造部に備えられている車幅灯と同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられている車幅灯又はこれに準ずる性能を有する車幅灯 ③ 法第75条の3第1項の規定に基づき灯火器及び反射器並びに指示装置の取付装置について装置の指定を受けた自動車に備える車幅灯と同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられた車幅灯又はこれに準ずる性能を有する車幅灯	(2) 車幅灯の機能を損なう損傷等のないものは、(1) の基準に適合するものとする。（細目告示第201条第4項関係） **8-74-4　適用関係の整理** 7-74-4の規定を適用する。

7-74-4　適用関係の整理

(1) 昭和35年9月30日以前に製作された軽自動車については、7-74-5（従前規定の適用①）の規定を適用する。（適用関係告示第32条第2項第1号関係）

(2) 昭和35年9月30日以前に製作された自動車については、7-74-6（従前規定の適用②）の規定を適用する。（適用関係告示第32条第3項第1号関係）

(3) 昭和48年11月30日以前に製作された自動車については、7-74-7（従前規定の適用③）の規定を適用する。（適用関係告示第32条第2項第2号、第3項第2号及び第3号関係）

(4) 平成8年1月31日以前に製作された自動車については、7-74-8（従前規定の適用④）の規定を適用する。（適用関係告示第32条第3項第4号関係）

(5) 平成17年12月31日以前に製作された自動車については、7-74-9（従前規定の適用⑤）の規定を適用する。（適用関係告示第32条第1項、第2項第3号、第3項第5号及び第6号関係）

(6) 次に掲げる自動車については、7-74-10（従前規定の適用⑥）の規定を適用する。（適用関係告示第32条第12項関係）

① 平成29年11月17日以前に製作された自動車

② 平成29年11月17日以前の型式指定自動車、新型届出自動車又は輸入自動車特別取扱自動車であって、平成29年11月18日以降に車幅灯に係る性能について変更がないもの

③ 平成29年11月17日以前に法第75条の3の規定によりその「灯火器及び反射器並びに指示装置の取付装置」の型式について指定を受けた自動車であって、平成29年11月18日以降に車幅灯に係る性能について変更がないもの

④ ②又は③に掲げる自動車と車幅灯に係る性能について変更がないもの

(7) 次に掲げる二輪自動車については、7-74-11（従前規定の適用⑦）の規定を適用する。（適用関係告示第32条第17項関係）

① 令和5年8月31日以前に製作された二輪自動車

② 令和5年8月31日以前の型式指定自動車、輸入自動車特別取扱自動車及び多仕様自動車（灯火装置及び反射器並びに指示装置の取付装置に係る指定を受けた特定共通構造部を備えたものに限る。）

7-74-5　従前規定の適用①

昭和35年9月30日以前に製作された軽自動車については、次の基準に適合するものであればよい。（適用関係告示第32条第2項第1号関係）

7-74-5-1　装備要件

なし。

7-74-5-2　性能要件

7-74-7-2に同じ。

7-74-5-3　取付要件

7-74-7-3に同じ。

7-74-6　従前規定の適用②

昭和35年9月30日以前に製作された自動車については、次の基準に適合するものであればよい。（適用関係告示第32条第3項第1号関係）

7-74-6-1　装備要件

自動車（二輪自動車及び最高速度20km/h未満の軽自動車を除く。）の前面の両側には、車幅灯を備えなければならない。

ただし、すれ違い用前照灯の照明部の最外縁が自動車の最外側から650mm以内となるように取付けられている場合には、その側の車幅灯を備えないことができる。

7-74-6-2　性能要件

7-74-7-2に同じ。

第7章　新規検査、予備検査、継続検査又は構造等変更検査	第8章　新規検査、予備検査、継続検査又は構造等変更検査（改造等による変更のない使用過程車）

7-74-6-3　取付要件

7-74-7-3に同じ。

7-74-7　従前規定の適用③

昭和48年11月30日以前に製作された自動車については、次の基準に適合するものであればよい。（適用関係告示第32条第2項第2号、第3項第2号及び第3号関係）

7-74-7-1　装備要件

自動車（二輪自動車及び最高速度20km/h未満の軽自動車を除く。）の前面の両側には、車幅灯を備えなければならない。

ただし、すれ違い用前照灯の照明部の最外縁が自動車の最外側から400mm以内となるように取付けられている場合には、その側の車幅灯を備えないことができる。

7-74-7-2　性能要件

車幅灯は、次の基準に適合するものでなければならない。

① 車幅灯は、夜間にその前方150mの距離から点灯を確認できるものであること。

② 次に掲げる車幅灯であって、その機能が正常であるものは、①の基準に適合するものとする。

この場合において、照明部の取扱いは、別添13「灯火等の照明部、個数、取付位置等の測定方法」によるものとする。

ア　光源が5W以上で照明部の大きさ（車両中心線に直角な鉛直面への投影面積とする。ただし、不透明なモール等により仕切られた照明部にあっては、当該モール等に相当する部分の投影面積を除くものとする。）が15cm^{2}以上のもの

イ　指定自動車等に備えられているものと同一の構造を有し、かつ、同一位置に備えられたもの

ウ　法第75条の2第1項の規定に基づき指定を受けた特定共通構造部に備えられているもの又はこれに準ずる性能を有するもの

エ　法第75条の3第1項の規定に基づく装置の指定を受けたもの又はこれに準ずる性能を有するもの

③ 車幅灯は灯器が損傷し、又はレンズが著しく汚損しているものでないこと。

7-74-7-3　取付要件

(1) 車幅灯は、7-74-7-2に掲げる性能を損なわないように、かつ、次の基準に適合するように取付けられなければならない。

① 二輪自動車及び側車付二輪自動車以外の自動車に備える車幅灯は、その照明部の中心の高さが地上2,000mm以下となるように取付けられていること。

② 二輪自動車及び側車付二輪自動車に備える車幅灯はその照明部の中心が地上2,000mm以下となるように取付けられていること。

③ 車幅灯の照明部の最外縁は、自動車の最外側から400mm以内（被牽引自動車にあっては、150mm以内）となるように取付けられていること。

④ 前面の両側に備える車幅灯は、左右同じ高さに取付けられたものであること。

ただし、前面が左右対称でない自動車に備える車幅灯にあっては、この限りでない。

⑤ 車幅灯は、前照灯又は前部霧灯が点灯している場合に消灯できない構造でなければならない。

ただし、すれ違い用前照灯の照明部の最外縁が自動車の最外側から400mm以内となるように取付けられている場合であってその側の車幅灯を備えたときは、当該車幅灯については、この限りでない。

⑥ 方向指示器又は非常点滅表示灯と兼用の前面の両側に備える車幅灯は、方向指示器又は非常点滅表示灯を作動させている場合においては、⑤の基準にかかわらず、方向の指示をしている側のもの又は両側のものが消灯する構造とすることができる。

(2) 指定自動車等に備えられたものと同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられたものは、(1)の基準に適合するものとする。

7-74-8　従前規定の適用④

平成8年1月31日以前に製作された自動車については、次の基準に適合するものであればよい。（適用関係告示第32条第3項第4号関係）

7-74-8-1　装備要件

7-74-9-1に同じ。

7-74-8-2　性能要件

7-74-8-2-1　視認等による審査

7-74-9-2-1に同じ。

7-74-8-2-2　テスタ等による審査

7-74-9-2-2に同じ。

7-74-8-3　取付要件

(1) 車幅灯は、7-74-9-2に掲げる性能を損なわないように、かつ、次の基準に適合するように取付けられなければならない。

① 二輪自動車及び側車付二輪自動車以外の自動車に備える車幅灯は、その照明部の中心の高さが地上2,000mm以下となるように取付けられていること。

② 二輪自動車及び側車付二輪自動車に備える車幅灯はその照明部の中心が地上2,000mm以下となるように取付けられていること。

第7章　新規検査、予備検査、継続検査又は構造等変更検査	第8章　新規検査、予備検査、継続検査又は構造等変更検査（改造等による変更のない使用過程車）

③　車幅灯の照明部の最外縁は、自動車の最外側から400㎜以内（被牽引自動車にあっては、150㎜以内）となるように取付けられていること。

④　前面の両側に備える車幅灯は、左右同じ高さに取付けられたものであること。
ただし、前面が左右対称でない自動車に備える車幅灯にあっては、この限りでない。

⑤　大型特殊自動車及び除雪、土木作業その他特別な用途に使用される自動車で地方運輸局長の指定するものであって、その自動車の構造上自動車の最外側から 400㎜ 以内にすれ違い用前照灯を取付けることができないものに備える車幅灯は、前照灯又は前部霧灯が点灯している場合に消灯できない構造でなければならない。

⑥　方向指示器又は非常点滅表示灯と兼用の前面の両側に備える車幅灯は、方向指示器又は非常点滅表示灯を作動させている場合においては、⑤の基準にかかわらず、方向の指示をしている側のもの又は両側のものが消灯する構造でなければならない。

(2) 指定自動車等に備えられたものと同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられたものは、(1) の基準に適合するものとする。

7-74-9　従前規定の適用⑤

平成17年12月31日以前に製作された自動車については、次の基準に適合するものであればよい。(適用関係告示第32条第1項、第2項第3号、第3項第5号及び第6号関係)

7-74-9-1　装備要件

自動車（二輪自動車及び最高速度20km/h未満の軽自動車を除く。）の前面の両側には、車幅灯を備えなければならない。

ただし、幅0.8m以下の自動車にあっては、当該自動車に備えるすれ違い用前照灯の照明部の最外縁が自動車の最外側から400㎜以内となるように取付けられている場合には、その側の車幅灯を備えないことができる。

7-74-9-2　性能要件

7-74-9-2-1　視認等による審査

車幅灯は、次の基準に適合するものでなければならない。

①　車幅灯は、夜間にその前方300mの距離から点灯を確認できるものであること。

②　次に掲げる車幅灯であって、その機能が正常であるものは、①の基準に適合するものとする。
この場合において、照明部の取扱いは、別添13「灯火等の照明部、個数、取付位置等の測定方法」によるものとする。

ア　光源が5W以上で照明部の大きさ（車両中心線に直角な鉛直面への投影面積とする。ただし、不透明なモール等により仕切られた照明部にあっては、当該モール等に相当する部分の投影面積を除くものとする。）が 15㎠以上のもの

イ　指定自動車等に備えられているものと同一の構造を有し、かつ、同一位置に備えられたもの

ウ　法第75条の2第1項の規定に基づき指定を受けた特定共通構造部に備えられているもの又はこれに準ずる性能を有するもの

エ　法第75条の3第1項の規定に基づく装置の指定を受けたもの又はこれに準ずる性能を有するもの

③　車幅灯の灯光の色は、白色、淡黄色又は橙色であり、その全てが同一であること。

④　車幅灯は灯器が損傷し、又はレンズが著しく汚損しているものでないこと。

7-74-9-2-2　テスタ等による審査

9-11の規定による。

7-74-9-3　取付要件

(1) 車幅灯は、7-74-9-2-1に掲げる性能を損なわないように、かつ、次の基準に適合するように取付けられなければならない。

①　二輪自動車及び側車付二輪自動車以外の自動車に備える車幅灯は、その照明部の上縁の高さが地上2,100㎜以下となるように取付けられていること。

②　二輪自動車及び側車付二輪自動車に備える車幅灯はその照明部の中心が地上 2,000㎜ 以下となるように取付けられていること。

③　車幅灯の照明部の最外縁は、自動車の最外側から400㎜以内（被牽引自動車にあっては、150㎜以内）となるように取付けられていること。

④　前面の両側に備える車幅灯は、左右同じ高さに取付けられたものであること。
ただし、前面が左右対称でない自動車に備える車幅灯にあっては、この限りでない。

⑤　大型特殊自動車及び除雪、土木作業その他特別な用途に使用される自動車で地方運輸局長の指定するものであって、その自動車の構造上自動車の最外側から 400㎜ 以内にすれ違い用前照灯を取付けることができないものに備える車幅灯は、前照灯又は前部霧灯が点灯している場合に消灯できない構造でなければならない。

⑥　方向指示器又は非常点滅表示灯と兼用の前面の両側に備える車幅灯は、方向指示器又は非常点滅表示灯を作動させている場合においては、⑤の基準にかかわらず、方向の指示をしている側のもの又は両側のものが消灯する構造でなければならない。

(2) 指定自動車等に備えられたものと同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられたものは、(1) の基準に適合するものとする。

7-74-10　従前規定の適用⑥

次に掲げる自動車については、次の基準に適合するものであればよい。(適用関係告示第32条第12項関係)

第7章　新規検査、予備検査、継続検査又は構造等変更検査	第8章　新規検査、予備検査、継続検査又は構造等変更検査（改造等による変更のない使用過程車）

① 平成29年11月17日以前に製作された自動車

② 平成29年11月17日以前の型式指定自動車、新型届出自動車又は輸入自動車特別取扱自動車であって、平成29年11月18日以降に車幅灯に係る性能について変更がないもの

③ 平成29年11月17日以前に法第75条の3の規定によりその「灯火器及び反射器並びに指示装置の取付装置」の型式について指定を受けた自動車であって、平成29年11月18日以降に車幅灯に係る性能について変更がないもの

④ ②又は③に掲げる自動車と車幅灯に係る性能について変更がないもの

7-74-10-1　装備要件

自動車（二輪自動車及び最高速度20km/h未満の軽自動車を除く。）の前面の両側には、車幅灯を備えなければならない。

ただし、幅0.8m以下の自動車にあっては、当該自動車に備えるすれ違い用前照灯の照明部の最外縁が自動車の最外側から400mm以内となるように取付けられている場合には、その側の車幅灯を備えないことができる。

7-74-10-2　性能要件

7-74-10-2-1　視認等による審査

(1) 車幅灯は、夜間に自動車の前方にある他の交通に当該自動車の幅を示すことができ、かつ、その照射光線が他の交通を妨げないものとして、灯光の色、明るさ等に関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するものでなければならない。

① 車幅灯は、夜間にその前方300mの距離から点灯を確認できるものであり、かつ、その照射光線は、他の交通を妨げないものであること。

この場合において、その光源が5W以上30W以下で照明部の大きさが15cm^{2}以上であり、かつ、その機能が正常である車幅灯は、この基準に適合するものとする。

② 車幅灯の灯光の色は、白色であること。

ただし、方向指示器、非常点滅表示灯若しくは側方灯と構造上一体となっているもの又は兼用のもの並びに二輪自動車及び側車付二輪自動車に備えるものにあっては、橙色であってもよい。

③ 車幅灯の照明部は、車幅灯の中心を通り自動車の進行方向に直交する水平線を含む、水平面より上方15°の平面及び下方15°の平面並びに車幅灯の中心を含む、自動車の進行方向に平行な鉛直面より車幅灯の内側方向45°の平面及び車幅灯の外側方向80°の平面により囲まれる範囲において全ての位置から見通すことができるものであること。

この場合において、「全ての位置から見通すことができる」とは、別添13「灯火等の照明部、個数、取付位置等の測定方法」3.4.の規定により審査したときに、対象となる照明部のうち、少なくとも①に規定する照明部の大きさを有する部分を見通せることをいう。

④ 車幅灯は、灯器が損傷し、又はレンズ面が著しく汚損しているものでないこと。

(2) 次に掲げる車幅灯であって、その機能を損なう損傷等のないものは、(1) の基準に適合するものとする。

① 指定自動車等に備えられているものと同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられた車幅灯

② 法第75条の2第1項の規定に基づき指定を受けた特定共通構造部に備えられている車幅灯又はこれに準ずる性能を有する車幅灯

③ 法第75条の3第1項の規定に基づき装置の指定を受けた車幅灯又はこれに準ずる性能を有する車幅灯

7-74-10-2-2　テスタ等による審査

9-11の規定による。

7-74-10-3　取付要件（視認等による審査）

(1) 車幅灯は、その性能を損なわないように、かつ、取付位置、取付方法等に関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するように取付けられなければならない。

この場合において、車幅灯の照明部、個数及び取付位置の測定方法は、別添13「灯火等の照明部、個数、取付位置等の測定方法」によるものとする。

① 車幅灯の数は、2個又は4個であること。

ただし、幅0.8m以下の自動車にあっては、当該自動車に備えるすれ違い用前照灯の照明部の最外縁が自動車の最外側から400mm以内となるように取付けられている場合には、その側の車幅灯を備えないことができる。

② 二輪自動車及び側車付二輪自動車以外の自動車に備える車幅灯は、その照明部の上縁の高さが地上2,100mm以下、下縁の高さが地上250mm以上となるように取付けられていること。

③ 二輪自動車及び側車付二輪自動車に備える車幅灯は、その照明部の中心が地上2,000mm以下となるように取付けられていること。

④ 車幅灯の照明部の最外縁は、自動車の最外側から400mm以内（被牽引自動車にあっては、150mm以内）となるように取付けられていること。

⑤ 前面の両側に備える車幅灯は、車両中心面に対して対称の位置に取付けられたものであること。

ただし、前面が左右対称でない自動車に備える車幅灯にあっては、この限りでない。

⑥ 車幅灯の点灯操作状態を運転者席の運転者に表示する装置を備えること。

ただし、最高速度35km/h未満の大型特殊自動車並びに車幅灯と連動して点灯する運転者席及びこれと並列の座席の前方に設けられる計器類を備える自動車にあっては、この限りでない。

⑦ 次の自動車に備える車幅灯は、前照灯又は前部霧灯が点灯している場合に消灯できない構造でなければならない。

第7章　新規検査、予備検査、継続検査又は構造等変更検査	第8章　新規検査、予備検査、継続検査又は構造等変更検査（改造等による変更のない使用過程車）

ア　大型特殊自動車及び除雪、土木作業その他特別な用途に使用される自動車で地方運輸局長の指定するものであって、その自動車の構造上自動車の最外側から400㎜以内にすれ違い用前照灯を取付けることができないもの

イ　大型特殊自動車及び除雪、土木作業その他特別な用途に使用される自動車で地方運輸局長の指定するものであって、その自動車の構造上自動車の最外側から400㎜以内に前部霧灯を取付けることができないもの

⑧　車幅灯は、尾灯、前部上側端灯、後部上側端灯、側方灯及び番号灯と同時に点灯及び消灯できる構造でなければならない。

ただし、駐車灯と兼用の車幅灯及び駐車灯と兼用の尾灯並びに車幅灯、尾灯及び側方灯と兼用の駐車灯を備える場合は、この限りでない。

⑨　車幅灯は、点滅するものでないこと。

⑩　車幅灯の直射光又は反射光は、当該車幅灯を備える自動車及び他の自動車の運転操作を妨げるものでないこと。

⑪　方向指示器又は非常点滅表示灯と兼用の前面の両側に備える車幅灯（白色のものに限る。）は、方向指示器又は非常点滅表示灯を作動させている場合においては、⑦から⑨までの基準にかかわらず、方向の指示をしている側のもの又は両側のものが消灯する構造であってもよい。

⑫　方向指示器又は非常点滅表示灯と兼用の前面の両側に備える車幅灯（橙色のものに限る。）は、方向指示器又は非常点滅表示灯を作動させている場合においては、⑦から⑨までの基準にかかわらず、方向の指示をしている側のもの又は両側のものが消灯する構造であること。

⑬　車幅灯は、灯器の取付部及びレンズ取付部に緩み、がたがない等7-74-10-2-1（1）〔大型特殊自動車（ポール・トレーラを除く。）にあっては、7-74-10-2-1（1）③に係る部分を除く。〕に掲げる性能〔車幅灯の照明部の上縁の高さが地上750㎜未満となるように取付けられている場合にあっては7-74-10-2-1（1）③の基準中「下方15°」とあるのは「下方5°」、被牽引自動車に取付けられている場合にあっては7-74-10-2-1（1）③の基準中「内側方向45°」とあるのは「内側方向 5°」、専ら乗用の用に供する自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車及び被牽引自動車を除く。）であって乗車定員が10人未満のもの又は貨物の運送の用に供する自動車（三輪自動車及び被牽引自動車を除く。）であって車両総重量3.5t以下のものの前部に取付けられた側方灯が7-74-10-2-1（1）③に規定する性能を補完する性能を有する場合にあっては7-74-10-2-1（1）③の基準中「外側方向80°」とあるのは「外側方向45°」とし、専ら乗用の用に供する自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車及び被牽引自動車を除く。）であって乗車定員10人未満のもの又は貨物の運送の用に供する自動車（三輪自動車及び被牽引自動車を除く。）であって車両総重量 3.5t以下のものの車幅灯の照明部の下縁の高さが地上 750㎜ 未満となるように取付けられている場合にあっては当該車幅灯の基準軸（当該車幅灯の基準軸が明確でない場合は、照明部中心とすることができる。）を含む水平面より下方に限り 7-74-10-2-1（1）③の基準中「内側方向 45°」とあるのは「内側方向 20°」とする。〕を損なわないように取付けられていること。

ただし、自動車の構造上、7-74-10-2-1（1）③に規定する範囲において、全ての位置から見通すことができるように取付けることができない場合にあっては、別添 13「灯火等の照明部、個数、取付位置等の測定方法」3.4.の規定により審査したときに、可能な限り見通すことができる位置に取付けられていること。

（2）次に掲げる車幅灯であってその機能を損なう損傷等のないものは、（1）の基準に適合するものとする。

①　指定自動車等に備えられたものと同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられた車幅灯

②　法第75条の2第1項の規定に基づき指定を受けた特定共通構造部に備えられている車幅灯と同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられている車幅灯又はこれに準ずる性能を有する車幅灯

③　法第75条の3第1項の規定に基づき灯火器及び反射器並びに指示装置の取付装置について装置の指定を受けた自動車に備える車幅灯と同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられた車幅灯又はこれに準ずる性能を有する車幅灯

7-74-11　従前規定の適用⑦

次に掲げる二輪自動車については、次の基準に適合するものであればよい。（適用関係告示第32条第17項関係）

①　令和5年8月31日以前に製作された二輪自動車

②　令和5年8月31日以前の型式指定自動車、輸入自動車特別取扱自動車及び多仕様自動車（灯火装置及び反射器並びに指示装置の取付装置に係る指定を受けた特定共通構造部を備えたものに限る。）

7-74-11-1　装備要件

なし。

7-74-11-2　性能要件

7-74-11-2-1　視認等による審査

7-74-2-1に同じ。

7-74-11-2-2　テスタ等による審査

9-11の規定による。

7-74-11-3　取付要件（視認等による審査）

（1）車幅灯は、その性能を損なわないように、かつ、取付位置、取付方法等に関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するように取付けられなければならない。

この場合において、車幅灯の照明部、個数及び取付位置の測定方法は、別添 13「灯火等の照明部、個数、取付位置等の測定方法」によるものとする。

第7章　新規検査、予備検査、継続検査又は構造等変更検査	第8章　新規検査、予備検査、継続検査又は構造等変更検査（改造等による変更のない使用過程車）
①　車幅灯は、その照明部の中心が地上2,000㎜以下となるように取付けられていること。 ②　車幅灯の照明部の最外縁は、自動車の最外側から400㎜以内（被牽引自動車にあっては、150㎜以内）となるように取付けられていること。 ③　7-74-3（1）⑥に同じ。 ④　7-74-3（1）⑦に同じ。 ⑤　7-74-3（1）⑧に同じ。 ⑥　7-74-3（1）⑨に同じ。 ⑦　7-74-3（1）⑩に同じ。 ⑧　7-74-3（1）⑪に同じ。 ⑨　7-74-3（1）⑫に同じ。 ⑩　7-74-3（1）⑬に同じ。 （2）7-74-3（2）に同じ。	

第７章　新規検査、予備検査、継続検査又は構造等変更検査	第８章　新規検査、予備検査、継続検査又は構造等変更検査（改造等による変更のない使用過程車）
7-76　昼間走行灯 **7-76-1　装備要件** 自動車（側車付二輪自動車、三輪自動車、大型特殊自動車及び被牽引自動車を除く。）の前面には、昼間走行灯を備えることができる。（保安基準第 34 条の 3 第 1 項） **7-76-2　性能要件** **7-76-2-1　視認等による審査** (1) 昼間走行灯は、昼間に自動車の前方にある他の交通からの視認性を向上させ、かつ、その照射光線が他の交通を妨げないものとして、灯光の色、明るさ等に関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するものでなければならない。（保安基準第 34 条の 3 第 2 項関係、細目告示第 46 条の 2 第 1 項関係、第 124 条の 2 第 1 項関係） ① 昼間走行灯の照明部の大きさは、25cm^2 以上 200cm^2 以下であること。 ② 昼間走行灯の照射光線は、他の交通を妨げないものであること。 ③ 昼間走行灯の灯光の色は、白色であること。 ④ 昼間走行灯は、灯器が損傷し、又はレンズ面が著しく汚損していないこと。 ⑤ 昼間走行灯は、レンズ取付部に緩み、がた等がないこと。 (2) 次に掲げる昼間走行灯であって、その機能を損なう損傷等のないものは、(1) の基準に適合するものとする。（細目告示第 124 条の 2 第 2 項関係） ① 指定自動車等に備えられているものと同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられた昼間走行灯 ② 法第 75 条の 2 第 1 項の規定に基づき指定を受けた特定共通構造部に備えられている昼間走行灯又はこれに準ずる性能を有する昼間走行灯 ③ 法第 75 条の 3 第 1 項の規定に基づき装置の指定を受けた昼間走行灯又はこれに準ずる性能を有する昼間走行灯 **7-76-2-2　書面等による審査** (1) 昼間走行灯は、昼間に自動車の前方にある他の交通からの視認性を向上させ、かつ、その照射光線が他の交通を妨げないものとして、灯光の色、明るさ等に関し、書面等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するものでなければならない。（保安基準第 34 条の 3 第 2 項関係、細目告示第 46 条の 2 第 1 項関係、第 124 条の 2 第 1 項関係、第 42 条第 7 項関係、第 9 項関係、第 120 条第 7 項関係、第 11 項関係） ① 昼間走行灯の光度は、1,440cd 以下であること。 ② 昼間走行灯を備える自動車（二輪自動車を除く。）の走行用前照灯及びすれ違い用前照灯は、当該自動車の速度が 10km/h を超える場合に夜間において常にいずれかが点灯している構造であること。 ③ 昼間走行灯を備える二輪自動車にあっては、原動機が作動している場合に常に走行用前照灯、すれ違い用前照灯及び昼間走行灯のいずれかが点灯し、夜間に昼間走行灯が自動的にすれ違い用前照灯に切り替わる構造であること。 ただし、光度が 700cd 以下の昼間走行灯を備える二輪自動車にあっては、手動ですれ違い用前照灯に切り替える構造であってもよい。	**8-76　昼間走行灯** **8-76-1　装備要件** 自動車（側車付二輪自動車、三輪自動車、大型特殊自動車及び被牽引自動車を除く。）の前面には、昼間走行灯を備えることができる。（保安基準第 34 条の 3 第 1 項） **8-76-2　性能要件（視認等による審査）** (1) 昼間走行灯は、昼間に自動車の前方にある他の交通からの視認性を向上させ、かつ、その照射光線が他の交通を妨げないものとして、灯光の色、明るさ等に関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するものでなければならない。（保安基準第 34 条の 3 第 2 項関係、細目告示第 202 条の 2 第 1 項関係） ① 昼間走行灯の照射光線は、他の交通を妨げないものであること。 ② 昼間走行灯の灯光の色は、白色であること。 ③ 昼間走行灯は、灯器が損傷し、又はレンズ面が著しく汚損していないこと。 ④ 昼間走行灯は、レンズ取付部に緩み、がた等がないこと。 (2) 昼間走行灯の機能を損なう損傷等のないものは、(1) の基準に適合するものとする。（細目告示第 202 条の 2 第 2 項関係）

第7章　新規検査、予備検査、継続検査又は構造等変更検査	第8章　新規検査、予備検査、継続検査又は構造等変更検査（改造等による変更のない使用過程車）
④　昼間走行灯を備える自動車の配光可変型前照灯は、当該自動車の速度が 10km/h を超える場合に夜間において常に点灯している構造であること。 (2) 次に掲げる昼間走行灯であって、その機能を損なう損傷等のないものは、(1) ①の基準に適合するものとする。（細目告示第 124 条の 2 第 2 項関係） ①　指定自動車等に備えられているものと同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられた昼間走行灯 ②　法第 75 条の 2 第 1 項の規定に基づき指定を受けた特定共通構造部に備えられている昼間走行灯又はこれに準ずる性能を有する昼間走行灯 ③　法第 75 条の 3 第 1 項の規定に基づき装置の指定を受けた昼間走行灯又はこれに準ずる性能を有する昼間走行灯 (3) 次に掲げる走行用前照灯及びすれ違い用前照灯であって、その機能を損なう損傷等のないものは、(1) ②の基準に適合するものとする。（細目告示第 120 条第 8 項関係） ①　指定自動車等（(1) ②の構造を有しているものに限る。）に備えられているものと同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられた走行用前照灯及びすれ違い用前照灯 ②　法第 75 条の 2 第 1 項の規定に基づき指定を受けた特定共通構造部（(1) ②の構造を有しているものに限る。）に備えられている走行用前照灯及びすれ違い用前照灯と同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられている走行用前照灯及びすれ違い用前照灯又はこれに準ずる性能を有する走行用前照灯及びすれ違い用前照灯 ③　法第 75 条の 3 第 1 項の規定に基づき灯火器及び反射器並びに指示装置の取付装置について装置の指定を受けた自動車（(1) ②の構造を有しているものに限る。）に備える走行用前照灯及びすれ違い用前照灯と同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられた走行用前照灯及びすれ違い用前照灯又はこれに準ずる性能を有する走行用前照灯及びすれ違い用前照灯 (4) 次に掲げる配光可変型前照灯であって、その機能を損なう損傷等のないものは、(1) ③の基準に適合するものとする。（細目告示第 120 条第 12 項関係） ①　指定自動車等（(1) ③の構造を有しているものに限る。）に備えられているものと同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられた配光可変型前照灯 ②　法第 75 条の 2 第 1 項の規定に基づき指定を受けた特定共通構造部（(1) ③の構造を有しているものに限る。）に備えられている配光可変型前照灯と同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられている配光可変型前照灯又はこれに準ずる性能を有する配光可変型前照灯 ③　法第 75 条の 3 第 1 項の規定に基づき灯火器及び反射器並びに指示装置の取付装置について装置の指定を受けた自動車（(1) ③の構造を有しているものに限る。）に備える配光可変型前照灯と同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられた配光可変型前照灯又はこれに準ずる性能を有する配光可変型前照灯	
7-76-3　取付要件（視認等による審査） (1) 昼間走行灯は、その性能を損なわないように、かつ、取付位置、取付方法等に関し、視認等その他適切な方法によ	**8-76-3　取付要件（視認等による審査）** (1) 昼間走行灯は、その性能を損なわないように、かつ、取付位置、取付方法等に関し、視認等その他適切な方法によ

第7章　新規検査、予備検査、継続検査又は構造等変更検査	第8章　新規検査、予備検査、継続検査又は構造等変更検査（改造等による変更のない使用過程車）
り審査したときに、次の基準に適合するように取付けられなければならない。 この場合において、昼間走行灯の照明部、個数及び取付位置の測定方法は、別添 13「灯火等の照明部、個数、取付位置等の測定方法」によるものとする。（保安基準第34条の3第3項関係、細目告示第46条の2第2項関係、細目告示第124条の2第3項関係） ① 昼間走行灯の数は、2個（二輪自動車に備えるものにあっては、1個又は2個）であること。 ② 二輪自動車以外の自動車に備える昼間走行灯は、その照明部の最内縁において600㎜（幅が1,300㎜未満の自動車にあっては、400㎜）以上の間隔を有するものであること。 ③ 二輪自動車に昼間走行灯を 1 個備える場合にあっては、その照明部の中心が車両中心面上となるように取付けられていること。 ただし、走行用前照灯、すれ違い用前照灯、前部霧灯及び車幅灯の横に並ぶもの並びに走行用前照灯又は車幅灯と兼用のものにあっては、昼間走行灯の照明部の最内縁が車両中心面から 250㎜ 以内となるように取付けられていればよい。 ④ 二輪自動車に昼間走行灯を 2 個備える場合にあっては、その照明部の中心が車両の中心面に対して対称となるように取付けられていること。 この場合において、昼間走行灯（走行用前照灯又はすれ違い用前照灯と構造上一体となっているもの及び兼用のものを除く。）は、その照明部の最内縁において間隔が 420㎜ 以内又は車両中心面に直交する鉛直面に車両の前部を投影したときに、照明部がその投影面の内側となるよう取付けられていること。 ⑤ 昼間走行灯は、その照明部の下縁の高さが地上250㎜以上、上縁の高さが地上1,500㎜以下となるように取付けられていること。 ⑥ 前面が左右対称である自動車に備える昼間走行灯は、車両中心面に対し対称の位置に取付けられていること。 ⑦ 昼間走行灯の照明部は、昼間走行灯の中心を通り自動車の進行方向に直交する水平線を含む、水平面より上方 10°の平面及び下方 10°の平面並びに昼間走行灯の中心を含む、自動車の進行方向に平行な鉛直面より昼間走行灯の内側方向 20°（二輪自動車に備えるものにあっては、内側方向 10°）の平面及び昼間走行灯の外側方向 20°の平面により囲まれる範囲において全ての位置から見通すことができるものであること。 この場合において、「全ての位置から見通すことができる」とは、別添 13「灯火等の照明部、個数、取付位置等の測定方法」3.4.の規定により審査したときに、対象となる照明部のうち、少なくとも 7-76-2-1（1）①に規定する照明部の大きさを有する部分を見通せることをいう。 ⑧ 原動機の操作装置が始動の位置にないとき及び前部霧灯又は前照灯が点灯しているとき（二輪自動車にあっては、原動機の操作装置が始動の位置にないとき及び前照灯が点灯しているとき）は、昼間走行灯は自動的に消灯するように取付けられなければならない。	り審査したときに、次の基準に適合するように取付けられなければならない。 この場合において、昼間走行灯の照明部、個数及び取付位置の測定方法は、別添 13「灯火等の照明部、個数、取付位置等の測定方法」によるものとする。（保安基準第34条の3第3項関係、細目告示第202条の2第3項関係） ① 昼間走行灯の数は、2個（二輪自動車に備えるものにあっては、1個又は2個）であること。 ② 昼間走行灯は、その照明部の下縁の高さが地上250㎜以上となるように取付けられていること。 ③ 前面が左右対称である自動車に備える昼間走行灯は、車両中心面に対し対称の位置に取付けられていること。

第7章　新規検査、予備検査、継続検査又は構造等変更検査	第8章　新規検査、予備検査、継続検査又は構造等変更検査（改造等による変更のない使用過程車）
ただし、道路交通法第52条第1項の規定により前照灯を点灯しなければならない場合以外の場合において、専ら手動により走行用前照灯を短い間隔で断続的に点滅する、又は交互に点灯させる場合にあっては、この限りでない。 ⑨　昼間走行灯は点滅するものでないこと。 ⑩　昼間走行灯の直射光又は反射光は、当該昼間走行灯を備える自動車及び他の自動車の運転操作を妨げるものでないこと。 ⑪　自動車の前面に備える方向指示器と昼間走行灯との距離が40㎜以下である場合にあっては、方向指示器の作動中、当該方向指示器と同じ側の昼間走行灯は、消灯又は光度が低下する構造であってもよい。 ⑫　方向指示器又は非常点滅表示灯と兼用の昼間走行灯は、⑨の基準にかかわらず、方向指示器を作動させている場合においては方向の指示をしている側のもの、非常点滅表示灯を作動させている場合においては両側のものが消灯する構造であること。 ⑬　昼間走行灯は、灯器の取付部及びレンズ取付部に緩み、がたがない等7-76-2に掲げる性能を損なわないように取付けられていること。 (2) 次に掲げる昼間走行灯であって、その機能を損なう損傷等のないものは、(1) の基準に適合するものとする。（細目告示第124条の2第4項関係） ①　指定自動車等に備えられたものと同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられた昼間走行灯 ②　法第75条の2第1項の規定に基づき指定を受けた特定共通構造部に備えられている昼間走行灯と同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられている昼間走行灯又はこれに準ずる性能を有する昼間走行灯 ③　法第75条の3第1項の規定に基づき灯火器及び反射器並びに指示装置の取付装置について装置の指定を受けた自動車に備える昼間走行灯と同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられた昼間走行灯又はこれに準ずる性能を有する昼間走行灯	④　昼間走行灯の直射光又は反射光は、当該昼間走行灯を備える自動車及び他の自動車の運転操作を妨げるものでないこと。 ⑤　昼間走行灯は、灯器の取付部及びレンズ取付部に緩み、がたがない等8-76-2 (1) に掲げる性能を損なわないように取付けられていること。 (2) 昼間走行灯の機能を損なう損傷等のないものは、(1) の基準に適合するものとする。（細目告示第202条の2第4項関係）

第7章　新規検査、予備検査、継続検査又は構造等変更検査	第8章　新規検査、予備検査、継続検査又は構造等変更検査（改造等による変更のない使用過程車）
7-79　側方反射器	**8-79　側方反射器**
7-79-1　装備要件	**8-79-1　装備要件**
(1) 次の各号に掲げる自動車の両側面には、側方灯又は側方反射器を備えなければならない。(保安基準第35条の2第1項) ① 長さが6mを超える普通自動車 ② 長さ6m以下の普通自動車である牽引自動車 ③ 長さ6m以下の普通自動車である被牽引自動車 ④ ポール・トレーラ	(1) 次の各号に掲げる自動車の両側面には、側方灯又は側方反射器を備えなければならない。(保安基準第35条の2第1項) ① 長さが6mを超える普通自動車 ② 長さ6m以下の普通自動車である牽引自動車 ③ 長さ6m以下の普通自動車である被牽引自動車 ④ ポール・トレーラ
(2) 二輪自動車の両側面には、側方反射器を備えなければならない。(保安基準第35条の2第1項)	(2) 二輪自動車の両側面には、側方反射器を備えなければならない。(保安基準第35条の2第1項)
7-79-2　性能要件（視認等による審査）	**8-79-2　性能要件（視認等による審査）**
(1) 側方反射器は、夜間に自動車の側方にある他の交通に当該自動車の長さ（二輪自動車にあっては、当該自動車の存在）を示すことができるものとして、反射光の色、明るさ、反射部の形状等に関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するものでなければならない。(保安基準第35条の2第4項関係、細目告示第48条第3項関係、細目告示第126条第5項関係) ① 側方反射器は、夜間にその側方150mの距離から走行用前照灯（その全てを照射したときに、夜間にその前方100mの距離にある交通上の障害物を確認できる性能を有する走行用前照灯に限る。）で照射した場合にその反射光を照射位置から確認できるものであること。 この場合において、その反射部の大きさが10cm^{2}以上である側方反射器は、この基準に適合するものとする。 ② 側方反射器の反射部は、三角形以外の形状であること。 ③ 側方反射器による反射光の色は、橙色であること。 ただし、後部に備える側方反射器であって、尾灯、後部上側端灯、後部霧灯、制動灯、後部に備える側方灯又は後部反射器（被牽引自動車に備える後部反射器であってその形が三角形であるものを除く。）と構造上一体となっているもの及び二輪自動車の側面に備えるものにあっては、赤色であってもよい。 ④ 側方反射器は、反射器が損傷し、又は反射面が著しく汚損しているものでないこと。	(1) 側方反射器は、夜間に自動車の側方にある他の交通に当該自動車の長さ（二輪自動車にあっては、当該自動車の存在）を示すことができるものとして、反射光の色、明るさ、反射部の形状等に関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するものでなければならない。(保安基準第35条の2第4項関係、細目告示第204条第5項関係) ① 側方反射器による反射光の色は、橙色であること。 ただし、後部に備える側方反射器であって、尾灯、後部上側端灯、後部霧灯、制動灯、後部に備える側方灯又は後部反射器（被牽引自動車に備える後部反射器であってその形が三角形であるものを除く。）と構造上一体となっているもの及び二輪自動車の側面に備えるものにあっては、赤色であってもよい。 ② 側方反射器は、反射器が損傷し、又は反射面が著しく汚損しているものでないこと。
(2) 次に掲げる側方反射器であって、その機能を損なう損傷等のないものは、(1) の基準に適合するものとする。(細目告示第126条第6項関係) ① 指定自動車等に備えられているものと同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられた側方反射器 ② 法第75条の2第1項の規定に基づき指定を受けた特定共通構造部に備えられている側方反射器又はこれに準ずる性能を有する側方反射器 ③ 法第75条の3第1項の規定に基づき装置の指定を受けた側方反射器又はこれに準ずる性能を有する側方反射器	(2) 側方反射器の機能を損なう損傷等のないものは、(1) の基準に適合するものとする。(細目告示第204条第6項関係)
7-79-3　取付要件（視認等による審査）	**8-79-3　取付要件（視認等による審査）**
(1) 側方反射器は、その性能を損なわないように、かつ、取付位置、取付方法等に関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するように取付けられなければならない。(保安基準第35条の2第5項関係) この場合において、側方反射器の反射部、個数及び取付	(1) 側方反射器は、その性能を損なわないように、かつ、取付位置、取付方法等に関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するように取付けられなければならない。(保安基準第35条の2第5項関係) この場合において、側方反射器の反射部、個数及び取付

第7章　新規検査、予備検査、継続検査又は構造等変更検査	第8章　新規検査、予備検査、継続検査又は構造等変更検査（改造等による変更のない使用過程車）
位置の測定方法は、別添 13「灯火等の照明部、個数、取付位置等の測定方法」によるものとする。（細目告示第48条第4項関係、細目告示第126条第7項関係） ①　側車付二輪自動車以外の自動車に備える側方反射器は、その反射部の上縁の高さが地上 1,500㎜ 以下（二輪自動車に備えるものにあっては地上 900㎜ 以下）、下縁の高さが地上 250㎜ 以上（二輪自動車に備えるものにあっては地上 300㎜ 以上）となるように取付けられていること。 ②　側車付二輪自動車及び三輪自動車以外の自動車に備える側方反射器の反射部は、側方反射器の中心を通り自動車の進行方向に平行な水平線を含む、水平面より上方 10°（二輪自動車に備えるものにあっては上方 15°）の平面及び下方 10°（二輪自動車に備えるものにあっては下方 15°）の平面（側方反射器の H 面の高さが地上 750㎜ 未満となるように取付けられている場合にあっては、下方 5°の平面）並びに側方反射器の中心を含む、自動車の進行方向に直交する鉛直面より側方反射器の前方向 45°（二輪自動車に備えるものにあっては前方向 30°）の平面及び後方向 45°（二輪自動車に備えるものにあっては後方向 30°）の平面により囲まれる範囲において全ての位置から見通すことができるように取付けられていること。 この場合において、「全ての位置から見通すことができる」とは、別添 13「灯火等の照明部、個数、取付位置等の測定方法」3.4.の規定により審査したときに、対象となる反射部のうち、少なくとも 7-79-2 (1)①に規定する反射部の大きさを有する部分を見通せることをいう。 ただし、自動車の構造上、全ての位置から見通すことができるように取付けることができない場合にあっては、別添 13「灯火等の照明部、個数、取付位置等の測定方法」3.4.の規定により審査したときに、可能な限り見通すことができる位置に取付けられていること。 ③　側車付二輪自動車に備える側方反射器は、その反射部の中心が地上 2,000㎜ 以下となるように取付けられていること。 ④　長さ 6m を超える自動車〔⑨に規定する自動車、二輪自動車、専ら乗用の用に供する自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車及び被牽引自動車を除く。）であって乗車定員 10 人未満のもの及び貨物の運送の用に供する自動車（三輪自動車及び被牽引自動車を除く。）であって車両総重量が 3.5t 以下のもの並びにその形状がこれらの自動車の形状に類する自動車を除く。〕に備える側方反射器は、その反射部の間隔が 3,000㎜ 以内（除雪及び土木作業その他特別な用途に使用される自動車に備える側方反射器でその自動車の形状、構造、デザイン及び操作性により側方反射器の反射部の間隔が 3,000㎜ 以内に取付けることができないものにあっては、取付けることができる 4,000㎜ 以内の位置）となるよう取付けられていること。 ⑤　長さ 6m を超える自動車（⑨に規定する自動車及び二輪自動車を除く。）に備える側方反射器は、少なく	位置の測定方法は、別添 13「灯火等の照明部、個数、取付位置等の測定方法」によるものとする。（細目告示第204条第7項関係） ①　側車付二輪自動車以外の自動車に備える側方反射器は、その反射部の下縁の高さが地上 250㎜ 以上（二輪自動車に備えるものにあっては地上 300㎜ 以上）となるように取付けられていること。

第７章　新規検査、予備検査、継続検査又は構造等変更検査	第８章　新規検査、予備検査、継続検査又は構造等変更検査（改造等による変更のない使用過程車）
とも左右それぞれ１個の側方反射器が、その反射部の最前縁が自動車の前端から当該自動車の長さの 3 分の１以上となり、かつ、その反射部の最後縁が自動車の後端から当該自動車の長さの３分の１以上となるように取付けられていること。 ⑥　長さ 6m を超える自動車（⑨に規定する自動車及び二輪自動車を除く。）に備える側方反射器のうち最前部に取付けられたものの反射部の最前縁は、自動車の前端から 3,000mm 以内（除雪及び土木作業その他特別な用途に使用される自動車に備える側方反射器でその自動車の構造上自動車の前端から 3,000mm 以内に取付けることができないものにあっては、取付けることができる自動車の前端に近い位置）となるように取付けられていること。 ⑦　長さ 6m を超える自動車（⑨に規定する自動車及び二輪自動車を除く。）に備える側方反射器のうち最後部に取付けられたものの反射部の最後縁は、自動車の後端から 1,000mm 以内（除雪及び土木作業その他特別な用途に使用される自動車に備える側方反射器でその構造上自動車の後端から 1,000mm 以内に取付けることができないものにあっては、取付けることができる自動車の後端に近い位置）となるように取付けられていること。 長さが 6m を超える自動車 （参考図） 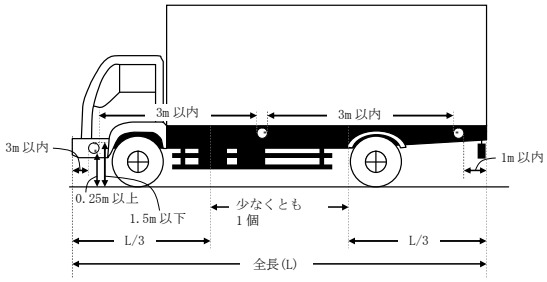 （編注：前後の側方反射器の内側が基点となる。） ⑧　長さが 6m 以下の自動車（二輪自動車を除く。）の両側面に備える側方反射器は、前部に備える場合にあってはその反射部の最前縁と自動車の前端までの距離が自動車の長さの３分の１以内（除雪及び土木作業その他特別の用途に使用される自動車に備える側方反射器であって、その自動車の構造上自動車の前端から３分の１以内に取付けることができないものは、取付けることができる自動車の前端に近い位置）となるように、また、後部に備える場合にあってはその反射部の最後縁と自動車の後端までの距離が自動車の長さの３分の１以内（除雪及び土木作業その他特別な用途に使用される自動車に備える側方反射器でその構造上自動車の後端から３分の１以内に取付けることができないものにあっては、取付けることができる自動車の後端に近い位置）となるように前部又は後部に取付けられていること。 長さが 6m 以下の自動車	

第7章　新規検査、予備検査、継続検査又は構造等変更検査	第8章　新規検査、予備検査、継続検査又は構造等変更検査（改造等による変更のない使用過程車）
（参考図） 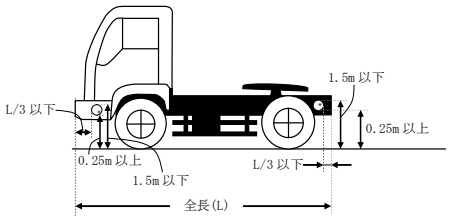 ⑨　長さが6mを超え7m以下の自動車〔専ら乗用の用に供する自動車（二輪自動車を除く。）であって乗車定員10人未満の自動車に限る。〕の両側面に備える側方反射器は、前部に備える側方反射器のその反射部の最前縁と自動車の前端までの距離が 3,000mm 以内となるように、かつ、後部に備える側方反射器のその反射部の最後縁と自動車の後端までの距離が自動車の長さの3分の1以内となるように前部及び後部に取付けられなければならない。 ⑩　その反射光の色が赤色である側方反射器の反射光は、自動車の後方に照射しないように取付けられていること。 ⑪　側方反射器は、その取付部及びレンズ取付部に緩み、がたがない等7-79-2（1）に掲げる性能を損なわないように取付けられなければならない。 （2）次に掲げる側方反射器であってその機能を損なう損傷等のないものは、（1）の基準に適合するものとする。（細目告示第126条第8項関係） ①　指定自動車等に備えられたものと同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられた側方反射器 ②　法第75条の2第1項の規定に基づき指定を受けた特定共通構造部に備えられている側方反射器と同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられている側方反射器又はこれに準ずる性能を有する側方反射器 ③　法第75条の3第1項の規定に基づき灯火器及び反射器並びに指示装置の取付装置について装置の指定を受けた自動車に備える側方反射器と同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられた側方反射器又はこれに準ずる性能を有する側方反射器	②　側方反射器は、その取付部及びレンズ取付部に緩み、がたがない等8-79-2（1）に掲げる性能を損なわないように取付けられなければならない。 （2）側方反射器の機能を損なう損傷等のないものは、（1）の基準に適合するものとする。（細目告示第204条第8項関係） **8-79-4　適用関係の整理** 7-79-4の規定を適用する。

7-79-4　適用関係の整理

（1）昭和50年11月30日以前に製作された自動車については、7-79-5（従前規定の適用①）の規定を適用する。（適用関係告示第35条第2項第1号関係）

（2）昭和50年11月30日以前に製作されたポール・トレーラについては、7-79-6（従前規定の適用②）の規定を適用する。（適用関係告示第35条第5項関係）

（3）平成17年12月31日以前に製作された自動車については、7-79-7（従前規定の適用③）の規定を適用する。（適用関係告示第35条第1項第1号、第5号、第6号、第2項第2号、第3項第2号及び第4号関係）

（4）次に掲げる二輪自動車については、7-79-8（従前規定の適用④）の規定を適用する。（適用関係告示第35条第17項関係）

①　令和5年8月31日以前に製作された二輪自動車

②　令和5年8月31日以前の型式指定自動車、輸入自動車特別取扱自動車及び多仕様自動車（灯火装置及び反射器並びに指示装置の取付装置に係る指定を受けた特定共通構造部を備えたものに限る。）

7-79-5　従前規定の適用①

昭和50年11月30日以前に製作された自動車については、次の基準に適合するものであればよい。（適用関係告示第35条第2項第1号関係）

7-79-5-1　装備要件

なし。

7-79-5-2　性能要件

第7章　新規検査、予備検査、継続検査又は構造等変更検査	第8章　新規検査、予備検査、継続検査又は構造等変更検査（改造等による変更のない使用過程車）

なし。

7-79-5-3　取付要件

なし。

7-79-6　従前規定の適用②

昭和50年11月30日以前に製作されたポール・トレーラについては、次の基準に適合するものであればよい。（適用関係告示第35条第5項関係）

7-79-6-1　装備要件

ポール・トレーラの両側面には、7-79-6-2及び7-79-6-3の基準に適合する側方反射器を備えなければならない。

7-79-6-2　性能要件

(1) 側方反射器は、次の基準に適合するものでなければならない。

① 側方反射器は、夜間側方150m（昭和48年11月30日以前に製作されたポール・トレーラにあっては、100m）の距離から走行用前照灯（その全てを照射したときに、夜間にその前方100mの距離にある交通上の障害物を確認できる性能を有する走行用前照灯に限る。）で照射した場合にその反射光を照射位置から確認できるものであること。

② 次の各号に掲げる側方反射器は、①の基準に適合するものとする。

この場合において、反射部の取扱いは、別添13「灯火等の照明部、個数、取付位置等の測定方法」によるものとする。

ア 反射部の大きさ（車両中心線に平行な鉛直面への投影面積とする。ただし、不透明なモール等により仕切られた反射部にあっては、当該モール部に相当する部分の投影面積を除くものとする。）が10cm²以上のもの

イ 指定自動車等に備えられているものと同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられたもの

ウ 法第75条の2第1項の規定に基づき指定を受けた特定共通構造部に備えられているもの又はこれに準ずる性能を有するもの

エ 法第75条の3第1項の規定に基づく装置の指定を受けたもの又はこれに準ずる性能を有するもの

③ 側方反射器による反射光の色は、橙色又は赤色であること。

(2) 反射器が損傷し、又は反射面が著しく汚損しているものは、(1) の基準に適合しないものとする。

7-79-6-3　取付要件

(1) 側方反射器の取付位置は、地上2,000mm以下であること。

(2) 指定自動車等に備えられたものと同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられたものは、(1) の基準に適合するものとする。

7-79-7　従前規定の適用③

平成17年12月31日以前に製作された自動車については、次の基準に適合するものであればよい。（適用関係告示第35条第1項第1号、第5号、第6号、第2項第2号、第3項第2号及び第4号関係）

7-79-7-1　装備要件

次の①から⑤までに掲げる自動車（専ら乗用の用に供するものを除く。）の両側面には、当該①から⑤までに掲げる部分に側方灯又は側方反射器を備えなければならない。

① 長さ9m以上の普通自動車　前部、中央部及び後部

② 長さ6m以上9m未満の普通自動車　前部及び後部

③ 長さ6m未満の普通自動車である牽引自動車　前部

④ 長さ6m未満の普通自動車である被牽引自動車　後部

⑤ ポール・トレーラ　後部

7-79-7-2　性能要件

(1) 側方反射器は、次の基準に適合するものでなければならない。

① 側方反射器は、夜間にその側方150mの距離から走行用前照灯（その全てを照射したときに、夜間にその前方100mの距離にある交通上の障害物を確認できる性能を有する走行用前照灯に限る。）で照射した場合にその反射光を照射位置から確認できるものであること。

② 次に掲げる側方反射器は、①の基準に適合するものとする。

この場合において、反射部の取扱いは、別添13「灯火等の照明部、個数、取付位置等の測定方法」によるものとする。

ア 反射部の大きさ（車両中心線に平行な鉛直面への投影面積とする。ただし、不透明なモール等により仕切られた反射部にあっては、当該モール部に相当する部分の投影面積を除くものとする。）が10cm²以上のもの

イ 指定自動車等に備えられているものと同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられたもの

ウ 法第75条の2第1項の規定に基づき指定を受けた特定共通構造部に備えられているもの又はこれに準ずる性能を有するもの

エ 法第75条の3第1項の規定に基づく装置の指定を受けたもの又はこれに準ずる性能を有するもの

③ 側方反射器の反射部は、三角形以外の形であること。

④ 側方反射器による反射光の色は、橙色又は赤色であること。

(2) 反射器が損傷し、又は反射面が著しく汚損しているものは、(1) の基準に適合しないものとする。

第7章　新規検査、予備検査、継続検査又は構造等変更検査	第8章　新規検査、予備検査、継続検査又は構造等変更検査（改造等による変更のない使用過程車）

7-79-7-3　取付要件

(1) 側方反射器は、7-79-7-2に掲げる性能を損なわないように、かつ、次の基準に適合するように取付けられなければならない。

① 側方反射器による反射光の色は、前部又は中央部に備えるものにあっては橙色、後部に備えるものにあっては橙色又は赤色であり、かつ、後部に備えるものはその全てが同一であること。

② 二輪自動車及び側車付二輪自動車以外の自動車に備える側方反射器は、その反射部の中心の高さが地上2,000㎜以下となるように取付けられていること。

③ 長さ6m未満の自動車の後部に備える側方反射器の反射部の最後縁は、自動車の後端から当該自動車の長さの3分の1以内（除雪、土木作業その他特別な用途に使用される自動車に備える側方反射器でその自動車の構造上自動車の後端から当該自動車の3分の1以内に取付けることができないものにあっては、取付けることができる自動車の後端に近い位置）となるように取付けられていること。

④ 二輪自動車及び側車付二輪自動車に備える側方反射器は、その反射部の中心が地上2,000㎜以下となるように取付けられていること。

⑤ 前部に備える側方反射器の反射部の最前縁は、自動車の前端から当該自動車の長さの3分の1以内（除雪、土木作業その他特別な用途に使用される自動車に備える側方反射器でその自動車の構造上自動車の前端から当該自動車の長さの3分の1以内に取付けることができないものにあっては、取付けることができる自動車の前端に近い位置）となるように取付けられていること。

⑥ 長さ6m以上の自動車の後部に備える側方反射器の反射部の最後縁は、自動車の後端から1,000㎜以内（除雪、土木作業その他特別な用途に使用される自動車に備える側方反射器でその構造上自動車の後端から1,000㎜以内に取付けることができないものにあっては、取付けることができる自動車の後端に近い位置）となるように取付けられていること。

(2) 指定自動車等に備えられたものと同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられたものは、(1)の基準に適合するものとする。

7-79-8　従前規定の適用④

次に掲げる二輪自動車については、次の基準に適合するものであればよい。（適用関係告示第35条第17項関係）

① 令和5年8月31日以前に製作された二輪自動車

② 令和5年8月31日以前の型式指定自動車、輸入自動車特別取扱自動車及び多仕様自動車（灯火装置及び反射器並びに指示装置の取付装置に係る指定を受けた特定共通構造部を備えたものに限る。）

7-79-8-1　装備要件

なし。

7-79-8-2　性能要件（視認等による審査）

7-79-2に同じ。

7-79-8-3　取付要件（視認等による審査）

(1) 側方反射器は、その性能を損なわないように、かつ、取付位置、取付方法等に関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するように取付けられなければならない。

この場合において、側方反射器の反射部、個数及び取付位置の測定方法は、別添13「灯火等の照明部、個数、取付位置等の測定方法」によるものとする。

① 二輪自動車に備える側方反射器は、その反射部の中心が地上2,000㎜以下となるように取付けられていること。

② 7-79-3 (1) ⑩に同じ。

③ 7-79-3 (1) ⑪に同じ。

(2) 7-79-3 (2) に同じ。

別添 10（7-56、8-56 関係）

近接排気騒音の測定方法（相対値規制適用時）

1. 適用範囲

この測定方法は、近接排気騒音の相対値規制を適用する自動車の近接排気騒音の測定について適用する。

2. 試験自動車の状態

試験自動車は適当な速度で走行することにより十分暖機されている状態であること。

3. 試験機器等の調整等

3.1. 騒音測定装置

3.1.1. 騒音計等

(1) 騒音を測定する装置は、次に掲げるいずれかのものであり、使用開始前に十分に暖機し、その後校正を行った上で使用すること。

① 騒音計は、JIS C 1509-1-2005 クラス 1 によるもの又はこれと同等の性能を有するものであること。

② 音量計は、施行規則第 57 条第 1 項第 4 号に定める技術上の基準に適合しているものであること。

(2) 周波数補正回路の特性は、A 特性とする。

(3) 指示機構の動特性は、「速い動特性（FAST)」を有する騒音計等にあっては、「速い動特性（FAST)」とする。

3.1.2. 原動機回転計

原動機回転計は、自動車に備えられたもの以外のものを用いるものとする。

3.1.3. 自動記録装置

自動記録装置を用いる場合には、記録装置の動特性は 3.1.1.（3）に準じた状態とする。

3.2. マイクロホン

騒音計のマイクロホンは、次に掲げる位置及び向きにウインドスクリーンを装着した状態で設置する。

この場合において、マイクロホンの位置とは、マイクロホンの前面の中心の位置をいう。

また、マイクロホンの向きについてその製作者が特に指示する場合はその指示による。

(1) マイクロホンの位置は、排気流の方向を含む鉛直面と外側後方 45±10° に交わる排気管の開口部の中心を含む鉛直面上で排気管の基準点から 0.5±0.025m 離れた位置で、かつ、排気管の基準点の高さ（排気管の基準点の高さが地上高さ 0.2m 未満の場合は地上高さ 0.2m）±0.025m の位置とする。（図 1 及び図 2 参照）

(2) 排気管の基準点は、次に掲げる条件を満たす最も地上から高い点とする。

① 排気管の末端

② 排気管の開口部の中心及び排気管の末端からの排気流軸を含む鉛直面

(3) 車両の一部が障害物となり、(1) の位置にマイクロホンを設置できない場合（マイクロホンの位置が排気管に最も近い車両の側面から 0.2m 未満となる場合を含む。）は、排気管の開口部の中心から 0.5±0.025m の距離で、(1) の位置に最も近い設置可能な位置（排気流の影響を受ける位置及び地上高さ 0.2m 未満の位置を除く。）をマイクロホンの位置とする。

(4) (3) に掲げる計測位置にマイクロホンを物理的に設置できない場合にあっては、排気流の方向を含む鉛直面と外側後方 45° に交わる排気管の開口部の中心を含む鉛直面より外側で、かつ、排気管の開口部の中心から 0.5m 以上離れた範囲内において、排気管の開口部の中心の高さで当該計測位置に可能な限り近い位置（地上高さ 0.2m 未満の位置を除く。）にマイクロホンを設置するものとする。

(5) マイクロホンの向きは水平、かつ、排気管の基準点の方向へ向けるものとする。

ただし、排気管の開口部が上向きの場合（排気流の方向が当該排気管の鉛直線に対し 30° を超えない程度の傾きを有するものを含む。）は、マイクロホンを上方に向けるものとする。

(6) 排気管の開口部を複数有する自動車については次のとおり取扱うものとする。

この場合において、排気が漏れている部位は排気管の開口部とみなす。

① 二輪自動車及び側車付二輪自動車にあっては、排気管の開口部を複数有し、排気管の基準点の間隔が 0.3m を超える場合は、それぞれの排気管の開口部を計測の対象としてマイクロホンを設置する。

また、排気管の基準点の間隔が 0.3m 以下の場合は、最も後方（最も後方の排気管の開口部を複数有する場合は、その外側、最も後方、かつ、外側の排気管の開口部を複数有する場合は、その上方）の排気管の開口部を計測の対象としてマイクロホンを設置する。

この場合において、基準点の間隔は、排気流の軸に垂直な平面に沿って測定した値とする。

② ①に掲げる自動車以外の自動車にあっては、排気管の開口部を複数有し、排気管の基準点の間隔が 0.3m を超える場合又は消音器を複数有し、かつ、それぞれの消音器について排気管の開口部を有する場合は、それぞれの排気管の開口部を計測の対象としてマイクロホンを設置する。

また、排気管の基準点の間隔が 0.3m 以下の場合（排気管が 1 個の消音器に接続するものに限る。）は、最も後方（最も後方の排気管の開口部を複数有する場合は、その外側、最も後方、かつ、外側の排気管の開口部を複数有する場合は、その上方）の排気管の開口部を計測の対象としてマイクロホンを設置する。

図 1：排気管の基準点

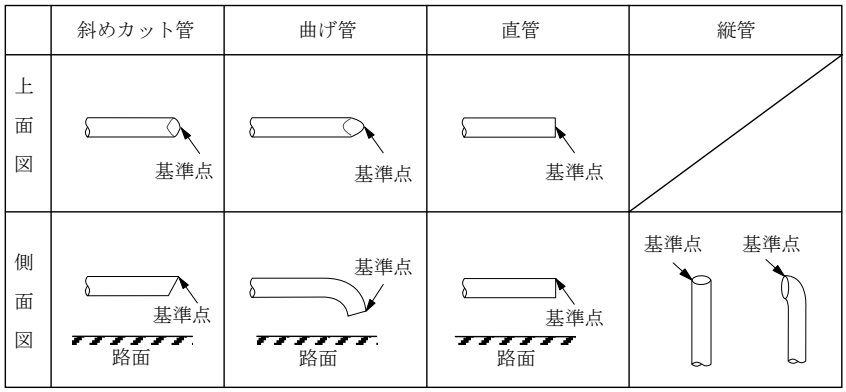

図 2：マイクロホンの位置

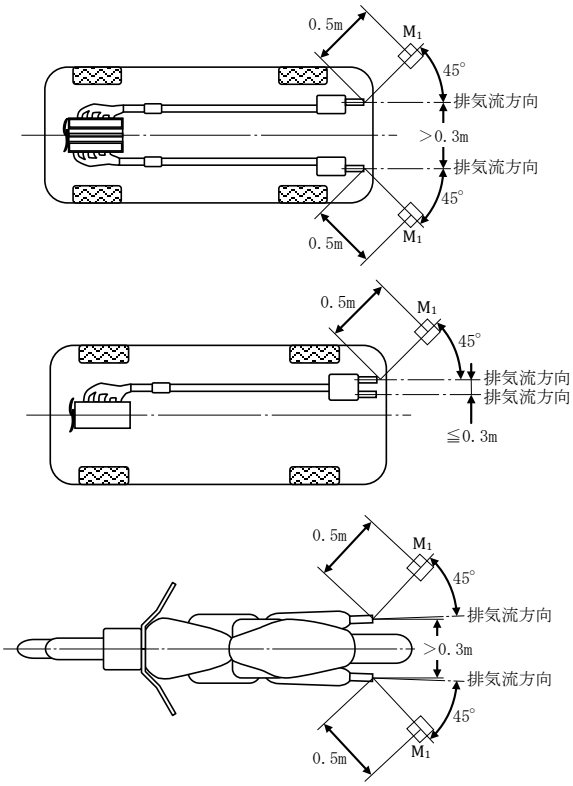

M_1 ： 排気流の方向を含む鉛直面と外側後方 45±10° に交わる排気管の開口部の中心を含む鉛直面上で排気管の開口部の中心から 0.5±0.025m 離れた位置

4. 測定場所

近接排気騒音の測定場所は、概ね平坦で、車両の外周及びマイクロホンから 2m 程度の範囲内に壁、ガードレール等の顕著な音響反射物がない場所とする。

5. 測定方法等

近接排気騒音の測定は次に掲げる方法により行う。

5.1.　自動車の状態

自動車は停止状態、変速機の変速位置は中立、クラッチは接続状態とする。

ただし、変速機が中立の変速位置を有していない自動車にあっては、駆動輪を地面から浮かせた状態とする。

5.2.　測定方法

原動機を次表の区分に応じた回転数±5%の回転数に1秒間以上一定に保持した後、急速に減速し、アイドリングが安定するまでの間の自動車騒音の大きさの最大値を測定することにより行う。

なお、原動機の回転数は、回転計（車載の回転計を除く。）により測定する。

区分	原動機回転数
①　原動機の最高出力時の回転数が毎分7500回転以上の自動車	最高出力時の回転数の50%の回転数
②　二輪自動車及び側車付二輪自動車であって、原動機の最高出力時の回転数が毎分5000回転を超えるもの	
③　二輪自動車及び側車付二輪自動車以外の自動車であって、原動機の最高出力時の回転数が毎分5000回転を超え7500回転未満のもの	3750回転
④　①から③以外の自動車	最高出力時の回転数の75%の回転数

5.3.　過回転防止装置を備えた自動車等の取扱い

過回転防止装置を備えた自動車であって、当該装置の作動により原動機の回転数が5.2.に定める回転数に達しないものについては、過回転防止装置が作動する回転数の95%の回転数±100min^{-1}｛rpm｝を使用するものとする。

ただし、アイドリング時において加速ペダルの操作により原動機回転数を任意の回転数に調整することができない自動車にあっては、過回転防止装置が作動する回転数を使用するものとする。

6.　測定値の取扱い

(1) 自動車騒音の大きさの測定は3回行い、測定した騒音の値の小数第1位（小数第2位四捨五入）までの数値を測定値とする。

ただし、測定した騒音の値の整数位（小数第1位切り上げ）までの数値が基準値以下の場合には、測定した騒音の値の整数位（小数第1位切り上げ）までの数値を測定値とすることができる。

(2) 3回の測定値の差が2dBを超える場合には、測定値を無効とする。

ただし、いずれの測定値も基準値を超える場合には有効とする。

(3) 3回の測定値の平均の値の整数位（小数第1位四捨五入）までを騒音値とする。

(4) 測定値と暗騒音の差が10dB未満の場合には、測定値を無効とする。

ただし、測定値が基準値以下の場合には有効とすることができる。

新規検査等届出書の届出様式が変更になります

新規検査等届出書の届出様式について、令和3年4月以降に届出されるものから次の点が変更になりますので、お知らせします。

① 新規検査等届出書（第1号様式（その1））及び（第1号　様式（その2））が変わります。

→ 新たな様式のWordデータについては、当機構ホームページのトップページ下段にあるアイコンからダウンロード可能ですのでご活用ください。

② 過回転防止装置が備えられている自動車は、第1号様式（その1）「その他」欄の「騒音防止装置にかかる過回転防止装置の有無」欄のいずれかに届出される方が必ず○（マル）印を付すこととなります。

③ 第1号様式（その2）「備考の最大安定傾斜角度の書面有無」及び「第6-1号様式又は第6-2号様式添付有無」欄のいずれかに届出される方が必ず○（マル）印を付すこととなります。

■新規検査等届出書の届出書様式のダウンロードURL

https://www.naltec.go.jp/fkoifn00000011hj.html

トップページを
下方にスクロール

左から2番目の
アイコンをクリック

※ 届出時に必要な添付資料については、当機構のホームページに掲載している審査事務規程別添2「新規検査等提出書面審査要領」をご参照ください。

※ ご不明な点についてはお問い合わせください。

独立行政法人
自動車技術総合機構
National Agency for Automobile and Land Transport Technology

掲示期限　令和3年12月15日

２．審査事務規程の第35次改正（プレスリリース）

プレスリリース
令和３年３月29日

独立行政法人
自動車技術総合機構
National Agency for Automobile and Land Transport Technology

― 審査事務規程の一部改正について（第35次改正）―

独立行政法人自動車技術総合機構は、独立行政法人自動車技術総合機構法（平成11年法律第218号）第13条第１項の規定に基づく審査事務の実施に関する規程（審査事務規程）の一部改正を行い、令和３年４月１日から施行します。

主な改正の概要は、次のとおりです。

１．自動車の検査等関係

① 道路運送車両の保安基準（昭和26年運輸省令第67号）及び道路運送車両の保安基準の細目を定める告示（平成14年国土交通省告示第619号）等の一部改正に伴う改正

○ 自動車の幅を測定する際に、安全運転支援のための検知装置等を含めないこととします。[7-2]

○ オフセット前面衝突時の乗員保護に係る基準の適用範囲に、車両総重量2.5tから3.5t以下の乗用自動車（乗車定員10人以上のものを除く。）を追加します。[6-23、6-25、6-26、7-23、7-25、7-26、7-30]

○ 側面衝突時の乗員保護に係る基準の適用範囲について、座面の高さにかかわらず適用します。[7-23、7-26、7-31]

○ フルラップ前面衝突時の乗員保護に係る基準の適用範囲に、車両総重量2.8tから3.5t以下の貨物自動車を追加します。[6-23、6-25、6-26、7-23、7-25、7-26、7-29]

○ 専ら乗用の用に供する乗車定員11人未満の自動車及び車両総重量3.5t以下の貨物自動車には、協定規則第153号の技術的な要件を適用することとします。[6-23、7-23、7-25、7-26]

○ 自動運行装置を備える自動車に適用しているサイバーセキュリティシステム及びプログラム等改変システムの基準について、自動運行装置を備える自動車以外にも適用します。[7-27、8-27]

② テスタ等による審査について、新設の第9章「テスタ等による機能維持確認」に集約

○ 機能維持の確認をテスタ等により行う場合について、各装置に規定されていた基準を一つの章に整理することにより明確化します。[第9章]

③　並行輸入自動車の事前審査書面等の明確化について［別添 3］

○　技術基準等宣言書により適合性証明範囲の明確化

○　WVTA ラベル等の審査の厳格化

○　技術基準等の適合性を証する書面の統一化

○　「指定自動車等と関連」と判断するための資料の明確化

④　その他、審査方法の明確化、書きぶりの適正化等の所要の改正を行います。

２．自動車の型式の指定等関係

①　道路運送車両の保安基準の細目を定める告示（平成 14 年国土交通省告示第 619 号）等の一部改正に伴う改正

○　自動車の型式の指定等に係る審査時試験規定（TRIAS）を改正します。［別添 1］

②　外国の試験機関について、（TÜV NORD（ドイツ）、UTAC（フランス））等の試験項目の指定の追加等に伴う改正［別表 2］

③　その他、所要の改正を行います。

審査事務規程の全文は当機構ホームページに掲載しています。
（https://www.naltec.go.jp/）

お問い合わせ先
〒160-0003　東京都新宿区四谷本塩町 4-41 住友生命四谷ビル
独立行政法人自動車技術総合機構　検査部検査課
電話　０３－５３６３－３４４１（代表）
ＦＡＸ　０３－５３６３－３３４７

第7章　新規検査、予備検査、継続検査又は構造等変更検査	第8章　新規検査、予備検査、継続検査又は構造等変更検査（改造等による変更のない使用過程車）
7-2　長さ、幅及び高さ	**8-2　長さ、幅及び高さ** ［審査事項なし］

7-2-1　テスタ等による審査

(1) 自動車は、次に定める状態で巻尺等その他適切な方法により審査したときに、長さ（セミトレーラにあっては、連結装置中心から当該セミトレーラの後端までの水平距離）12m（セミトレーラのうち7-2-2で定めるものにあっては、13m）、幅2.5m、高さ3.8mを超えてはならない。（保安基準第2条第1項関係、細目告示第6条第1項関係、細目告示第84条第1項関係）

① 空車状態（細目告示第6条第1項第1号関係、細目告示第84条第1項第1号関係）

② はしご自動車のはしご、架線修理自動車のやぐらその他走行中に格納されているものについては、これらの装置を格納した状態（細目告示第6条第1項第2号関係、細目告示第84条第1項第2号関係）

③ 折畳式のほろ、工作自動車の起重機その他走行中に種々の状態で使用されるものについては、走行中使用される全ての状態。

ただし、外開き式の窓及び換気装置については、これらの装置を閉鎖した状態とし、また、故障した自動車を吊り上げて牽引するための装置（格納できるものに限る。）については、この装置を格納した状態とする。（細目告示第6条第1項第3号関係、細目告示第84条第1項第3号関係）

④ 車体外に取付けられた後写鏡、後方等確認装置、7-107に規定する鏡その他の装置、側面周辺監視装置（7-2-1 (3)に定める突出量を超えないものに限る。）及びたわみ式アンテナについては、これらの装置を取外した状態。

この場合において、車体外に取付けられた後写鏡、後方等確認装置、7-107に規定する鏡その他の装置及び側面周辺監視装置は、当該装置に取付けられた灯火器及び反射器を含むものとする。（細目告示第6条第1項第4号関係、細目告示第84条第1項第4号関係）

⑤ 直進姿勢にある状態（細目告示第6条第2項関係、細目告示第84条第2項関係）

(2) 自動車の長さ、幅及び高さは、(1)の状態の自動車を基準面に置き、巻尺等を用いて次に掲げる寸法を測定した値（単位はcmとし、1cm未満は切り捨てるものとする。）とする。（細目告示第6条第2項関係、細目告示第84条第2項関係）

① 長さについては、自動車の最も前方及び後方の部分を基準面に投影した場合において、車両中心線に平行な方向の距離

② 幅については、自動車の最も側方にある部分〔大型特殊自動車以外の自動車に備えられる回転するタイヤ、ディスクホイール及びこれに付随して回転する部分並びに方向指示器のうち自動車の両側面に備える方向指示器（大型貨物自動車等の両側面の中央部に備えるものを除く。）を除く。〕を基準面に投影した場合において、車両中心線と直交する直線に平行な方向の距離

③ 高さについては、自動車の最も高い部分と基準面との距離

(3) 外開き式の窓及び換気装置にあっては、開放した状態、後写鏡、後方等確認装置、7-107に規定する鏡その他の装置及び側面周辺監視装置にあっては、取付けられた状態で測定するものとし、この場合において、それぞれ次に定める突出量の範囲内で突出することができる。（保安基準第2条第2項関係、細目告示第6条第4項及び第5項関係、細目告示第84条第4項及び第5項関係）

① 外開き式の窓、換気装置、後写鏡、後方等確認装置及び7-107に規定する鏡その他の装置にあっては、自動車の最外側から250mm未満及び自動車の高さから300mm未満

ただし、その自動車より幅の広い被牽引自動車を牽引する牽引自動車の後写鏡及び後方等確認装置に限り、被牽引自動車の最外側から250mm以下

② 側方衝突警報装置（検知センサー及び検知センサー附属品に限る。）を備える自動車にあっては、その自動車の両最外側からの側面周辺監視装置の突出量の合計が100mm以下

ただし、側面周辺監視装置の全てを取り付けた状態の自動車を測定した場合における自動車の幅が2.5mを超えない場合は、適用しない。

③ ②に掲げる自動車以外の自動車にあっては、その自動車の両最外側からの周辺監視装置の突出量の合計が100mm以下

ただし、側面周辺監視装置のすべてを取り付けた状態の自動車を測定した場合における自動車の幅が2.5mを超えない場合は、適用しない。

7-2-2　視認等による審査

7-2-1 (1)の「7-2-2で定めるもの」とは、物品を積載する装置について視認等その他適切な方法により審査したときに、次のいずれかに該当する構造を有するセミトレーラとする。（保安基準第2条第1項関係、細目告示第6条第3項関係、細目告示第84条第3項関係）

① バン又はこれに類するもの（荷台の上方が開放されたものを除く。）

※車体の形状：バンセミトレーラ、冷蔵冷凍セミトレーラ等

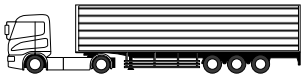

② タンク又はこれに類するもの

※車体の形状：タンクセミトレーラ、粉粒体運搬セミトレーラ、コンクリートミキサーセミトレーラ等

第７章　新規検査、予備検査、継続検査又は構造等変更検査	第８章　新規検査、予備検査、継続検査又は構造等変更検査（改造等による変更のない使用過程車）

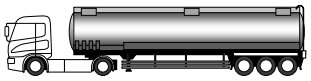

③　両側端が固定された幌骨で支持された幌によって荷台の前端から後端までの上方の全てが覆われるもの（可動式のものを除く。）

※車体の形状：セミトレーラ等

④　コンテナを専用に積載するための緊締装置を有するもの

※車体の形状：コンテナセミトレーラ等

⑤　専ら車両を運搬する構造のもの

※車体の形状：セミトレーラ等

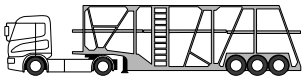

⑥　荷台に後煽、側煽及び固縛金具を備えるもの又はこれに類するもの（積載する物品の落下を防止するために十分な強度を有するものに限る。）

※車体の形状：セミトレーラ、ダンプセミトレーラ等

⑦　荷台に固定式のスタンション（荷台の両側端に沿って備えられるスタンション（荷台の前端に沿って備えられるものを除く。）にあっては、脱着式のものであってもよい。）及び固縛金具を備えるもの（積載する物品の落下を防止するために十分な強度を有するものに限る。）

※車体の形状：セミトレーラ等

⑧　船底状にくぼんだ荷台及び固縛金具を備え、かつ、荷台の船底状のくぼみの傾斜角が 27°以上であるもの（積載する物品の落下を防止するために十分な強度を有するものに限る。）

※車体の形状：セミトレーラ等

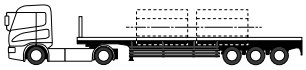

7-2-3　書面等による審査

［7-2-2⑥のセミトレーラ］

(1) 物品を積載する装置について書面その他適切な方法により審査したときに、次の①から④に掲げる全ての構造を有するセミトレーラは、7-2-2⑥の構造要件に適合するものとする。

①　鳥居

ア　鳥居の支柱の合計断面係数は、次式により算出された値以上であること。

この場合において、鳥居の支柱の床上高さが側煽の支柱の床上高さを超える場合にあっては、「鳥居の支柱の床上高さ」を「側煽の支柱の床上高さ」と読み替えて適用することができる。

必要な最低合計断面係数 Z（mm^3）

$$Z = \frac{F \times 1.6 \times \text{鳥居の支柱の床上高さ（mm）}}{\text{引張り強さ（N/mm}^2\text{）} \times 2}$$

鳥居の支柱に加わる力 F（N）

$F =$ 当該自動車の最大積載量（kg）$\times 0.2 \times 10$

（参考）必要な最低合計断面係数（最大積載量 30,000kg、材質 SS400 の場合）

鳥居の支柱の床上高さ	最低合計断面係数
1,000mm	120,000mm^3
1,200mm	144,000mm^3
1,400mm	168,000mm^3
1,600mm	192,000mm^3

第７章　新規検査、予備検査、継続検査又は構造等変更検査	第８章　新規検査、予備検査、継続検査又は構造等変更検査（改造等による変更のない使用過程車）

1,800mm	216,000mm³
2,000mm	240,000mm³
2,200mm	264,000mm³
2,400mm	288,000mm³

イ　鳥居の面材の厚さは、材質に応じて次表に掲げる厚さ以上であること。
なお、表に掲げる材質以外のものを用いる場合には、同等強度以上のものであればよい。

	木材	鋼板	アルミ板
最低厚さ	21mm	4.5mm	9mm

②　側煽

ア　側煽の片側分の合計強度は、当該車両の最大積載量に 0.1 を乗じた値を等分布にて負荷したときに、破壊安全率が 1.6 以上あること。

（参考）アルミ形材製煽１枚あたりの強度

高さ×長さ 断面厚さ	800mm×4,000mm	1,000mm×4,000mm	1,200mm×4,000mm
30mm	24kN	15kN	10kN
38mm	39kN	25kN	17kN

寸法違い時の強度計算例

厚さ 30mm、高さ 1,200mm、長さ 4,500mm の場合

（厚さ 38mm、高さ 1,000mm、長さ 4,000mm を基準寸法とする。）

厚さが 30mm に減少した場合の強度 Fw（kN）

$$\mathrm{Fw} = 25 \times \left\{\frac{30}{38}\right\}^2 = 15.6$$

高さが 1,200mm に拡大した場合の強度 Fh（kN）

$$\mathrm{Fh} = \mathrm{Fw} \times \left\{\frac{1{,}000}{1{,}200}\right\}^2 = 10.8$$

長さが 4,500mm に拡大した場合の強度 Fl（kN）

$$\mathrm{Fl} = \mathrm{Fh} \times \left\{\frac{4{,}000}{4{,}500}\right\}^2 = 8.5$$

よって、１枚あたりの強度は 8.5kN となる。

イ　側煽の支柱の１本毎の断面係数は、次式により算出された値以上であること。

必要な最低断面係数 Z（mm³）

$$\mathrm{Z} = \frac{\mathrm{F} \times 1.6 \times \text{側煽の支柱の床上高さ（mm）}}{\text{側煽の片側分の支柱の本数} \times \text{引張り強さ（N/mm}^2\text{）}}$$

側煽の支柱１本に加わる力 F（N）

$$\mathrm{F} = \frac{\text{当該自動車の最大積載量（kg）} \times 0.1 \times 10}{\text{側煽の片側分の枚数} \times 2}$$

（参考）必要な最低断面係数（最大積載量 30,000kg、材質 SS400 の場合）

側煽の支柱の床上高さ 側煽の片側分の支柱本数	800mm	1,000mm	1,200mm
１本	12,000mm³	15,000mm³	18,000mm³
２本	8,000mm³	10,000mm³	12,000mm³
３本	6,000mm³	7,500mm³	9,000mm³

③　後煽

後煽を備えること。

④　固縛金具

固縛金具は、次表に掲げる個数以上を備えること。

定格荷重	最低個数
10kN	24 対
15kN	16 対
20kN	12 対
30kN	8 対

※　定格荷重の異なる固縛金具を備える場合にあっては、定格荷重が一番小さなものに対応する個数以上であること。

第７章　新規検査、予備検査、継続検査又は構造等変更検査	第８章　新規検査、予備検査、継続検査又は構造等変更検査（改造等による変更のない使用過程車）

［7-2-2⑥のセミトレーラに類するもの］

(2) 物品を積載する装置について書面その他適切な方法により審査したときに、次の①から③に掲げる全ての構造を有するセミトレーラは、7-2-2⑥の構造要件に適合するものとする。

ただし、③については④又は⑤の構造であってもよい。

① 前壁

前壁の合計断面係数は、アの式により算出された値以上であること。

この場合において、前壁の床上高さが側壁の床上高さを超える場合にあっては、「前壁の床上高さ」を「側壁の床上高さ」と読み替えて適用することができ、また、前壁が床面及び左右側壁の３面と溶接又はリベットにより結合されている場合にあっては、「降伏点（N/mm²）×2」を「降伏点（N/mm²）×8」と読み替えて適用することができる。

ア　必要な最低合計断面係数Ｚ（㎜³）

$$Z = \frac{F \times 1.3 \times \text{前壁の床上高さ（mm）}}{\text{降伏点（N/mm}^2\text{）} \times 2}$$

前壁に加わる力Ｆ（N）

$$F = \text{当該自動車の最大積載量（kg）} \times 0.6 \times 10$$

（参考）必要な最低合計断面係数（最大積載量 30,000kg、材質 SS400 の場合）

前壁の床上高さ	最低合計断面係数
400㎜	191,100㎜³
800㎜	382,100㎜³
1,200㎜	573,100㎜³
1,600㎜	764,100㎜³
2,000㎜	955,200㎜³
2,400㎜	1,146,200㎜³

※「降伏点（N/mm²）×2」を「降伏点（N/mm²）×8」と読み替えて適用した場合には、最低合計断面係数欄の数値は 1/4 となる。

② 側壁

側壁の合計断面係数は、アの式により算出された値以上であること。

この場合において、次に掲げる（ｱ）から（ｳ）のいずれかに該当する場合にあっては、「降伏点（N/mm²）×2」を「降伏点（N/mm²）×8」と読み替えて適用することができる。

（ｱ）側壁が床面、前壁及び後壁の３面と溶接又はリベットにより結合されている場合

（ｲ）側壁が床面及び前壁の２面と溶接又はリベットにより結合されており、かつ、後煽又は後扉と結合するヒンジ部又は開閉部のピン径がイの式により算出された値以上の場合

（ｳ）側壁が床面及び前壁の２面と溶接又はリベットにより結合されており、かつ、対面する側壁の上端付近において溶接、リベット、ボルト・ナット又はピンにより結合された梁等の合計断面積がウの式により算出された値以上の場合

ア　必要な最低合計断面係数Ｚ（㎜³）

$$Z = \frac{F \times 1.3 \times \text{側壁の床上高さ（mm）}}{\text{降伏点（N/mm}^2\text{）} \times 2}$$

側壁に加わる力Ｆ（N）

$$F = \text{当該自動車の最大積載量（kg）} \times 0.5 \times 10$$

（参考）必要な最低合計断面係数（最大積載量 30,000kg、材質 SS400 の場合）

側壁の床上高さ	最低合計断面係数
400㎜	159,200㎜³
800㎜	318,400㎜³
1,200㎜	477,600㎜³
1,600㎜	636,800㎜³
2,000㎜	796,000㎜³
2,400㎜	955,200㎜³

※「降伏点（N/mm²）×2」を「降伏点（N/mm²）×8」と読み替えて適用した場合には、最低合計断面係数欄の数値は 1/4 となる。

イ　必要な最低ピン径φｄ（㎜）

$$d = \sqrt{\frac{(F + \text{後煽又は後扉の自重（N）}) \times 2 \times 4}{\text{ピン数（個）} \times \text{引張強さ（N/mm}^2\text{）} \times \pi}}$$

第７章　新規検査、予備検査、継続検査又は構造等変更検査	第８章　新規検査、予備検査、継続検査又は構造等変更検査（改造等による変更のない使用過程車）

後煽又は後扉に加わる力Ｆ（N）

$$F = 当該自動車の最大積載量（kg）\times 0.35 \times 10$$

（参考）必要な最低ピン径（最大積載量 30,000kg、後煽又は後扉の自重 2,000N、材質 SS400 の場合）

ピン数	最低ピン径
2 個	φ19㎜
4 個	φ14㎜
6 個	φ11㎜
8 個	φ10㎜

ウ　梁等に必要な最低合計断面積Ａ（㎟）

$$A = \frac{当該自動車の最大積載量（kg）\times 0.5 \times 10 \times 1.3}{降伏点（N/mm^2）\times 2}$$

③　後壁

後壁の合計断面係数は、アの式により算出された値以上であること。

この場合において、後壁が床面及び左右側壁の 3 面と溶接又はリベットにより結合されている場合にあっては、「降伏点（N/mm²）×2」を「降伏点（N/mm²）×8」と読み替えて適用することができる。

ア　必要な最低合計断面係数Ｚ（㎣）

$$Z = \frac{F \times 1.3 \times 後壁の床上高さ（mm）}{降伏点（N/mm^2）\times 2}$$

後壁に加わる力Ｆ（N）

$$F = 当該自動車の最大積載量（kg）\times 0.35 \times 10$$

（参考）必要な最低合計断面係数（最大積載量 30,000kg、材質 SS400 の場合）

後壁の床上高さ	最低合計断面係数
400㎜	111,500㎣
800㎜	222,900㎣
1,200㎜	334,300㎣
1,600㎜	445,800㎣
2,000㎜	557,200㎣
2,400㎜	668,600㎣

※「降伏点（N/mm²）×2」を「降伏点（N/mm²）×8」と読み替えて適用した場合には、最低合計断面係数欄の数値は 1/4 となる。

④　後煽

後煽の合計断面係数は、アの式により算出された値以上であること。

この場合において、後煽のヒンジ部及び開閉部のピン径がそれぞれイの式により算出された値以上の場合にあっては、アの式にかかわらずウの式を適用することができる。

ア　必要な最低合計断面係数Ｚ（㎣）

$$Z = \frac{F \times 1.3 \times 後煽の床上高さ（mm）}{降伏点（N/mm^2）\times 2}$$

後煽に加わる力Ｆ（N）

$$F = 当該自動車の最大積載量（kg）\times 0.35 \times 10$$

（参考）必要な最低合計断面係数（最大積載量 30,000kg、材質 SS400 の場合）

後煽の床上高さ	最低合計断面係数
400㎜	111,500㎣
800㎜	222,900㎣
1,200㎜	334,300㎣
1,600㎜	445,800㎣
2,000㎜	557,200㎣
2,400㎜	668,600㎣

イ　必要な最低ピン径φｄ（㎜）

$$d = \sqrt{\frac{（F + 後煽の自重（N））\times 2 \times 4}{ピン数（個）\times 引張強さ（N/mm^2）\times \pi}}$$

後煽に加わる力Ｆ（N）

第7章　新規検査、予備検査、継続検査又は構造等変更検査	第8章　新規検査、予備検査、継続検査又は構造等変更検査（改造等による変更のない使用過程車）

F＝当該自動車の最大積載量（kg）×0.35×10

（参考）必要な最低ピン径（最大積載量30,000kg、後煽の自重2,000N、材質SS400の場合）

ピン数	最低ピン径
2個	φ19㎜
4個	φ14㎜
6個	φ11㎜
8個	φ10㎜

ウ　必要な最低合計断面係数Z（㎜³）

$$Z = \frac{F \times 1.3 \times (2 \times l_2 + l_3) \times (4 \times (l_1 + l_2 + l_3) \times l_1 + 2 \times l_2 \times l_3 + {l_3}^2)}{降伏点(N/mm^2) \times 8 \times (l_1 + l_2 + l_3)^2}$$

l_1（㎜）：後煽上端から上部締結位置中心までの高さ方向の距離
（l_1＜0の場合はl_1＝0）
l_2（㎜）：床面から下部締結位置中心までの高さ方向の距離
l_3（㎜）：後煽上端までの床上高さ

後煽に加わる力F（N）

F＝当該自動車の最大積載量（kg）×0.35×10

⑤　後扉

後扉の合計断面係数は、アの式により算出された値以上であること。

この場合において、後扉のヒンジ部及び開閉部のピン径がそれぞれイの式により算出された値以上の場合にあっては、「降伏点（N/mm²）×2」を「降伏点（N/mm²）×8」と読み替えて適用することができる。

ア　必要な最低合計断面係数Z（㎜³）

$$Z = \frac{F \times 1.3 \times 後扉の床上高さ(mm)}{降伏点(N/mm^2) \times 2}$$

後扉に加わる力F（N）

F＝当該自動車の最大積載量（kg）×0.35×10

（参考）必要な最低合計断面係数（最大積載量30,000kg、材質SS400の場合）

後扉の床上高さ	最低合計断面係数
400㎜	111,500㎜³
800㎜	222,900㎜³
1,200㎜	334,300㎜³
1,600㎜	445,800㎜³
2,000㎜	557,200㎜³
2,400㎜	668,600㎜³

※「降伏点（N/mm²）×2」を「降伏点（N/mm²）×8」と読み替えて適用した場合には、最低合計断面係数欄の数値は1/4となる。

イ　必要な最低ピン径φd（㎜）

$$d = \sqrt{\frac{(F + 後扉の自重(N)) \times 2 \times 4}{ピン数(個) \times 引張強さ(N/mm^2) \times \pi}}$$

後扉に加わる力F（N）

F＝当該自動車の最大積載量（kg）×0.35×10

（参考）必要な最低ピン径（最大積載量30,000kg、後扉の自重2,000N、材質SS400の場合）

ピン数	最低ピン径
2個	φ19㎜
4個	φ14㎜
6個	φ11㎜
8個	φ10㎜

［7-2-2⑦のセミトレーラ］

(3) 物品を積載する装置について書面その他適切な方法により審査したときに、次の①から③に掲げる全ての構造を有するセミトレーラは、7-2-2⑦の構造要件に適合するものとする。

ただし、①については④の構造であってもよい。

①　前面スタンション

ア　前面スタンションの断面寸法は、100㎜×100㎜×6㎜ᵗ又はφ139.8㎜×4.5㎜ᵗ以上であること。

第７章　新規検査、予備検査、継続検査又は構造等変更検査	第８章　新規検査、予備検査、継続検査又は構造等変更検査（改造等による変更のない使用過程車）

イ　前面スタンションの本数は、次式により算出された値以上であること。

この場合において、前面スタンションの床上高さが仮想最高重心高さを超える場合にあっては、「前面スタンションの床上高さ」を「仮想最高重心高さ」と読み替えて適用することができる。

必要な最低本数 N

$$N \geqq \frac{\text{当該自動車の最大積載量（kg）} \times 0.2 \times 10}{W}$$

破壊荷重 W（N）

$$W = \frac{\text{引張り強さ（N/mm}^2\text{）} \times \text{前面スタンションの断面係数（mm}^3\text{）}}{1.6 \times \text{前面スタンションの床上高さ（mm）}}$$

（参考）必要な最低本数（最大積載量 30,000kg、断面寸法 100mm×100mm×6mm^t、材質 SS400 の場合）

前面スタンションの床上高さ	最低本数
800mm	4 本
1,000mm	4 本
1,200mm	5 本

ウ　積載する物品の突出を防止するために前面スタンションに面材を取付ける場合にあっては、材質に応じて次表に掲げる厚さ以上のものであること。

なお、表に掲げる材質以外のものを用いる場合には、同等強度以上のものであればよい。

	木材	鋼板	アルミ板
最低厚さ	21mm	4.5mm	9mm

②　側面スタンション

側面スタンションの片側分の本数は、次式により算出された値以上であること。

この場合において、側面スタンションの床上高さが仮想最高重心高さを超える場合にあっては、「側面スタンションの床上高さ」を「仮想最高重心高さ」と読み替えて適用することができる。

必要な最低本数 N

$$N \geqq \frac{\text{当該自動車の最大積載量（kg）} \times 0.1 \times 10}{W}$$

破壊荷重 W（N）

$$W = \frac{\text{引張り強さ（N/mm}^2\text{）} \times \text{側面スタンションの断面係数（mm}^3\text{）}}{1.6 \times \text{側面スタンションの床上高さ（mm）}}$$

（参考）必要な最低本数（最大積載量 30,000kg、材質 SS400 の場合）

側面スタンションの床上高さ／断面寸法（断面係数）	800mm	1,000mm	1,200mm
100mm× 50mm×3.2mm^t（15,200mm^3）	7 対	8 対	10 対
75mm× 75mm×4.5mm^t（26,300mm^3）	4 対	5 対	6 対
100mm×100mm×3.2mm^t（37,500mm^3）	3 対	4 対	4 対
100mm×100mm×4.5mm^t（49,900mm^3）	2 対	3 対	3 対
100mm×100mm×6mm^t（62,300mm^3）	2 対	2 対	3 対
φ 89.1mm×3.2mm^t（17,900mm^3）	6 対	7 対	9 対
φ101.6mm×4.2mm^t（30,055mm^3）	4 対	4 対	5 対
φ114.3mm×4.5mm^t（41,000mm^3）	3 対	3 対	4 対
φ139.8mm×4.5mm^t（62,685mm^3）	2 対	2 対	3 対

③　固縛金具

固縛金具は、次表に掲げる個数以上を備えること。

定格荷重	最低個数
10kN	24 対
15kN	16 対
20kN	12 対
30kN	8 対

※　定格荷重の異なる固縛金具を備える場合にあっては、定格荷重が一番小さなものに対応する個数以上であること。

④　鳥居

ア　鳥居の支柱の合計断面係数は、次式により算出された値以上であること。

この場合において、鳥居の支柱の床上高さが側面スタンションの床上高さを超える場合にあっては、「鳥居の支

第７章　新規検査、予備検査、継続検査又は構造等変更検査	第８章　新規検査、予備検査、継続検査又は構造等変更検査（改造等による変更のない使用過程車）

柱の床上高さ」を「側面スタンションの床上高さ」と読み替えて適用することができる。

必要な最低合計断面係数Ｚ（㎜³）

$$Z = \frac{F \times 1.6 \times \text{鳥居の支柱の床上高さ（mm）}}{\text{引張り強さ（N/mm}^2\text{）} \times 2}$$

鳥居の支柱に加わる力Ｆ（N）

Ｆ＝当該自動車の最大積載量（kg）×0.2×10

（参考）必要な最低合計断面係数（最大積載量30,000kg、材質SS400の場合）

鳥居の支柱の床上高さ	最低合計断面係数
1,000㎜	120,000㎜³
1,200㎜	144,000㎜³
1,400㎜	168,000㎜³
1,600㎜	192,000㎜³
1,800㎜	216,000㎜³
2,000㎜	240,000㎜³
2,200㎜	264,000㎜³
2,400㎜	288,000㎜³

イ　鳥居の面材の厚さは、材質に応じて次表に掲げる厚さ以上であること。

なお、表に掲げる材質以外のものを用いる場合には、同等強度以上のものであればよい。

	木材	鋼板	アルミ板
最低厚さ	21㎜	4.5㎜	9㎜

［7-2-2⑧のセミトレーラ］

(4) 物品を積載する装置について書面その他適切な方法により審査したときに、次の①から③に掲げる全ての構造を有するセミトレーラは、7-2-2⑧の構造要件に適合するものとする。

ただし、②については④の構造であってもよい。

①　船底状のくぼみ

ア　船底状のくぼみの構造は、溶接により車体と一体となっているものであること。

イ　船底状のくぼみの傾斜角は、27°以上であること。

ウ　船底状のくぼみの深さは、150㎜以上であること。

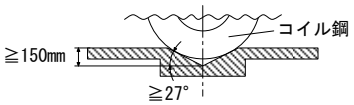

（参考図）

②　鳥居

ア　鳥居の支柱の合計断面係数は、次式により算出された値以上であること。

必要な最低合計断面係数Ｚ（㎜³）

$$Z = \frac{F \times 1.6 \times \text{鳥居の支柱の床上高さ（mm）}}{\text{引張り強さ（N/mm}^2\text{）} \times 2}$$

鳥居の支柱に加わる力Ｆ（N）

Ｆ＝当該自動車の最大積載量（kg）×0.2×10

（参考）必要な最低合計断面係数（最大積載量30,000kg、材質SS400の場合）

鳥居の支柱の床上高さ	最低合計断面係数
1,000㎜	120,000㎜³
1,200㎜	144,000㎜³
1,400㎜	168,000㎜³
1,600㎜	192,000㎜³
1,800㎜	216,000㎜³
2,000㎜	240,000㎜³
2,200㎜	264,000㎜³
2,400㎜	288,000㎜³

イ　鳥居の面材の厚さは、材質に応じて次表に掲げる厚さ以上であること。

なお、表に掲げる材質以外のものを用いる場合には、同等強度以上のものであればよい。

	木材	鋼板	アルミ板
最低厚さ	21㎜	4.5㎜	9㎜

第7章　新規検査、予備検査、継続検査又は構造等変更検査	第8章　新規検査、予備検査、継続検査又は構造等変更検査（改造等による変更のない使用過程車）

③　固縛金具

固縛金具は、次表に掲げる個数以上を備えること。

定格荷重	最低個数
10kN	24対
15kN	16対
20kN	12対
30kN	8対

※　定格荷重の異なる固縛金具を備える場合にあっては、定格荷重が一番小さなものに対応する個数以上であること。

④　前面スタンション

ア　前面スタンションの断面寸法は、100㎜×100㎜×6㎜^{t}又はφ139.8㎜×4.5㎜^{t}以上であること。

イ　前面スタンションの本数は、次式により算出された値以上であること。

この場合において、前面スタンションの床上高さが仮想最高重心高さを超える場合にあっては、「前面スタンションの床上高さ」を「仮想最高重心高さ」と読み替えて適用することができる。

必要な最低本数N

$$N \geqq \frac{\text{当該自動車の最大積載量（kg）} \times 0.2 \times 10}{W}$$

破壊荷重W（N）

$$W = \frac{\text{引張り強さ（N/mm}^2\text{）} \times \text{前面スタンションの断面係数（mm}^3\text{）}}{1.6 \times \text{前面スタンションの床上高さ（mm）}}$$

（参考）必要な最低本数（最大積載量30,000kg、断面寸法100㎜×100㎜×6㎜^{t}、材質SS400の場合）

前面スタンションの床上高さ	最低本数
800㎜	4本
1,000㎜	4本
1,200㎜	5本

ウ　積載する物品の突出を防止するために前面スタンションに面材を取付ける場合にあっては、材質に応じて次表に掲げる厚さ以上のものであること。

なお、表に掲げる材質以外のものを用いる場合には、同等強度以上のものであればよい。

	木材	鋼板	アルミ板
最低厚さ	21㎜	4.5㎜	9㎜

7-2-4　適用関係の整理

(1) 昭和48年11月30日以前に製作された自動車については、7-2-5（従前規定の適用①）を適用する。（適用関係告示第1条第1項関係）

(2) 平成22年3月31日以前に製作された自動車については、7-2-6（従前規定の適用②）を適用する。（適用関係告示第1条第2項関係）

7-2-5　従前規定の適用①

昭和48年11月30日以前に製作された自動車については、次の基準に適合するものであればよい。（適用関係告示第1条第1項関係）

7-2-5-1　テスタ等による審査

(1) 自動車は、次に定める状態で巻尺等その他適切な方法により審査したときに、長さ（セミトレーラにあっては、連結装置中心から当該セミトレーラの後端までの水平距離）12m（セミトレーラのうち7-2-5-2で定めるものにあっては、13m）、幅2.5m、高さ3.8mを超えてはならない。

①　空車状態

②　はしご自動車のはしご、架線修理自動車のやぐらその他走行中に格納されているものについては、これらの装置を格納した状態

③　折畳式のほろ、工作自動車の起重機その他走行中に種々の状態で使用されるものについては、走行中使用される全ての状態。

ただし、外開き式の窓及び換気装置並びに腕木式方向指示器については、これらの装置を閉鎖又は格納した状態とし、また、故障した自動車を吊り上げて牽引するための装置（格納できるものに限る。）については、この装置を格納した状態とする。

④　車体外に取付けられた側方衝突警報装置、後写鏡、後方等確認装置、7-107に規定する鏡その他の装置及びたわみ式アンテナについては、これらの装置を取外した状態。

この場合において、車体外に取付けられた側方衝突警報装置、後写鏡、後方等確認装置及び7-107に規定する鏡その他の装置は、当該装置に取付けられた灯火器及び反射器を含むものとする。

第7章　新規検査、予備検査、継続検査又は構造等変更検査	第8章　新規検査、予備検査、継続検査又は構造等変更検査（改造等による変更のない使用過程車）

⑤　直進姿勢にある状態

(2) 自動車の長さ、幅及び高さは、(1) の状態の自動車を基準面に置き、巻尺等を用いて次に掲げる寸法を測定した値（単位はcmとし、1cm未満は切り捨てるものとする。）とする。

①　長さについては、自動車の最も前方及び後方の部分を基準面に投影した場合において、車両中心線に平行な方向の距離

②　幅については、自動車の最も側方にある部分（大型特殊自動車以外の自動車に備えられる回転するタイヤ及びディスクホイール並びにこれに付随して回転する部分を除く。）を基準面に投影した場合において、車両中心線と直交する直線に平行な方向の距離

③　高さについては、自動車の最も高い部分と基準面との距離

(3) 外開き式の窓及び換気装置、腕木式方向指示器、側方衝突警報装置（検知センサー及び検知センサー附属品に限る。）、後写鏡、後方等確認装置並びに7-107に規定する鏡その他の装置は、次に定める状態（腕木式方向指示器にあっては、作動した状態）で測定するものとし、この場合において、これらの装置（側方衝突警報装置を除く。）にあっては、その自動車の最外側から250mm以上、その自動車の高さから300mm以上、側方衝突警報装置（検知センサー及び検知センサー附属品に限る。）にあっては、その自動車の最外側から100mmを超えて突出していてはならない。

ただし、その自動車より幅の広い被牽引自動車を牽引する牽引自動車の後写鏡及び後方等確認装置に限り、被牽引自動車の最外側から250mmまで突出することができる。

①　外開き式の窓及び換気装置にあっては、開放した状態

②　側方衝突警報装置、後写鏡、後方等確認装置並びに7-107に規定する鏡その他の装置にあっては、取付けられた状態

7-2-5-2　視認等による審査

7-2-5-1 (1) の「7-2-5-2で定めるもの」とは、物品を積載する装置について視認等その他適切な方法により審査したときに、7-2-2の①から⑧のいずれかに該当する構造を有するセミトレーラとする。

7-2-5-3　書面等による審査

7-2-3に同じ。

7-2-6　従前規定の適用②

平成22年3月31日以前に製作された自動車については、次の基準に適合するものであればよい。（適用関係告示第1条第2項関係）

7-2-6-1　テスタ等による審査

(1) 自動車は、次に定める状態で巻尺等その他適切な方法により審査したときに、長さ（セミトレーラにあっては、連結装置中心から当該セミトレーラの後端までの水平距離）12m（セミトレーラのうち7-2-6-2で定めるものにあっては、13m）、幅2.5m、高さ3.8mを超えてはならない。

①　空車状態

②　はしご自動車のはしご、架線修理自動車のやぐらその他走行中に格納されているものについては、これらの装置を格納した状態

③　折畳式のほろ、工作自動車の起重機その他走行中に種々の状態で使用されるものについては、走行中使用される全ての状態。

ただし、外開き式の窓及び換気装置については、これらの装置を閉鎖した状態とし、また、故障した自動車を吊り上げて牽引するための装置（格納できるものに限る。）については、この装置を格納した状態とする。

④　車体外に取付けられた側方衝突警報装置、後写鏡、後方等確認装置、7-107に規定する鏡その他の装置及びたわみ式アンテナについては、これらの装置を取外した状態。

この場合において、車体外に取付けられた側方衝突警報装置、後写鏡、後方等確認装置及び7-107に規定する鏡その他の装置は、当該装置に取付けられた灯火器及び反射器を含むものとする。

⑤　直進姿勢にある状態

(2) 自動車の長さ、幅及び高さは、(1) の状態の自動車を基準面に置き、巻尺等を用いて次に掲げる寸法を測定した値（単位はcmとし、1cm未満は切り捨てるものとする。）とする。

①　長さについては、自動車の最も前方及び後方の部分を基準面に投影した場合において、車両中心線に平行な方向の距離

②　幅については、自動車の最も側方にある部分（大型特殊自動車以外の自動車に備えられる回転するタイヤ及びディスクホイール並びにこれに付随して回転する部分を除く。）を基準面に投影した場合において、車両中心線と直交する直線に平行な方向の距離

③　高さについては、自動車の最も高い部分と基準面との距離

(3) 外開き式の窓及び換気装置、側方衝突警報装置（検知センサー及び検知センサー附属品に限る。）、後写鏡、後方等確認装置並びに7-107に規定する鏡その他の装置は、次に定める状態で測定するものとし、この場合において、これらの装置（側方衝突警報装置を除く。）にあっては、その自動車の最外側から250mm以上、その自動車の高さから300mm以上、側方衝突警報装置（検知センサー及び検知センサー附属品に限る。）にあっては、その自動車の最外側から100mmを超えて突出していてはならない。

ただし、その自動車より幅の広い被牽引自動車を牽引する牽引自動車の後写鏡及び後方等確認装置に限り、被牽引自動車

第7章　新規検査、予備検査、継続検査又は構造等変更検査	第8章　新規検査、予備検査、継続検査又は構造等変更検査 （改造等による変更のない使用過程車）

の最外側から250mmまで突出することができる。

① 外開き式の窓及び換気装置にあっては、開放した状態

② 側方衝突警報装置、後写鏡、後方等確認装置及び7-107に規定する鏡その他の装置にあっては、取付けられた状態

7-2-6-2　視認等による審査

7-2-6-1（1）の「7-2-6-2で定めるもの」とは、物品を積載する装置について視認等その他適切な方法により審査したときに、7-2-2の①から⑧のいずれかに該当する構造を有するセミトレーラとする。

7-2-6-3　書面等による審査

7-2-3に同じ。

自動車技術総合機構からのお知らせ

令和3年4月8日

並行輸入自動車にかかる届出書面が変更になります

並行輸入自動車にかかる事前書面審査の届出において、令和3年７月以降に届出されるものから次の点が変更になりますので、お知らせします。

① 並行輸入自動車届出書（第１号様式（その２）、第２～６号様式）が変わります。

② 技術基準等が適用される並行輸入自動車について、新たに「技術基準等宣言書（第6号様式）」の提出を求めることとします。

※ 変更又は新たに定めた様式のWordデータについては、当機構ホームページのトップページ下段にあるアイコンからダウンロード可能です。

■並行輸入自動車の届出書様式のダウンロードURL

https://www.naltec.go.jp/fkoifn00000011hj.html

トップページを
下方にスクロール

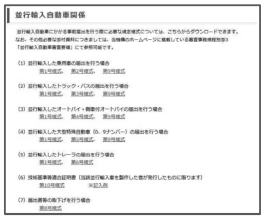

左から2番目の
アイコンをクリック

※ 届出時に必要な添付資料については、当機構のホームページに掲載している審査事務規程別添3「並行輸入自動車審査要領」をご参照ください。

※ ご不明な点についてはお問い合わせください。

独立行政法人
自動車技術総合機構
National Agency for Automobile and Land Transport Technology

掲示期限　令和4年3月31日

Ⅳ　Ｑ＆Ａ

１．指定関係

（１）設備・管理組織等

Ｑ１．事業場管理責任者を工員の数に含めてもよいか。

Ａ１．
工員としての要件「常時、点検及び整備作業に直接従事している者」に該当すれば５名または、４名に含めても構いません。

Ｑ２．指定工場の工員数で、フロント（整備士有資格者含む）を工員数に含めてもよいか。

Ａ２．
当該事業場の職務規程等において、フロントマンが受入点検、日常点検等を実施することが定められており、かつ、実際に同業務を行うことが明らかな場合には、工員と認めて差し支えないが、直接自動車の整備作業に従事しない専従フロントは工員とみなされません。

Ｑ３．自動車検査員は何名でも選任できるか。

Ａ３．
何名でも選任することができます。
ただし、選任されている自動車検査員は検査員研修を受講しなければなりません。

Ｑ４．同一敷地内に完成検査場を設置することができない場合は、他の場所に設置することはできるか。

Ａ４．
作業場は、原則として整備中の自動車が、道路上を移動することがないよう配置されていることが求められています。
ただし、完成検査場及び車両置場については、やむをえない場合に限り「検査設備の維持管理及び使用状況の確認が可能な距離にあれば差し支えない」と規定されています。
なお、有効期間が満了している車両は、市町村の臨時運行許可番号標等の使用により移動することとなります。

Ｑ５．保安基準適合証を自動車整備振興会から購入した際に持参する保安基準適合証の授受出納簿の取扱印（工場）は誰の印か。
また、使用が終わった際の印は誰が押印するのか。

Ａ５．
保安基準適合証の管理は、事業場管理責任者ですので必ず事業場管理責任者が購入後直ちに確認し、押印して保管しておいて下さい。
また、使用終了時においても交付枚数、書損枚数、残冊数等を確認した上で事業場管理責任者が押印して下さい。

Ｑ６．自動車検査用機械器具の校正において、不合格となった場合はどのようにすればよいか。

Ａ６．
完成検査業務はできません。
また、運輸支局に速やかに電話等により連絡するとともに次の書類を提出して下さい。
①　自動車検査用機械器具校正不適合報告書
②　自動車検査用機械器具校正結果通知書（薄いピンク色の用紙）
※再校正の結果適合した場合
①　自動車検査用機械器具校正適合報告書
②　自動車検査用機械器具校正結果通知書（写し）

Ｑ７．既存の指定工場で、対象とする自動車が普通（大）の工場の場合、工員を５人以上から４人にしたいが可能か。

Ａ７．
対象とする自動車について、「普（大）」から「普（中）」への変更手続が必要となる。
※　変更に必要な書類
①　申請書（第１号様式（指定））
②　旧指定書（正本）紛失した場合は顛末書

なお、「普（中）」で「大型特殊」も指定整備の対象としている場合には、車両総重量８トン、最大積載量５トン以上又は乗車定員３０人以上の大型特殊自動車の指定整備は実施できません。超えるものは、検査場に持ち込んで検査を受けることとなります。

Ｑ８．既存の指定工場で、対象とする自動車が「大型特殊」及び「普（中）」の工場の場合、工員を５人から４人にしたいが可能か。

Ａ８．
可能である。
ただし、工員が４人の場合は、車両総重量８トン、最大積載量５トン以上又は乗車定員３０人以上の大型特殊自動車の指定整備は実施できません。超えるものは、持ち込み検査を受けることとなります。
なお、この場合は、対象車種の変更の手続きは不要です。

Ｑ９．騒音計の検定日を、他の自動車検査用機械器具の校正時にできるか。

Ａ９．
騒音計の規定は、計量法により検定の期間は５年となっており、指定検査機関も異なりますのでできません。
なお、音量計は指定自動車整備事業規則第１２条の規定にある自動車検査用機械器具のため１年毎に校正が必要となります。

（２）完成検査関係

Ｑ１．二輪自動車で前照灯を２個有する場合（両方とも走行用前照灯が点灯するものに限る）、指定整備記録簿にはどのように記載すればよいか。

Ａ１．
左右それぞれ（１灯づつ）記載して下さい。
なお、測定光度について、左右それぞれ１５，０００ｃｄ以上必要です。

Ｑ２．制動力の総和は保安基準では、前輪のみタイヤがロックすれば適合とあるが、サイド・ブレーキがロックして基準に満たない場合はどうすればよいか。

Ａ２．
サイド・ブレーキは検査時車両状態の２０％（１.９６N/kg）以上の制動力が必要であり、ロックでは合格となりません。

Ｑ３．ＬＰＧ車の気密試験について、気密試験合格前に保安基準適合証は交付できるか。

Ａ３．
気密試験合格証により保安基準第１７条の適合判定を行う場合は、気密試験合格後でなければ、保安基準適合証への証明はできません。

Ｑ４．黒煙の測定は全車、検査機器を使用する必要があるか。

Ａ４．
規制値が２５％以下（型式ＫＥ－、ＫＦ－、ＫＧ－等）については、目視による判断が難しいことから全車テスターを用いての測定をしてください。その記録用紙はいずれの場合も指定整備記録簿に貼付しておいて下さい。
また、規制値が５０％及び４０％以下の車両については、従来どおり目視による検査でも可能ですが目視により判断が出来ない場合は検査機器を用いての判定をして下さい。
なお、オパシ認定車については、すべてオパシメータを用いての測定をしてください。（Ｑ９及び別紙フローチャート等を参照してください。）

Ｑ５．特定期日を超えた特定地域のＮＯｘ・ＰＭ法不適合車について、継続検査と管轄変更入りを同時に行う場合、関係書類が完備していれば先に保安基準適合証を交付することはできるか。

Ａ５．
完成検査を実施する際に、管轄変更前であれば保安基準不適合の状態なので保安基準適合証の交付はできません。
先に管轄変更入りの手続きをするか、若しくは持ち込み検査を受検して下さい。

Ｑ６．同一の自動車を複数の自動車検査員で完成検査を実施する場合の取扱いはどのようにしたらよいか。

Ａ６．
分担して行う作業を適正に実施し、かつ、実施後に個々の自動車検査員の担当した項目が明確にできるよう、予め社内規程（業務処理規程）等に点検・検査作業を行う際の作業区分を定めておくことが必要です。
指定整備記録簿への記載は、実施した自動車検査員の氏名、作業区分及び実施日を記載します。
保安基準適合証への証明は、検査の実務に携わった全ての自動車検査員が証明します。
この場合において検査が複数日に渡る場合は、最終的に検査の実務を行った年月日を記載します。
また、証明欄に全ての自動車検査員が記名できない場合は、最終的に検査の実務を行った自動車検査員の署名及び押印に続き外何名と記載し、外の自動車検査員については余白部に署名及び押印をします。

Ｑ７．登録識別情報等通知書（旧：抹消登録証明書）を紛失した場合は登録部門の不審案件の決裁文書により処理されるが、これをもって保安基準適合証扱いとできるか。

Ａ７．
登録識別情報等通知書（旧：抹消登録証明書）でないと保安基準適合証扱いはできません。
不審案件処理のため、必ず現車の持ち込み検査が必要になります。

Ｑ８．車軸昇降装置付きトレーラのブレーキの完成検査判定及び指定整備記録簿の記載方法はどうすれば良いか。

Ａ８．
自動車検査証の軸重欄に車軸上昇時の重量、備考欄に車軸下降時の重量が記載されています。車軸を上昇させた状態、強制的に下降させた状態、共にブレーキ判定を行い、指定整備記録簿には軸重、測定制動力及び判定結果をそれぞれ、車軸を下降させた状態を記入欄に、車軸を上昇させた状態を走行テスト欄等に記入する。

Ｑ９．オパシメータを備えていないが、オパシ認定車の完成検査の際、排出ガス検査判定を黒煙測定器で検査して良いか。

Ａ９．
オパシメータでなければ排出ガス検査判定ができません。よって、オパシメータを備えていなければ持ち込み検査となります。

Ｑ１０．電気自動車（排気管を有しない自動車）の完成検査において、定常走行騒音の取扱い、指定整備記録簿の記載方法はどのようにすればよいか。

Ａ１０．
定常走行騒音については、審査事務規程にあるとおり、排気管を有しない自動車については当分の間、定常走行騒音の基準に適合するものとして取扱います。
この場合、指定整備記録簿の該当項目の欄には、聴感を○で囲み「適」と記載してください。

電気自動車（排気管を有しない自動車）
指定整備記録簿の記載例

定常走行騒音
聴感　テスタ 適 デシベル
排気騒音
聴感　テスタ デシベル

（参考）
排気騒音については、審査事務規程にあるとおり、排気管を有しない自動車は除かれていますので、指定整備記録簿の該当項目の欄には、斜線「／」を記載してください。

（３）保安基準適合証等関係

Ｑ１．登録番号標を紛失し、かつ、自動車検査証の有効期間が満了している車両に保安基準適合証を交付する場合はどのようにすればよいか。

Ａ１．
支局等まで臨時運行許可番号標等で現車を持ち込むなどにより、新たに登録番号標の交付を受け封印を済ませたあと、事業場で保安基準適合証に証明を行い交付して下さい。

Ｑ２．保安基準適合証および保安基準適合標章を書損した場合はどのように処理すればよいか。

Ａ２．
記載面（標章は表裏とも）を朱抹し保安基準適合証綴りに保管し、保安基準適合証等交付台帳に書損理由を記載して下さい。

Ｑ３．ＯＡ機器の導入に伴い、保安基準適合証を作成するため綴りより切り離してよいか。

Ａ３．
電算処理を行う場合は保安基準適合証を切り離しても構いません。
保安基準適合証綴りの使用が終了した時点で、確実に編綴し５０枚あるか確認のうえ保存して下さい。

Ｑ４．　保安基準適合証の有効期間前に自賠責保険の期間が終了するとき「最終の検査申請日」の記載がない保安基準適合証は交付できるか。

Ａ４．
自賠責保険の期間と保安基準適合証の有効期間の最終日に更新されるべき自動車検査証有効期間の全部と重複しないときは、保安基準適合証の交付はできません。
ただし、保安基準適合証の有効期間内であって自賠責保険期間の終了日を最終の検査申請日として、明りょうに記載することを条件に特例措置として保安基準適合証の交付が可能となります。

Ｑ５．「最終の検査申請日」を経過した場合、保安基準適合証の有効期間内（検査を行った日から１５日間）であれば継続検査申請はできるか。

Ａ５．
継続検査申請はできます。
ただし、このとき保険期間を１ヶ月分追加契約した自賠責保険証明書の原本を検査申請窓口に提示しなければなりません。
この場合、保安基準適合証及び保安基準適合標章の訂正は不要です。

Ｑ６．保安基準適合証交付後、事故等で廃車することとなり、有効期間の更新手続きを行わなかった場合、どのように処理すればよいか。

Ａ６．
保安基準適合証は書損扱いとせずに「事故により有効期間切れ」等の処理をし、保安基準適合証綴りに編綴しておいて下さい。なお、保安基準適合証等交付台帳の備考欄等にその旨を記載しておいて下さい。

Ｑ７．自動車検査証を紛失し、自動車検査証の写しがある場合には、この写しをもって保安基準適合証の交付ができるか。

Ａ７．
交付はできません。
同一性の確認は、必ず「自動車検査証」及び「登録識別情報等通知書」（旧：抹消登録証明書）「自動車検査証返納証明書」により行わなければならず、写しによる確認は厳禁です。
よって、必ず自動車検査証の再交付を受けてから同一性の確認を行い、保安基準適合証を交付して下さい。
（「登録識別情報等通知書」等については、「（２）完成検査関係」Ｑ７を参照下さい。）

Ｑ８．保安基準適合証綴（５０枚）を紛失（盗難等）した場合の処理はどのようにすればよいか。

Ａ８．
紛失（盗難等）の事実が判明した場合は、警察に届出（盗難届、紛失物届）後、運輸支局に連絡し、運輸支局に書面で報告して下さい。
なお、このような場合は不正使用を防止するため運輸局より全国に連絡をしています。

Ｑ９．保安基準適合証等への車台番号記載（入力）要領について。（紙・電子ともに同じ。）

Ａ９．
自動車検査証のとおり記載して下さい。
従来、保安基準適合証等への車台番号の記載（入力）については、現車のとおり記載または入力するようお願いしておりましたが、車台番号が職権打刻の場合は、漢字を除いた数字部分のみ、また、－（ハイホン）の有り無しについては**自動車検査証のとおり**記載または入力していただくこととしました。

自動車検査証	福〔９１〕１２３４福	適合証	９１１２３４
自動車検査証	国（０１）５６１２３４	適合証	０１５６１２３４
自動車検査証	ＡＢ－０００１２３４	適合証	ＡＢ－０００１２３４
自動車検査証	ＡＢ０５６１２３４	適合証	ＡＢ０５６１２３４

Ｑ１０．保安基準適合証等の使用者欄の記載（入力）について。（紙・電子ともに同じ。）

Ａ１０．
自動車検査証のとおりに記載または入力して下さい。（使用者名、使用者住所ともに。）

使用者名については、(株)や(有)など**省略せず**、自動車検査証のとおりに**株式会社**や**有限会社**と記載（入力）して下さい。
住所については、市、郡からではなく、自動車検査証のとおりに**県名から全て**記載（入力）して下さい。

Ｑ１１．市町村合併で住居表示が変更となり、自動車検査証の使用者の住所と異なる場合に保安基準適合証の住所記載はどのようにしたら良いか。

Ａ１１．
自動車検査証のとおりに記載（入力）して下さい。

Ｑ１２．整備命令の交付を受けている車両について、車検整備後保安基準適合証の交付ができるか。

Ａ１２．
保安基準に適合すれば交付は可能ですが、整備命令書の整備すべき事項等の適合確認が完了しないと自動車検査証有効期間の更新はできません。現車提示が必要な場合もありますので、運輸支局整備部門へ問合せ下さい。

２．研修関係

Ｑ１．自動車検査員研修の受講対象者は誰か。

Ａ１．
選任自動車検査員及び自動車検査員有資格者で受講を希望する者です。

Ｑ２．選任自動車検査員が研修を受講しなかった場合どうなるのか。

Ａ２．
正当な理由がなく欠席した場合は、行政処分の対象となります。

Ｑ３．選任された自動車検査員で整備主任者としても選任されている場合、自動車検査員研修及び整備主任者研修の両方を受講しなければならないか。

Ａ３．
検査員研修は必ず受講して下さい。
整備主任者研修の法令研修は、自動車検査員研修を受講すれば整備主任者研修（法令）を受講したものとみなされますが、技術研修は受講して下さい。
技術研修については当該事業場において１名以上が受講していれば受講しなくてもよいこととなっています。この場合、事業場内教育を行うこととなります。

３．整備関係

Ｑ１．小型四輪の認証で小型四輪の貨物車であって最大積載量が３トンの車両の整備ができるか。

Ａ１．
小型貨物自動車（４ナンバー）であれば最大積載量が３，０００ｋｇであっても整備できます。（従来は「新型自動車の審査基準」により小型貨物自動車の最大積載量は２，０００ｋｇ以下となっていました。）また、５ナンバーの１２人乗りも可能です。

Ｑ２．検査対象軽自動車について
（１）軽貨物自動車運送事業の自動車の点検時期は「別表３」か「別表６」か。また、点検整備記録簿の様式はどれを使用すればよいか。
（２）検査対象軽自動車のレンタカーは点検基準のどの表の適用となるのか。また、点検整備記録簿の様式はどれを使用すればよいか。
（３）軽自動車の福祉タクシーの点検時期は「別表３」か「別表６」か。

Ａ２．
（１）軽貨物自動車運送業の用に供する自動車は、道路運送車両法では自動車運送事業の用に供する自動車としては除かれています。従って点検時期等は「別表６」となり、点検整備記録簿の様式も自家用乗用等の点検整備記録簿となります。
（２）「別表５」により行い、点検整備記録簿の様式は貨物用の点検整備記録簿を使用します。
（３）軽自動車の福祉タクシーは「別表３」により行います。

Ｑ３．登録番号「００」「９９」「８８」で有効期間が２年のもので点検が６ヶ月となっているのはなぜか。

Ａ３．
自動車点検基準第２条第１項第２号により大型特殊自動車（８トン未満）、特種用途自動車（８トン未満）は、別表第５（自家用貨物自動車等の点検基準）により実施するようになっており有効期間とは関係ありません。

Ｑ４．ブレーキ・ドラムを取り外して点検だけを行う行為は、自動車特定整備の定義に抵触しないのではないか。

Ａ４．
「点検」とは、自動車の構造又は、装置の機能が正常であるかどうかを確認することであ

り、「整備」とは、給油脂、調整、部品交換、修理、その他自動車の構造又は、装置の機能を正常に保ち、又は正常に復するための行為をいいます。
従って、ブレーキ・ドラムを取り外した後にドラムを再度「組み付ける」という作業は、機能回復又は機能を正常に保つという「分解整備」に該当することとなります。

Ｑ５．マイクロバスを改造したキャンピング車は、普通（小）の認証で整備ができるか。

Ａ５．
乗車定員が１０人以下、車両総重量８トン未満であれば整備できます。
なお、その場合でも屋内作業場に入庫できリフトアップが可能な場合に限られます。

Ｑ６．４トン車を改造し車両総重量が８トン以上の車両は、普通(中)の認証で整備ができるか。

Ａ６．
車両総重量が８トン以上、最大積載量が５トン以上、乗車定員が３０人以上の車両は、普通（大）の認証が必要であり整備をすることはできません。

Ｑ７．ごく親しいユーザーや顧客に対しても概算見積書は必要か。

Ａ７．
必要です。
ただし、ユーザーが不要とした場合は当該見積書を工場に保存しておいて下さい。

Ｑ８．概算見積書（工場控）の保存期間はどのくらいか。

Ａ８．
特に規定はありませんが、ユーザーとのトラブル防止の観点から次回の継続検査までは保存しておいた方がよいでしょう。

Ｑ９．登録識別情報等通知書（旧：抹消登録証明書）と諸元に変更がある新規検査で不合格になった場合は、限定自動車検査証の交付が受けられますか。

Ａ９．
限定自動車検査証の交付は受けられませんので、最初から受けなおすこととなります。なお、限定自動車検査証の交付が受けられない車両は以下のとおりです。
・新車の新規検査及び予備検査
・登録識別情報通知書（旧：抹消登録証明書）の車両諸元に変更がある新規検査及び予備検査
・構造等変更検査

Ｑ１０．特定整備とは何ですか。分解整備とは何が違うのですか。

Ａ１０．
特定整備とは、これまでの分解整備と、以下の「電子制御装置整備」を総称した自動車の整備又は改造をいいます。

◯「電子制御装置整備」の内容
① 自動運行装置の取り外しや作動に影響を及ぼすおそれのある整備・改造
② 衝突被害軽減制動制御装置（いわゆる「衝突被害軽減ブレーキ」）、自動命令型操舵機能（いわゆる「レーンキープ」）に用いられる、前方をセンシングするためのカメラ等を取り外して行う整備・改造
③ 上記に係るカメラ、レーダー等が取り付けられている車体前部（バンパ、グリル）、窓ガラスの脱着【その後、カメラ等の機能調整が必要となるため】

その他、自動車特定整備制度の概要については、以下の国土交通省ホームページをご参照下さい。
（電子制御装置整備の対象車両の見分け方、整備用スキャンツールの情報、特定整備記録簿の書き方の例、など）

＜ https://www.mlit.go.jp/jidosha/jidosha_fr9_000016.html ＞

４．検査申請（窓口）手続き関係

Ｑ１．職権打刻された車台番号のＯＣＲシートへの記載はどのようにすればよいか。

Ａ１．
（例） 自動車検査証 福〔９１〕１２３４福 又は 国（０１）５６１２３４
現 車 示１２３４示（打刻） 又は 国５６１２３４（プレート H21.7 から）
ＯＣＲシートの車台番号欄への記載は、１２３４（数字のみ）を記載して下さい。

５．検査関係

Q&A について

Ｑ１：運転席と助手席の窓ガラス部にカーテンを取り付けたいのですが？

Ａ：審査事務規程　７－５５窓ガラス貼付物　等

窓ガラス貼付物等の規程では、定められたもの以外のものが装着され、はり付けられ、塗装され、または刻印されてはならないとされています。

装着とは、窓ガラスに一部または全部が接触または密着している状態を含みます。

よってカーテンが窓ガラスに装着されていると判断された場合は、不適合となります。

Ｑ２：テールレンズユニットを社外品に交換、方向指示器点灯時に光が制動灯器部分に漏れ、赤色に点滅してしまう

Ａ：審査事務規程　７－８１尾灯、７－８８制動灯
７－９０後退灯、７－９１方向指示器　等

テールレンズに仕切りが無いものや灯火の光が他の灯火に光漏れするもので、灯色の基準に接触するものについては不適合となります。

また、平成１８年１月１日以降製作車については、灯火器の視認要件が適用されるため、社外品のテールレンズユニットに変えてある場合、視認要件にも注意する必要があります。

Ｑ３：自動車の前方左側に備えている補助ミラーを取り外ししたのですが？

Ａ：審査事務規程　７－１０７直前及び側方の視界　等

自動車の前方左側に備えてある補助ミラーについては、従来大型貨物車及び乗車定員１１人以上のバスに適用されていた基準でしたが、平成１７年１月１日以降に指定を受けた型式指定自動車（新型届出による取扱いを受けた自動車及び輸入自動車特別取扱いを受けた自動車を含む）及び、平成１９年１月１日以降に製作された小型自動車、軽自動車及び普通自動車にも適用範囲が広げられることになりました。

よって基準が適用される自動車については、直前及び側方の視界の基準を満足する必要があります。

例えば小型自動車の場合、高さ１ｍ直径３０ｃｍの円柱を、当該自動車の前面から０．３ｍ前方にある鉛直面及び当該自動車の左側面から０．３ｍの距離にある鉛直面との間に設置し、かつ当該自動車に接している状態において、運転者が直接または後写鏡等により円柱の一部が目視確認出来なくてはならないとされており、直前直左鏡等を取り外した結果、円柱の一部が目視確認出来ない場合には不適合となります。

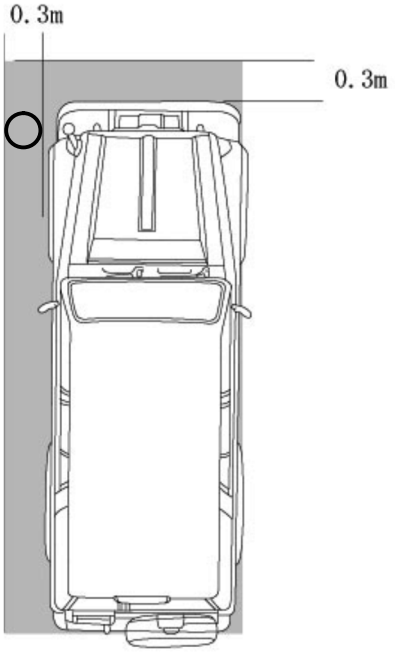

Ｑ４：二輪車のマフラーを社外品に交換しているのですが？

Ａ：審査事務規程　７－５６騒音防止装置、７－５７排出ガス等発散防止装置、
７－５８排気管からの排出ガス発散防止性能、
７－５９排気管からの排出ガス発散防止装置の機能維持　等

平成１１年排出ガス規制等の排出ガス規制が適用される二輪自動車には、排出ガス発散防止装置が消音器内に内蔵されているのもがあり、その場合は排出ガス試験成績表の提示が必要となります。

また平成２２年４月以降の製作車については、加速騒音規制対象車両になりますので、加速騒音規制対応のプレート又は騒音試験成績表がないもの等については、審査保留又は不適合となる場合があります。

Ｑ５：車検対応と表示されたフォグランプを取り付けたいのですが？

Ａ：審査事務規程　７－７０前部霧灯　等

フォグランプは点灯している場合に番号灯が消灯できない構造である他、光度や取付位置なども基準に適合させる必要があります。

また、車両の製作年によっては点灯操作状況を運転者に表示する装置を備えることが必要となります。

「車検対応」と表示されてあるものが見受けられますが、あくまで車両に取り付けた状態での判断になりますので注意が必要です。

Ｑ６：トラックの荷台を補強するため、荷台を鉄板で溶接張付したのですが？

Ａ：審査事務規程　４－１９記載事項変更に係る保安基準適合性の審査、
　　７－４車両総重量　等

　トラックの荷台補強の目的で、荷台に鉄板を取付してある車両については、車検証と現車の重量の差が小型車の場合５０キロを超えるもの、普通車の場合１００キロを超えるものについては、車検証の記載変更手続きが必要となります。
その場合重量等を測定し、新たに最大積載量の算定を行うことになりますが、その際に最大積載量に変更がある場合には、構造等変更検査となります。
　記載変更、構造等変更検査については、ナンバーを管轄する事務所での手続きとなりますのでご注意ください。

Ｑ７：社外品のヘッドライトに交換したのですが？

Ａ：審査事務規程　７－６５走行用前照灯、
　　７－６６すれ違い用前照灯　等

　ヘッドライトを交換した場合、光軸、光量の基準に適合している他、ヘッドライトの色及び配光にも注意する必要があります。
　車検対応として販売されているものであっても、ライトの色や配光で不適合になるケースが多く発生していますので注意が必要です。
　あくまでも車両に装着した状態での判断になります。

Ⅴ　参考資料

1．自動車検査の法定手数料変更のお知らせ

令和３年１０月１日より

概要

- 令和３年10月１日より、自動車の検査の際に支払う法定手数料として、（独）自動車技術総合機構の技術情報管理手数料が追加（１台あたり一律400円）されます。
- 技術情報管理手数料の納付は、既存の手数料と併せて行うこととなります。

何のための手数料ですか？

- 近年急速に普及しはじめている、衝突被害軽減ブレーキ等の電子制御がなされている先進安全装置について、従来の点検や検査では検知できない故障による事故が発生しています。
- このため、点検や検査（車検）のタイミングで、車載式故障診断装置（OBD）を活用して電子的に故障診断をするように、制度が変わります。
- 手数料は、この制度の実施に必要となる、自動車メーカーが提供する故障診断に必要な情報管理、全国の検査場（車検場）や整備工場が利用する情報システムを運用していくための費用として納付いただくものです。

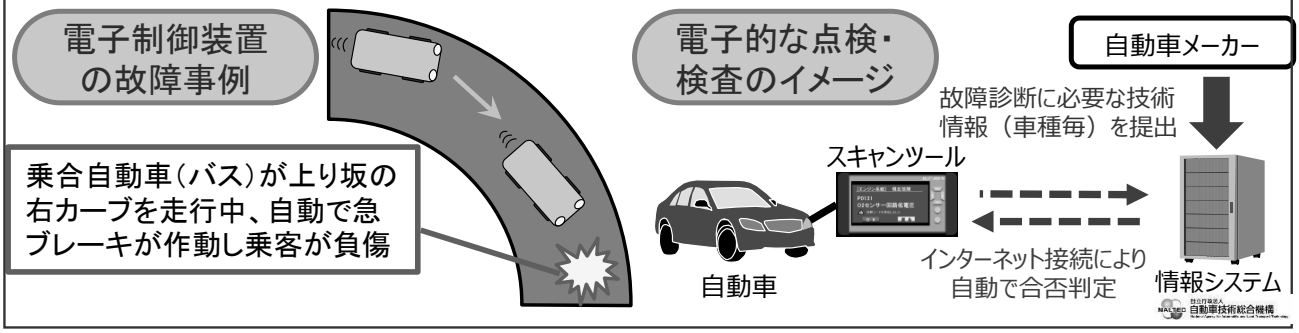

よくあるご質問

Q.　電子的な検査の対象車両ではありません。なぜ手数料を払う必要があるのですか。

A.　先進安全装置の機能維持は、事故低減効果によりクルマ社会全体の安全性向上に資するため、既存の手数料同様に、電子的な検査対象車両でなくても負担をいただくこととしております。また、リコール情報の提供等、自動車を安全にお使いいただくためのサービスも提供していきます。

Q.　自動車技術総合機構に持ち込まない指定整備工場（民間車検）や軽自動車検査協会で受検する車両について、なぜ技術情報管理手数料を払う必要があるのですか。

A.　自動車メーカーが提供する故障診断に必要な情報の管理、指定整備工場や軽自動車検査協会が利用する情報システムの運用を、自動車技術総合機構が行うためです。

お問い合わせは、お近くの自動車技術総合機構又は運輸支局等まで

国土交通省

独立行政法人 NALTEC 自動車技術総合機構 National Agency for Automobile and Land Transport Technology

令和3年10月1日以降の手数料額　新旧表

継続検査		納付先・金額（現行）			納付先・金額（令和3年10月1日以降）		
手続きの種類		国/軽検協	機構	合計額	国/軽検協	機構	合計額
持込検査	普通自動車	400 円	1,400 円	1,800 円	変更なし	1,800 円	2,200円
	小型自動車		1,300 円	1,700 円		1,700 円	2,100円
	小型自動車（二輪）		1,300 円	1,700 円		変更なし	
	大型特殊自動車		1,400 円	1,800 円		変更なし	
	軽自動車	1,400 円	－	1,400 円		400 円	1,800 円
指定整備	普通自動車	1,200 円 (oss)1,000円	－	1,200 円 (oss)1,000円	変更なし	400 円	1,600 円 (oss)1,400円
	小型自動車		－				
	小型自動車（二輪）	1,100 円	－	1,100 円		変更なし	
	大型特殊自動車	1,200 円 (oss)1,000円	－	1,200 円 (oss)1,000円		変更なし	
			－				
	軽自動車	1,100 円	－	1,100 円		400 円	1,500 円

新規検査・予備検査		納付先・金額（現行）			納付先・金額（令和3年10月1日以降）		
手続きの種類		国/軽検協	機構	合計額	国/軽検協	機構	合計額
持込検査	普通自動車	400 円	1,700 円	2,100 円	変更なし	2,100 円	2,500円
	小型自動車		1,600 円	2,000 円		2,000 円	2,400円
	小型自動車（二輪）		1,600 円	2,000 円		変更なし	
	大型特殊自動車		1,700 円	2,100 円		変更なし	
	軽自動車	1,400 円	－	1,400 円		400 円	1,800 円
完検証の提出	普通自動車	1,200 円 (oss)1,000円	－	1,200 円 (oss)1,000円	変更なし	400 円	1,600 円 (oss)1,400円
	小型自動車		－				
	小型自動車（二輪）	1,100 円	－	1,100 円		変更なし	
	大型特殊自動車	1,200 円 (oss)1,000円	－	1,200 円 (oss)1,000円		変更なし	
			－				
	軽自動車	1,100 円	－	1,100 円		400 円	1,500 円
指定整備	普通自動車	1,100 円	－	1,100 円	変更なし	400 円	1,500 円
	小型自動車		－				
	小型自動車（二輪）		－			変更なし	
	大型特殊自動車		－			変更なし	
	軽自動車		－			400 円	1,500 円

構造変更検査		納付先・金額（現行）			納付先・金額（令和3年10月1日以降）		
手続きの種類		国/軽検協	機構	合計額	国/軽検協	機構	合計額
持込検査	普通自動車	400 円	1,700 円	2,100 円	変更なし	2,100 円	2,500円
	小型自動車		1,600 円	2,000 円		2,000 円	2,400円
	小型自動車（二輪）		1,600 円	2,000 円		変更なし	
	大型特殊自動車		1,700 円	2,100 円		変更なし	
	軽自動車	1,400 円	－	1,400 円		400 円	1,800 円

V

令和3年10月1日以降の手数料額　新旧表

【限定自動車検査証の提出がある場合】

【限定】継続検査		納付先・金額（現行）			納付先・金額（令和3年10月1日以降）		
手続きの種類		国/軽検協	機構	合計額	国/軽検協	機構	合計額
持込検査	普通自動車	400 円	900 円	1,300 円	変更なし	1,300 円	1,700円
	小型自動車						
	小型自動車（二輪）					変更なし	
	大型特殊自動車					変更なし	
	軽自動車	1,200 円	－	1,200 円		400 円	1,600 円
指定整備	普通自動車	1,100 円	－	1,100 円	変更なし	400 円	1,500 円
	小型自動車		－				
	小型自動車（二輪）		－			変更なし	
	大型特殊自動車		－			変更なし	
	軽自動車		－			400 円	1,500 円

【限定】新規検査・予備検査		納付先・金額（現行）			納付先・金額（令和3年10月1日以降）		
手続きの種類		国/軽検協	機構	合計額	国/軽検協	機構	合計額
持込検査	普通自動車	400 円	900 円	1,300 円	変更なし	1,300 円	1,700円
	小型自動車						
	小型自動車（二輪）					変更なし	
	大型特殊自動車					変更なし	
	軽自動車	1,200 円	－	1,200 円		400 円	1,600 円
指定整備	普通自動車	1,100 円	－	1,100 円	変更なし	400 円	1,500 円
	小型自動車		－				
	小型自動車（二輪）		－			変更なし	
	大型特殊自動車		－			変更なし	
	軽自動車		－			400 円	1,500 円

技術情報管理手数料の納付方法について

令和３年１０月１日より追加される「技術情報管理手数料」の具体的な支払い方法は、以下のとおりです。

１．登録車

①　OSS申請の場合

現行の検査登録手数料と同様、オンライン決済※1によりお支払いください。

※１　検査登録手数料の納付が確認されると、自動的に技術情報管理手数料の納付画面へ遷移します。

②　OSS申請以外の場合（持込検査、指定整備等の窓口申請の場合）

窓口において自動車審査証紙※2によりお支払いください。

※２　持込検査の窓口申請については、既存の手数料に加え、技術情報管理手数料（400円）をまとめてお支払いください。なお、新たに400円、1,700円及び1,800円の自動車審査証紙を発行することを予定しています。

１００円　300円　400円（新規発行）　1300円　1400円　1700円　1800円（新規発行）

２．軽自動車

①　OSS申請の場合

現行の検査手数料と同様、オンライン決済※3によりお支払いください。

※３　現行の検査手数料と技術情報管理手数料（400円）をまとめてお支払いください。

②　OSS以外による申請（持込検査、指定整備等の窓口申請の場合）

現行の検査手数料と同様、窓口において現金※4でお支払いください。

※４　現行の検査手数料と技術情報管理手数料（400円）をまとめてお支払いください。

独立行政法人
NALTEC 自動車技術総合機構
National Agency for Automobile and Land Transport Technology

2. 自動車検査証の有効期間及び定期点検時期早見表

対象車種 ＼ 点検区分等			定期点検の間隔						検査証の有効期間		備考（主な車種等）
			３ケ月（別表３）	３ケ月（別表４）	６ケ月（別表５）	６ケ月（別表５の２）	１年（別表６）	１年（別表７）	初回	２回目以降	
運送事業用	旅客	普通・小型	○						１年	←	バス、タクシー、ハイヤー
		軽	○						２年	←	福祉タクシー
	貨物	ＧＶＷ８トン以上	○						１年	←	貨物運送事業者のトラック（三輪を含む）
		ＧＶＷ８トン以上トレーラ		○					１年	←	
		ＧＶＷ８トン未満	○						２年	１年	
		ＧＶＷ８トン未満トレーラ		○					２年	１年	
		軽自動車					●		２年	←	
		二輪						●	３年	２年	
	霊柩	通常タイプ	○						２年	←	霊柩
		定員１１名以上	○						１年	←	霊柩車バス形状
		軽自動車					●		２年	←	霊柩
レンタカー	貨物	ＧＶＷ８トン以上	○						１年	←	トラック（三輪を含む）
		ＧＶＷ８トン以上トレーラ		○					１年	←	
		ＧＶＷ８トン未満	○						２年	１年	
		ＧＶＷ８トン未満トレーラ		○					２年	１年	
		軽自動車			○				２年	←	
	定員１１名以上		○						１年	←	マイクロバス
	幼児専用車		○						１年	←	園児送迎車
	乗用	普通・小型			○				２年	１年	マイカー型
		軽自動車			○				２年	←	
		三輪	○						２年	１年	
	二輪	小型				○			２年	１年	250ｃｃを超えるバイク（三輪バイクを含む）
		検査対象外軽自動車				○			無	←	126ｃｃ以上250ｃｃ以下のバイク（三輪バイクを含む）
	特種	普通・小型	○						２年	１年	キャンピング車
		貨物 ＧＶＷ８トン以上	○						１年	←	タンク車、冷蔵冷凍車
		貨物 ＧＶＷ８トン以上トレーラ		○					１年	←	
		貨物 ＧＶＷ８トン未満	○						２年	１年	
		貨物 ＧＶＷ８トン未満トレーラ		○					２年	１年	
		軽自動車			○				２年	←	
	大特	ＧＶＷ８トン以上	○						２年	１年	ホイール･クレーン
		ＧＶＷ８トン未満	○						２年	１年	フォーク・リフト
		貨物 ＧＶＷ８トン以上	○						１年	←	ストラドル・キャリヤ、ポール・トレーラ
		貨物 ＧＶＷ８トン以上トレーラ		○					１年	←	
		貨物 ＧＶＷ８トン未満	○						２年	１年	
		貨物 ＧＶＷ８トン未満トレーラ		○					２年	１年	
	検査対象外軽自動車		○						無	←	そり付き、カタピラ付軽自動車
自家用自動車	貨物	ＧＶＷ８トン以上	○						１年	←	トラック（三輪を含む）
		ＧＶＷ８トン以上トレーラ		○					１年	←	
		ＧＶＷ８トン未満			○				２年	１年	
		ＧＶＷ８トン未満トレーラ			○				２年	１年	
		軽自動車					●		２年	←	
	定員１１名以上		○						１年	←	マイクロバス
	幼児専用車				○				１年	←	園児送迎車
	乗用	普通・小型					●		３年	２年	一般の乗用車（マイカー）
		軽自動車					●		３年	２年	
		三輪			○				２年	←	
	二輪	小型						●	３年	２年	250ｃｃを超えるバイク（三輪バイクを含む）
		検査対象外軽自動車						●	無	←	126ｃｃ以上250ｃｃ以下のバイク（三輪バイクを含む）
	特種※☆	普通・小型	○8t以上		○8t未満				２年	←	キャンピング車、教習車（乗用）、消防車
		貨物 ＧＶＷ８トン以上	○						１年	←	タンク車、散水車、現金輸送車、ボート・トレーラ、コンクリート・ミキサー車、冷蔵冷凍車、活魚運搬車、給水車
		貨物 ＧＶＷ８トン以上トレーラ		○					１年	←	
		貨物 ＧＶＷ８トン未満			○				２年	１年	
		貨物 ＧＶＷ８トン未満トレーラ			○				２年	１年	
		軽自動車					●		２年	←	
	大特※	ＧＶＷ８トン以上	○						２年	←	ホイール･クレーン
		ＧＶＷ８トン未満			○				２年	←	フォーク・リフト
		貨物 ＧＶＷ８トン以上	○						１年	←	ストラドル・キャリヤ、ポール・トレーラ
		貨物 ＧＶＷ８トン以上トレーラ		○					１年	←	
		貨物 ＧＶＷ８トン未満			○				２年	１年	
		貨物 ＧＶＷ８トン未満トレーラ			○				２年	１年	
	検査対象外軽自動車				○				無	←	そり付き、カタピラ付軽自動車

（注）１．点検整備記録簿の保存期間は　●印：２年　　○印：１年

２．ＧＶＷ：車両総重量

※印　積載量が指定されていて物を運搬することが目的とされる為に、これまで貨物車として取り扱われ、有効期間が１年であったものにおいては、車両総重量８トン未満について初回のみ２年となる。

☆印　ただし、次の形状の特種自動車は最大積載量が５００ｋｇ以下でも２回目の有効期間は１年となる。

①野良犬専用車　②タンク自動車　③粉粒体運搬車　④ボートトレーラ　⑤冷蔵冷凍車　⑥塵芥車　⑦糞尿車　⑧汚水運搬車　⑨コンクリートミキサー車　⑩現金輸送車

３．定期点検項目数・走行距離項目数一覧

別　表	車　　種	点検時期	点検項目数	走行距離加味項目数	加味走行距離数
別表3	①事業用 （貨物、乗合、乗用、特種） ②自家用 （車両総重量8t以上の貨物及び特種、大型特殊、乗合） ③レンタカー（貨物、乗合、特種、大型特殊）	3か月	50	16	直近3か月間で2,000km以下
		12か月	99	16	
別表4	被牽引自動車（トレーラ）	3か月	23	6	直近3か月間で2,000km以下
		12か月	36	6	
別表5	①自家用 （車両総重量8t未満の貨物及び特種、大型特殊） ②レンタカー（軽貨物、乗用、軽乗用）	6か月	22	5	直近6か月間で4,000km以下
		12か月	81	7	
別表5の2	レンタカー（二輪）	6か月	33	11	直近6か月間で1,500km以下
		12か月	51	11	
別表6	①事業用（軽貨物）	1年	26	11	直近12か月間で5,000km以下
	②自家用（軽貨物、乗用、軽乗用）	2年	56	18	
別表7	二輪自動車	1年	33	11	直近12か月間で1,500km以下
		2年	51	11	

対　象　車　種			新車として登録した日から定期点検の間隔及び検査証の有効期間													
事業用自動車	旅客自動車		❸	❸	❸	12検	❸	❸	❸	12検	❸	❸	❸	12検	❸	❸
	貨物自動車	車両総重量8t以上	❸	❸	❸	12検	❸	❸	❸	12検	❸	❸	❸	12検	❸	❸
		車両総重量8t未満	❸	❸	❸	⓬	❸	❸	❸	12検	❸	❸	❸	12検	❸	❸
	軽　自　動　車					⓬				24検				⓬		
	二　輪　車（250cc超）					⓬				⓬				24検		
自家用自動車	定員11名以上		❸	❸	❸	12検	❸	❸	❸	12検	❸	❸	❸	12検	❸	❸
	乗用自動車	普通自動車、小型自動車、軽自動車				⓬				⓬				24検		
	貨物自動車	車両総重量8t以上	❸	❸	❸	12検	❸	❸	❸	12検	❸	❸	❸	12検	❸	❸
		車両総重量8t未満		❻		⓬		❻		12検		❻		12検		❻
		軽自動車				⓬				24検				⓬		
	二　輪　車（250cc超）					⓬				⓬				24検		
レンタカー	乗用車・二輪車			❻		⓬		❻		12検		❻		12検		❻
	貨物（車両総重量8t未満）		❸	❸	❸	⓬	❸	❸	❸	12検	❸	❸	❸	12検	❸	❸
二　輪　車（250cc以下）						⓬				㉔				⓬		

❸❻⓬㉔：３ヵ月点検、６ヵ月点検、12ヵ月点検　㊙：検査

４．保安基準適合証の余白に記載する保険会社名の略称表

令和2年3月27日　施行

保険会社名	略称
あいおいニッセイ同和損害保険株式会社	ＡＤ損保
アクサ損害保険株式会社	アクサ
アシキュラチオニ・ゼネラリ・エス・ピー・エイ	ゼネラリ
アドリック損害保険株式会社	アドリック
アメリカンホーム医療・損害保険株式会社	Ａホーム
イーデザイン損害保険株式会社	イーデザイン
AIG損害保険株式会社	ＡＩＧ
旧　AIU損害保険株式会社	ＡＩＵ
旧　富士火災海上保険株式会社	富士
SBI損害保険株式会社	ＳＢＩ
共栄火災海上保険株式会社	共栄
ｻﾞ・ﾆｭｰ・ｲﾝﾃﾞｨｱ・ｱｼｭｱﾗﾝｽ・ｶﾝﾊﾟﾆｰ・ﾘﾐﾃｯﾄﾞ	インディア
ジェイアイ傷害火災保険株式会社	ジェイアイ
スミセイ損害保険株式会社	スミセイ
セコム損害保険株式会社	セコム
セゾン自動車・火災保険株式会社	セゾン
旧　そんぽ24損害保険株式会社	そんぽ２４
ソニー損害保険株式会社	ソニー
損害保険契約者保護機構	保護機構
損害保険ジャパン株式会社	損保ジャパン
旧　損害保険ジャパン日本興亜株式会社	ＳＪＮＫ
大同火災海上保険株式会社	大同
Chubb損害保険株式会社	Ｃｈｕｂｂ
旧　エース損害保険株式会社	エース
チューリッヒ・インシュアランス・カンパニー	チューリヒ
東京海上日動火災保険株式会社	東海日動
日新火災海上保険株式会社	日新
三井住友海上火災保険株式会社	三井住友
三井ダイレクト損害保険株式会社	三井ダイレクト
明治安田損害保険株式会社	明治安田損保
楽天損害保険株式会社	楽天
旧　朝日火災海上保険株式会社	朝日

保険会社名	略称
全国共済農業協同組合連合会	ＪＡ全共連
同上○○(都道府県名)本部 (○○(都道府県名)共済農業協同組合連合会)	ＪＡ○○ (都道府県名)
○○○農業協同組合	ＪＡ○○○
日本再共済生活協同組合連合会	日本再共済連
全国労働者共済生活協同組合連合会	全労済
全国トラック交通共済協同組合連合会	交協連
北海道トラック交通共済協同組合	北ト交共
東北交通共済協同組合	東北交通共済
新潟地方交通共済協同組合	新交協
長野県トラック交通共済協同組合	長交協
関東交通共済協同組合	関交協
神奈川県自動車交通共済協同組合	神交共
中部交通共済協同組合	中交協
三重県交通共済協同組合	三交協
近畿交通共済協同組合	近畿共済
兵庫県交通共済協同組合	兵交協
岡山県トラック交通共済協同組合	岡ト共
中国トラック交通共済協同組合	中ト交共
四国交通共済協同組合	四交協
九州トラック交通共済協同組合	九ト協
南九州交通共済協同組合	南九共済
全国自動車共済協同組合連合会	全自共
北海道自動車共済協同組合	北自共
東北自動車共済協同組合	東北自共
関東自動車共済協同組合	関自共
中部自動車共済協同組合	中部自共
近畿自動車共済協同組合	近畿自共
西日本自動車共済協同組合	西自共

５．ディーゼル自動車の排出ガス測定について

オパシメータ測定車・ディーゼル黒煙測定車［継続検査等］

ディーゼル自動車のうち、オパシメータにより測定しなければならない車（排出ガスの光吸収係数規制対象車）については、各研修会において周知を図っているところでありますが、自動車検査証の見方等について、多数の質問が寄せられていることから、改めて確認方法をお知らせいたします。

九州運輸局

1．オパシメータによる測定対象車

・軽油を燃料とする普通自動車及び小型自動車であって、次の**いずれかに該当するもの**

①車検証に記載されている型式指定番号が「16000」以降の自動車

②車検証の備考欄に「オパシメータ測定」と記載された自動車

③原動機のヘッドカバーに装置型式指定番号「（自）G－2001」以降のラベルが貼付けされている自動車

④平成21年以降の排ガス規制が適用される自動車

（車検証の排出ガス記号が（LOO・FOO・MOO・ROO・QOO・SOO・TOO・2～6OO・YOO）の自動車）

※排出ガス記号は令和2年4月現在のものです。今後さらに追加されますので注意してください。

2．ディーゼル黒煙測定器（DSテスター）による測定対象車

・上記1．以外の軽油を燃料とする普通自動車及び小型自動車

ただし、DSテスターで測定する前にオパシメータで測定した値が適用する光吸収係数（規制値）を超えないものはDSテスターによる測定を省略することができます。

自動車検査証の確認方法と測定方法

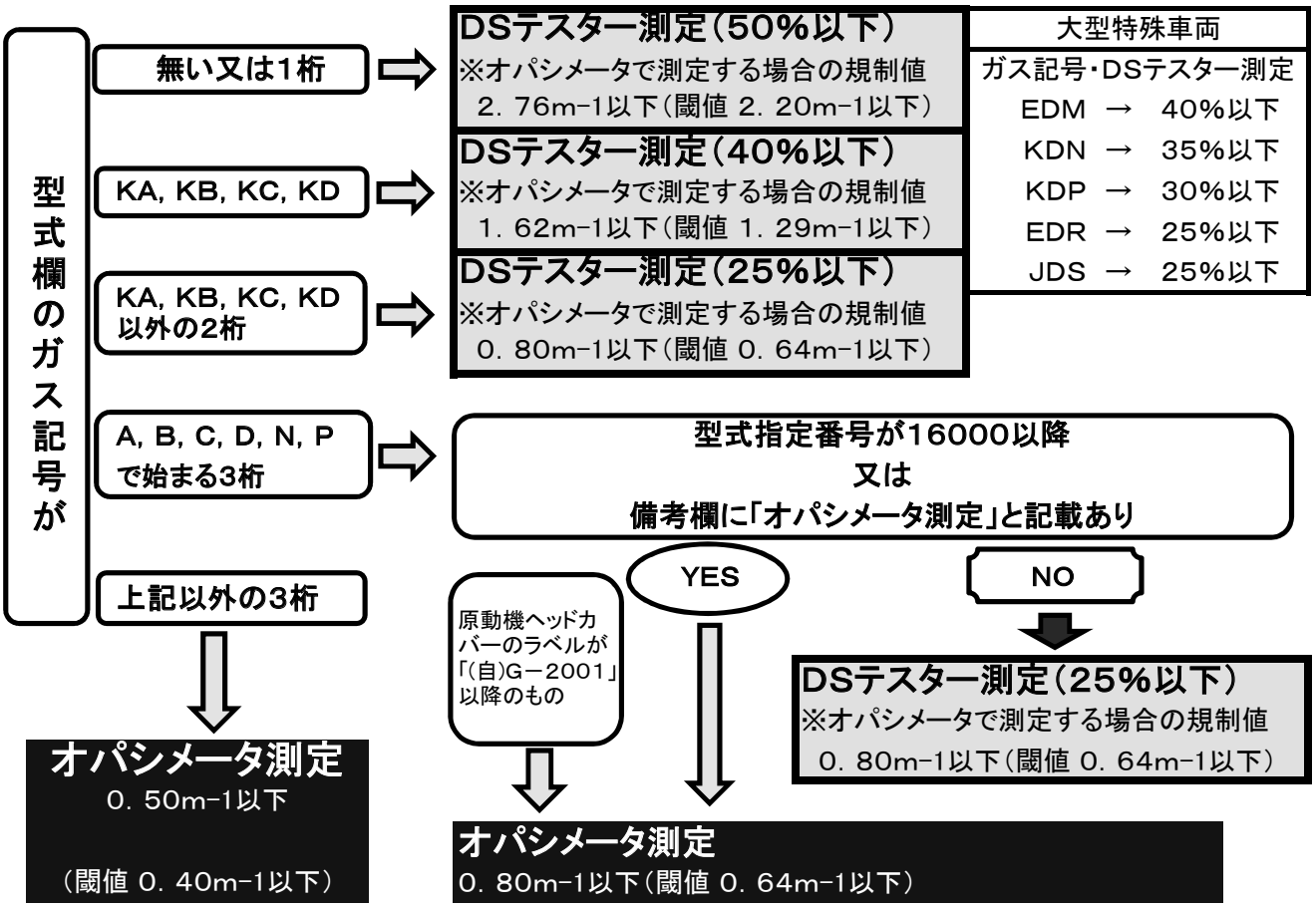

自動車検査証の記載例

1．車検証に記載されている型式指定番号が「16000」以降の自動車

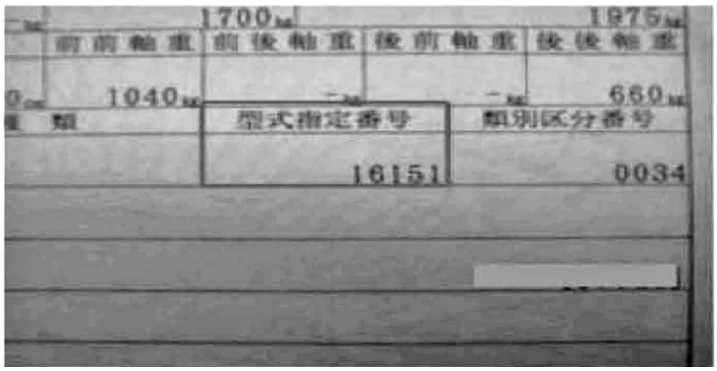

※構造変更等を行った場合
型式指定番号が備考欄に記載されている場合がありますので、注意してください。

2．車検証の備考欄に「オパシメータ測定」と記載された自動車

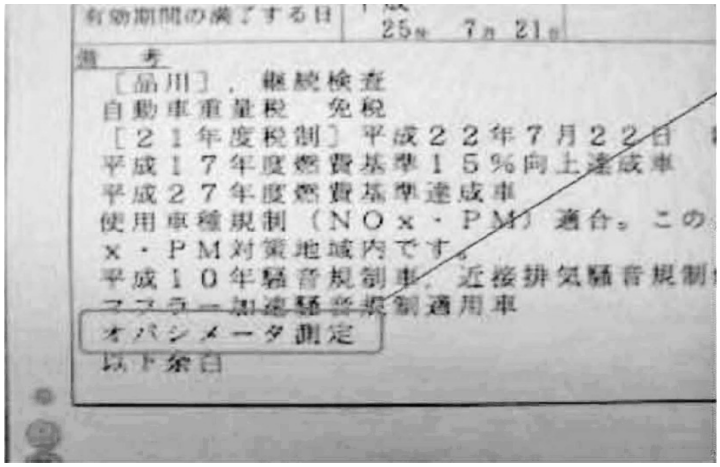

※平成17年規制適用のディーゼル車のうち、オパシメータ測定対象車の備考欄に記載されますので、注意してください。

（注）
　備考欄への「オパシメータ測定」の記載は、平成17年規制車のうち、オパシメータ測定対象車に記載されます。
　記載が無い場合は、必ず、型式の頭に付く排気ガス記号や、型式指定番号等を確認して判断してください。

3．平成21年以降の排ガス規制が適用される自動車

（車検証の排出ガス記号が（LOO・FOO・MOO・ROO・QOO・SOO・TOO・2～6OO・YOO）の自動車）

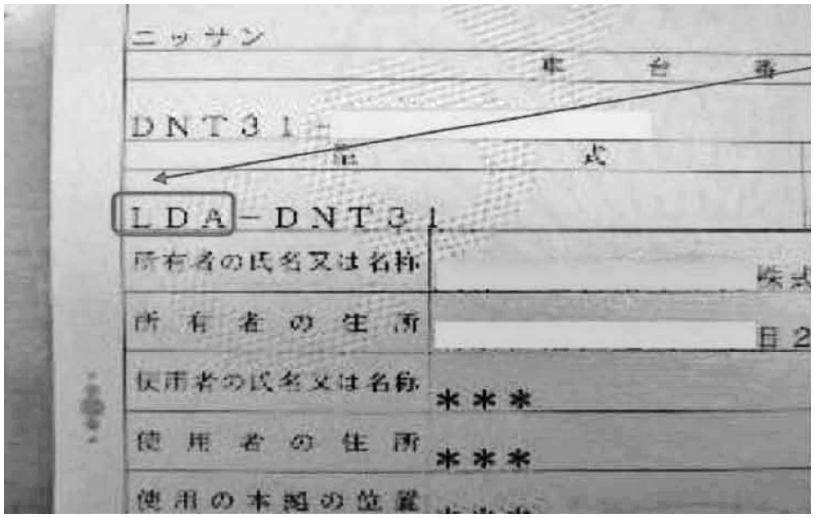

※型式の頭に付く、3桁のガス記号

3桁の頭の文字を確認してください

平成21年以降の規制車については、車検証の備考欄に「オパシメータ測定」の記載がない場合があります。
記載がない場合は、必ず、型式の頭に付く排気ガス記号や型式指定番号等を確認して判断してください。

検査の方法 （黒煙測定車の検査の方法･･･黒煙測定器のほか、オパシメータによる検査も可能です。）

黒煙測定車の検査のフローチャート

黒煙測定車は、これまでどおり黒煙測定器により検査しますが、オパシメータにより検査することも認められています（スクリーニング検査※）。規制値に応じ、それぞれ以下のフローチャートをご参照ください。また、それぞれの場合における指定整備記録簿の記載例は、　次ページをご覧ください。

黒煙25%規制車

○ 黒煙25%規制車については、これまで原則として、視認ではなく、黒煙測定器による測定を求めてきました。
○ このため、機器の使用を基本としつつ、適切な整備を前提として、視認による合格判定を可能とします。

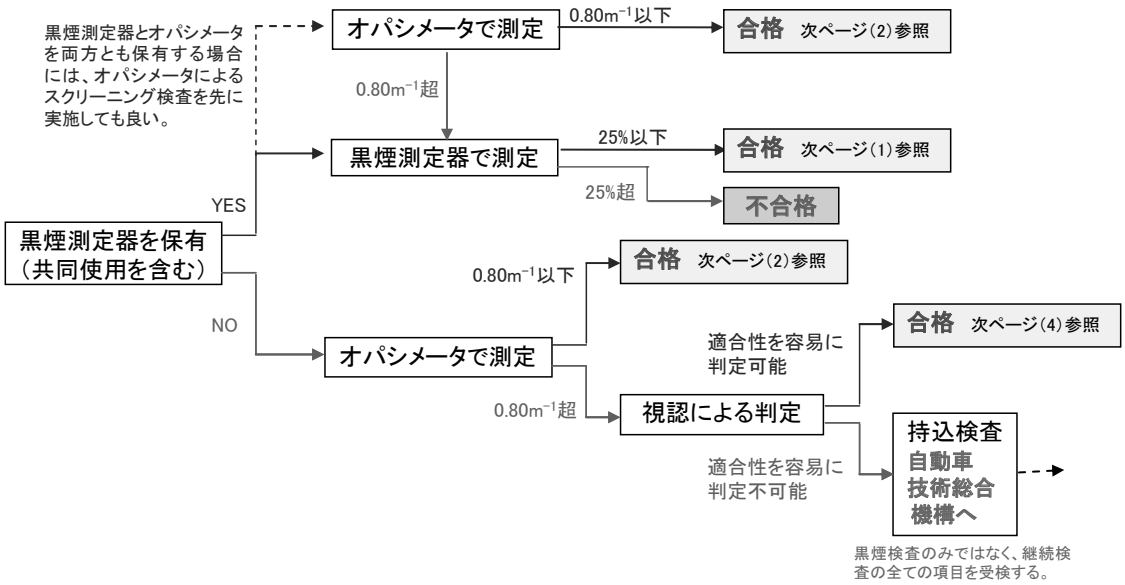

黒煙40%、50%規制車

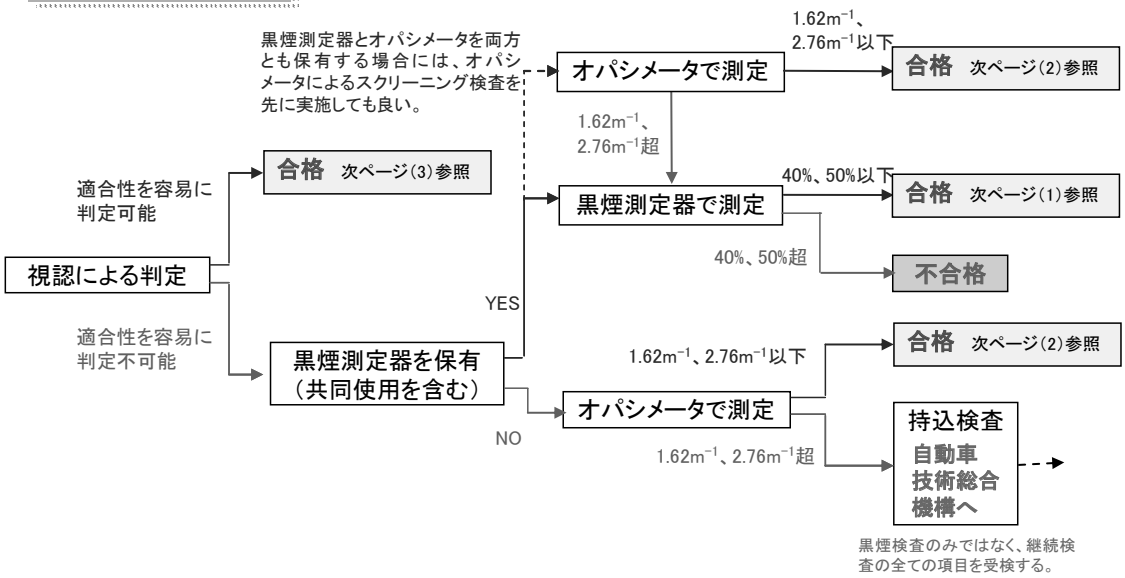

※ スクリーニング検査：黒煙測定車をオパシメータを使用して検査すること。その際の判定値を「スクリーニング値」といいます。スクリーニング値は、黒煙の規制値に応じ下表の通りです。（例えば、黒煙 25%規制車は光吸収係数が 0.80m⁻¹ 以下であれば基準適合となります。）

黒煙規制値		スクリーニング値
黒煙 25%	⇒	光吸収係数 0.80m⁻¹
黒煙 30%（特殊自動車に限る）	⇒	光吸収係数 1.01 m⁻¹
黒煙 35%（特殊自動車に限る）	⇒	光吸収係数 1.27 m⁻¹
黒煙 40%	⇒	光吸収係数 1.62 m⁻¹
黒煙 50%	⇒	光吸収係数 2.76 m⁻¹

指定整備記録簿の記載例

自動車の種類、使用した検査機器により、指定整備記録簿の記載の方法が異なります。

◆ 黒煙測定車の検査について

（1） 黒煙測定器を用いて判断した場合

黒煙・粒子状物質
視認・テスタ
２０ %
m^{-1}

（2） オパシメータを用いて判断した場合

黒煙・粒子状物質
視認・テスタ
０．７５ %
m^{-1}

（3） 最初から視認により判断した場合
（40%、50%規制車に限る。）

黒煙・粒子状物質
視認・テスタ
適 %
m^{-1}

（4） オパシメータを用いた測定において
スクリーニング値を超え、視認により
判断した場合 （25%規制車に限る。）
別途、備考欄にオパシメータによる
測定値[m^{-1}]を明確に記載する。

黒煙・粒子状物質
視認・テスタ
適 %
m^{-1}

◆ オパシメータ測定車の検査について

（5） オパシメータを用いて判断した場合

黒煙・粒子状物質
視認・テスタ
０．７５ %
m^{-1}

６．指定整備記録簿の「目視等による検査」欄と保安基準の対照表

No	構　造	保　安　基　準		参　　考
①	最低地上高	第 3 条	最低地上高	・「最低地上高９㎝以上」等
②	最大安定 傾斜角度	第 5 条	安定性	・規定角度傾斜で転覆しないこと
③	最小回転半径	第 6 条	最小回転半径	・最外側のわだちについて１２ｍ以下

No	装　置	保　安　基　準		参　　考
①	原動機及び 動力伝達装置	第 8 条	原動機及び 動力伝達装置	・エンジンオイル、冷却水、クラッチ等 ・速度抑制装置
②	走行装置	第 9 条	走行装置等	・タイヤ、ホイールベアリング、アクスル等
③	操縦装置	第 10 条 第 11 条 第 11 条の 2	操縦装置 かじ取装置 施錠装置	・各種操縦装置の位置及び識別表示等 ・ハンドル、パワーステアリング等 ・ステアリングロックの機能等
④	制動装置	第 12 条 第 13 条	制動装置 けん引自動車の制動装置等	・ブレーキホース、レバー、慣性ブレーキ等 ・けん引自動車のブレーキ等
⑤	緩衝装置	第 14 条	緩衝装置	・バネ、スタビライザ、ショックアブソーバ等
⑥	燃料装置及び 電気装置	第 15 条 第 16 条 第 17 条 第 17 条の 2	燃料装置 ガス発生炉等 高圧ガスの燃料装置等 電気装置	・燃料タンク、配管等 ・ガス発生炉、配管等 ・高圧ガスタンク、配管等 ・電気配線等
⑦	車枠及び車体	第 18 条 第 18 条の 2	車わく及び車体巻込防止装置等	・タイヤの突出、リヤオーバハング、車体表示等 ・貨物車の巻込防止装置、突入防止装置等
⑧	連結装置	第 19 条	連結装置	・けん引自動車及び被けん引自動車の連結装置等

No	装　置	保　安　基　準		参　　考
⑨	乗車装置及び物品積載装置	第 20 条 第 21 条 第 22 条 第 22 条の 2 第 22 条の 3 第 22 条の 4 第 22 条の 5 第 23 条 第 24 条 第 25 条 第 26 条 第 27 条 第 28 条	乗車装置 運転者席 座席 補助座席等 座席ベルト等 頭部後傾抑止装置等 年少者用補助乗車装置 通路 立席 乗降口 非常口 物品積載装置 高圧ガス運送装置	・車室、荷室、インストルメントパネル等 ・視野の確保、バスの運転者席仕切棒等 ・座席の大きさ、間げき、強度等 ・補助座席の定員数等 ・ベルトの取付等 ・ヘッドレストの取付等 ・幼児用シートの取付等 ・バスの通路幅等 ・バスの立席等 ・乗降口の安全の確保等 ・貨物車の荷台構造寸法、ダンプ車のベッセル比等 ・高圧ガスを運送する自動車のガス運送装置等
⑩	前面ガラスその他の窓ガラス	第 29 条	窓ガラス	・安全ガラスの透過率、損傷等 （可視光線透過率７０％以上）
⑪	騒音防止装置	第 30 条	騒音防止装置	・マフラーの取付、騒音等
⑫	ばい煙等の発散防止装置	第 31 条	ばい煙、悪臭のあるガス、有害なガス等の発散防止装置	・触媒、ブローバイガス還元装置、排気管の開口方向等
⑬	灯火装置及び反射器	第 32 条 第 33 条 第 33 条の 2 第 34 条 第 34 条の 2 第 35 条 第 35 条の 2 第 36 条 第 37 条 第 37 条の 2 第 37 条の 3 第 37 条の 4 第 38 条 第 38 条の 2 第 39 条 第 39 条の 2 第 40 条 第 42 条	前照灯 前部霧灯 側方照射灯 車幅灯 前部上側端灯 前部反射器 側方灯及び側方反射器 番号灯 尾灯 後部霧灯 駐車灯 後部上側端灯 後部反射器 大型後部反射器 制動灯 補助制動灯 後退灯 灯色の色等の制限	・作動状況、個数、色、光度、取付位置等 ・作動状況、個数、色、光度、取付位置等 ・作動状況、色、光度、取付位置等 ・作動状況、色、光度、取付位置等 ・作動状況、色、光度、取付位置等 ・被けん引自動車の反射器の形、色、反射部面積、取付位置等 ・作動状況、色、光度、反射器の形、色、反射部面積、取付位置等 ・作動状況、色等 ・作動状況、色、光度、取付位置等 ・作動状況、個数、色、光度、取付位置等 ・作動状況、色、光度、取付位置等 ・作動状況、色、光度、取付位置等 ・形、色、反射部面積、取付位置等 ・個数、色、反射部及び蛍光部面積、取付位置等 ・作動状況、色、光度、取付位置等 ・作動状況、個数、色、光度、取付位置等 ・作動状況、個数、色、光度、取付位置等 ・各種灯火の色等
⑭	警報装置	第 43 条 第 43 条の 2 第 43 条の 3 第 43 条の 4	警音器 非常信号用具 警告反射板 停止表示器材	・音の大きさ、音色等 ・取付、有効期限等 ・備付等 ・備付等
⑮	指示装置	第 41 条 第 41 条の 2 第 41 条の 3	方向指示器 補助方向指示器 非常点滅表示灯	・作動状況、色、光度、取付位置等 ・作動状況、色、光度、取付位置等 ・作動状況、色、光度、取付位置等
⑯	視野を確保する装置	第 44 条 第 45 条	後写鏡等 窓拭器等	・傷、取付位置 ・ブレードの機能、サンバイザー状態等
⑰	走行距離計その他の計器	第 46 条	速度計等	・作動状況、取付位置等
⑱	防火装置	第 47 条	消火器	・消火器の性能、取付位置等
⑲	内圧容器及びその附属装置	第 48 条	内圧容器及びその附属装置	・容器及び附属装置の状態等 （空気ブレーキ・自動ドア等に使用する圧縮ガスの容器）
⑳	その他	第 48 条の 2 第 48 条の 3	運行記録計 速度表示装置	・記録計の性能等 ・表示装置の機能、取付位置等

７．保安基準適合証の交付の可否等について

検査の種類							適合証の交付（可否）	標章の交付（可否）	限定適合証の交付 ※5（可否）	適合証による現車提示の省略（可否）	
新規・予備検査	新車						×	×	×	×	
新規・予備検査	中古車	構造等が同一 ※1	下記以外（変更無し）	乗用・二輪・軽自動車			○	×	○	○	※3
新規・予備検査	中古車	構造等が同一 ※1	下記以外（変更無し）	貨物	小型で最大積載量1000kg以下かつ車体形状「バン」又は「三輪バン」のもの、又は軽自動車		○	×	○	○	※3
新規・予備検査	中古車	構造等が同一 ※1	下記以外（変更無し）	特種	軽自動車のみ		○	×	○	○	※3
新規・予備検査	中古車	構造等が同一 ※1	下記以外（変更無し）	上記以外			○	×	○	×	※3
新規・予備検査	中古車	構造等が同一 ※1	自家用↑↓事業用	乗車定員11人以上（乗合等）			×	×	×	×	※3
新規・予備検査	中古車	構造等が同一 ※1	自家用↑↓事業用	乗車定員11人未満（上記以外）	乗用・二輪・軽自動車		○	×	○	○	※3
新規・予備検査	中古車	構造等が同一 ※1	自家用↑↓事業用	乗車定員11人未満（上記以外）	貨物	小型で最大積載量1000kg以下かつ車体形状「バン」又は「三輪バン」のもの、又は軽自動車	○	×	○	○	※3
新規・予備検査	中古車	構造等が同一 ※1	自家用↑↓事業用	乗車定員11人未満（上記以外）	特種	軽自動車のみ	○	×	○	○	※3
新規・予備検査	中古車	構造等が同一 ※1	自家用↑↓事業用	乗車定員11人未満（上記以外）	上記以外		○	×	○	×	※3
新規・予備検査	中古車	構造等が同一 ※1	貸渡↑↓自家用事業用	乗用・二輪・軽自動車			○	×	○	○	※3
新規・予備検査	中古車	構造等が同一 ※1	貸渡↑↓自家用事業用	貨物	小型で最大積載量1000kg以下かつ車体形状「バン」又は「三輪バン」のもの、又は軽自動車		○	×	○	○	※3
新規・予備検査	中古車	構造等が同一 ※1	貸渡↑↓自家用事業用	特種	軽自動車のみ		○	×	○	○	※3
新規・予備検査	中古車	構造等が同一 ※1	貸渡↑↓自家用事業用	乗合のみ	貸渡←→自家用のみ		×	×	○	×	※3
新規・予備検査	中古車	構造等が同一 ※1	貸渡↑↓自家用事業用	乗合のみ	貸渡←→事業用のみ		×	×	×	×	※3
新規・予備検査	中古車	構造等が同一 ※1	貸渡↑↓自家用事業用	上記以外			×	×	○	×	※3
新規・予備検査	中古車	構造等に変更 ※2					×	×	×	×	※3
継続検査 ※4							○	○	○	○	
構造等変更検査 ※4							×	×	×	×	
臨時検査							×	×	×	×	

※1 道路運送車両法施行規則第43条の2に規定する長さ、幅、高さ等について登録識別情報等通知書等に記載されている事項と現車が同一（自家用、事業用、貸渡の変更を除き）であること。 なお、軽自動車にあっては、自動車検査証返納証明書により確認のこと。

※2 構造等が変更されている場合は、自動車検査員は、道路運送車両法第94条の5第5項の規定により、当該車両が保安基準に適合する旨の証明をおこなうことはできない。

※3 中古新規検査、予備検査の適合証による現車提示の省略については、道路運送車両法第7条第3項第3号、道路運送車両法施行規則第2条の3の規定により、「乗用車（二輪含む）」、「軽自動車」、「小型貨物で最大積載量1トン以下かつバン型又は三輪バン」については現車提示の省略ができるが、「乗合等（乗車定員11人以上）」、「幼児専用車」、「三輪の小型自動車」、「特種用途の普通自動車・小型自動車」、「大型特殊」は、現車提示の省略はできない。

※4 使用過程車への指定部品取り付けによる長さ、幅及び高さ等の変更については、「自動車部品を装着した場合の構造等変更検査時等における取扱いについて」(平成7年11月・依命通達）により取り扱う。

※5 限定適合証の交付については、道路運送車両法第94条の5の2の規定により、有効な限定自動車検査証の交付を受けている自動車について、保安基準に適合しない部分を整備し、検査員が保安基準に適合すると証明した時に交付できる。

８．【整備工場コード】お知らせ

持ち込みにより継続検査を受ける認証工場の皆様へ

平成30年4月より、自動車（予備）検査証に認証番号が記載されますので、申請書の「整備工場コード」欄に認証番号の記載をお願いします。
また、平成30年6月からは認証番号の記載が必須となります。

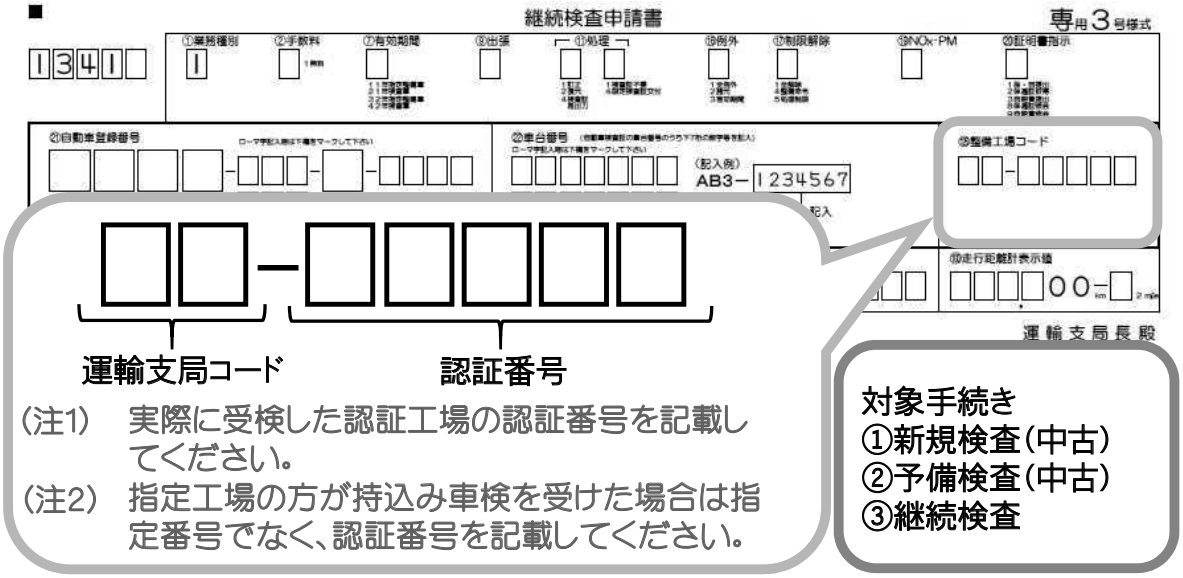

（注1）　実際に受検した認証工場の認証番号を記載してください。
（注2）　指定工場の方が持込み車検を受けた場合は指定番号でなく、認証番号を記載してください。

対象手続き
①新規検査（中古）
②予備検査（中古）
③継続検査

国土交通省　※指定工場で車検を実施した場合は、従来どおり「指定番号」での記載になります。

持ち込みにより新規・予備検査を受ける認証工場の皆様へ

平成30年4月より、自動車（予備）検査証に認証番号が記載されますので、申請書の「整備工場コード」欄に認証番号の記載をお願いします。
また、平成30年6月からは認証番号の記載が必須となります。

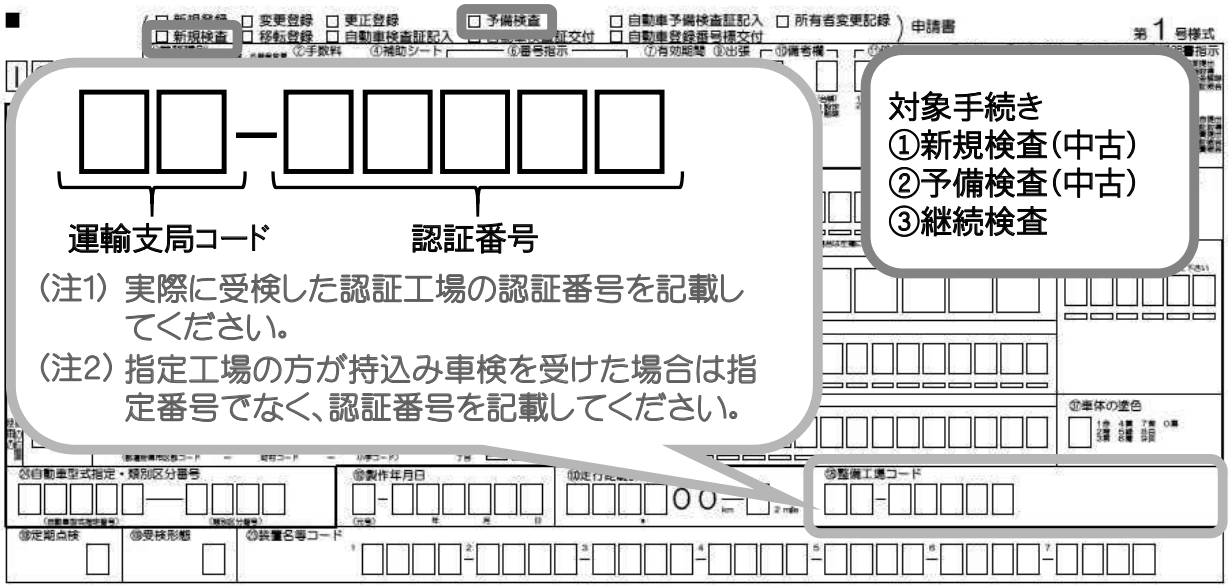

（注1）実際に受検した認証工場の認証番号を記載してください。
（注2）指定工場の方が持込み車検を受けた場合は指定番号でなく、認証番号を記載してください。

対象手続き
①新規検査（中古）
②予備検査（中古）
③継続検査

国土交通省　※指定工場で車検を実施した場合は、従来どおり「指定番号」での記載になります。

９．重量税額照会システムのお知らせ

次回車検の重量税額がインターネットで分かるようになりました。

～平成30年4月2日より、次回自動車重量税額照会サービスを開始しました。～

google、yahoo、等で次回自動車重量税額照会サービスと検索
又は、URL「　https://www.nextmvtt.mlit.go.jp/　」にアクセス。

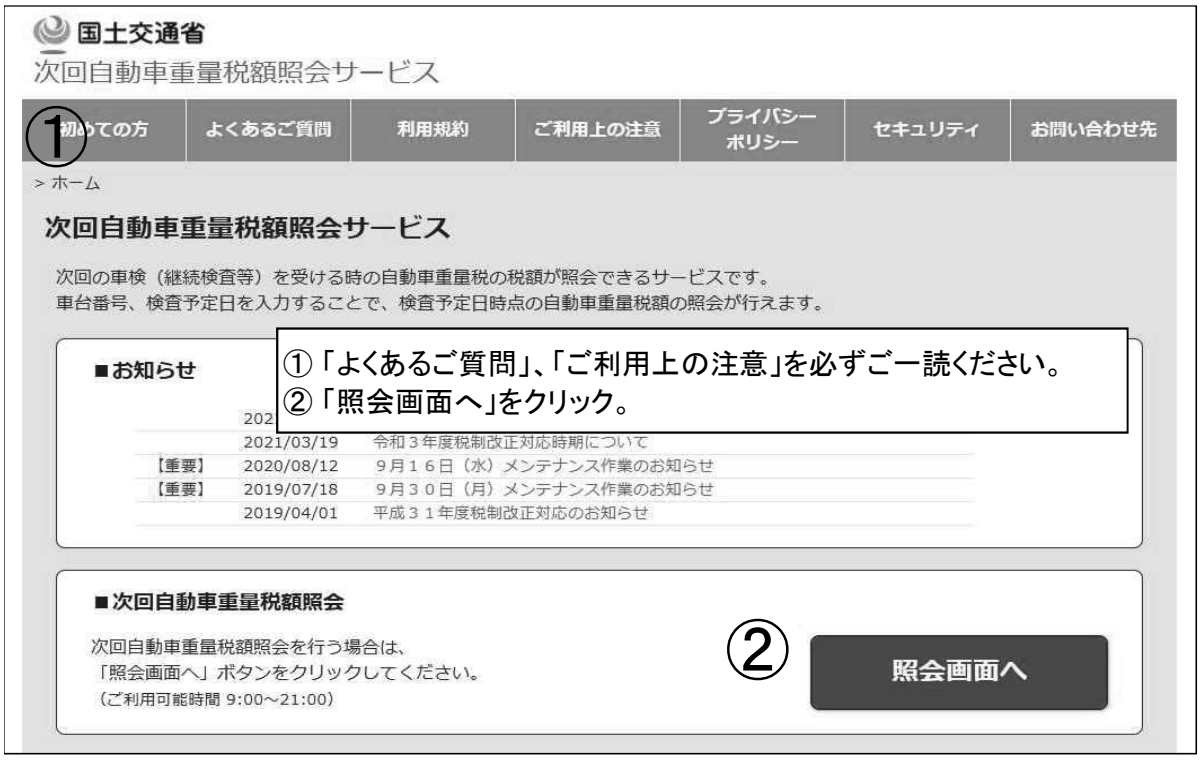

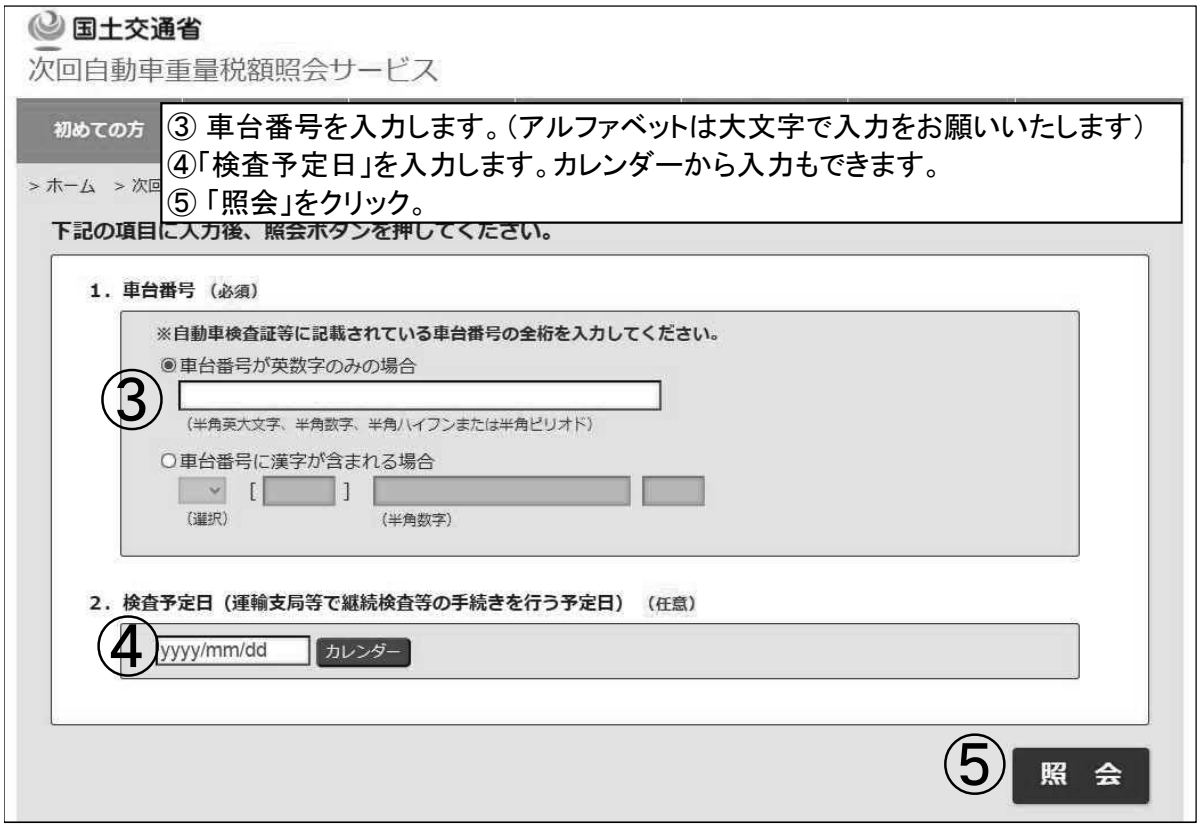

⑥車台番号は、自動車検査証等の車台番号と一致していることをご確認ください。
⑦検査予定日は、運輸支局等での登録・検査申請受付可能日であることをご確認ください。
⑧重量税額が表示されます。

ご利用について

- 軽自動車の自動車重量税額の照会はできません。
- 土日祝日を含め、9:00～21:00の時間帯でご利用可能です。（年末年始、メンテナンス時除く）
- 当サービスは、Windowsのみの対応となっております。その他のOSからの照会の動作保障はしていません。
- 当サイトに記載されている情報の正確さについては万全を期していますが、国土交通省は、利用者が当サイトの情報を用いて行う一切の行為について、何ら責任を負うものではありません。

国土交通省
九州運輸局

10. 自動車部品を装着した場合の構造等変更検査時等における取扱いについて

１．自動車検査証の記載事項の変更の取扱い

車両法第６７条第１項に規定する「自動車検査証の記載事項について変更があったとき」に該当するかどうかの判断及び指定規則第７条第２項に規定する「当該自動車に係る自動車検査証に記載された道路運送車両法施行規則第３５条の３各号（第３号から第５号まで、第１６号、第２０号、第２１号を除く。）に掲げる事項について事実と相違がある」との判断のうち、施行規則第３５条の３第８号（長さ、幅及び高さ）、第１４号の２（けん引自動車にあっては、けん引重量）、第１７号（最大積載量に限る。）、第１８号（車両重量及び車両総重量）及び第１９号（空車状態における軸重）に係るものについては、以下により行うものとする。

（１） 用語

１．に用いる用語の定義は次によるものとする。

① 「簡易な取付方法」とは、手で容易に着脱できる取付け方法のものをいう。

② 「固定的取付方法」とは、簡易な取付方法又は恒久的取付方法以外の取付方法をいう。

③ 「恒久的取付方法」とは、溶接又はリベットで装着される取付方法をいう。

④ 「指定部品」とは、ユーザーの嗜好により追加、変更等する蓋然性が高く、安全の確保、公害の防止上支障か少ないエア・スポイラ、ルーフ・ラック、ショック・アブソーバ、トレーラ・ヒッチ等別途定める自動車部品（以下「指定部品」という。）をいう。

⑤ 「指定外部品」とは、指定部品以外の自動車部品をいう。

主な指定部品の例

機能的部品	アクセサリー的部品
身体障害者用操作装置 エア・バッグ けん引用トレーラーヒッチ ショックアブソーバ マフラー、排気管 タイヤ、タイヤ・ホイール　等	ルーフ・ラック、キャリア エア・スポイラ、エア・ダム グリル・ガード、ドア・プロテクタ オーディオ類、ナビゲーションシステム アンテナ、ラダー、トウバー　等

（２） 次の各号の一に該当する場合には、車両法第６７条第１項の適用については施行規則第３５条の３第１項第８号に係る自動車検査証の記載事項について変更があったときに該当しないこととし、指定規則第７条第２項の適用については事実と相違があるときに該当しないものとする。

ただし、施行規則第３５条の３第１項第８号に係る自動車検査証の記載事項以外に変更があり、構造等変更検査を命ずる場合には、この限りでない。

① 簡易な取付方法により自動車部品を装着した場合

② 指定部品を固定的取付方法により装着した場合

③ 指定部品を恒久的取付方法により装着した状態、又は、指定外部品を固定的取付方法若しくは恒久的取付方法により装着した状態において、当該自動車の長さ、幅又は高さが自動車検査証に記載されている値に対して次表の範囲内に含まれる場合

項　　目	範　　囲
長さ	±３ｃｍ
幅	±２ｃｍ
高さ	±４ｃｍ

（３） 次の各号の一に該当する場合には、車両法第６７条第１項の適用については施行規則第３５条の３第１項第１４号の２、第１７号（最大積載量に限る。）、第１８号及び第１９号に係る自動車検査証の記載事項について変更があったときに該当しないこととし、指定規則第７条第２項の適用については事実と相違があるときに該当しないものとする。

ただし、施行規則第３５条の３第１項第１４号の２、第１７号（最大積載量に限る。）、第１８号及び第１９号に係る自動車検査証の記載事項以外に変更があり、構造等変更検査を命ずる場合には、この限りでない。

① 簡易な取付方法により自動車部品を装着した場合

② 指定部品を固定的取付方法により装着した場合

③ 指定部品を恒久的取付方法により装着した状態、又は、指定外部品を固定的取付方法若しくは恒久的取付方法により装着した状態において、当該自動車の車両重量が自動車検査証に記載されている値に対して次表の範囲内に含まれる場合

種　　別	範　　囲
検査対象外軽自動車、小型自動車	±５０ｋｇ
普通自動車、大型特殊自動車	±１００ｋｇ

受検者の皆様へ

検査場での事故防止にご協力をお願いいたします

車両同士の衝突事故多発

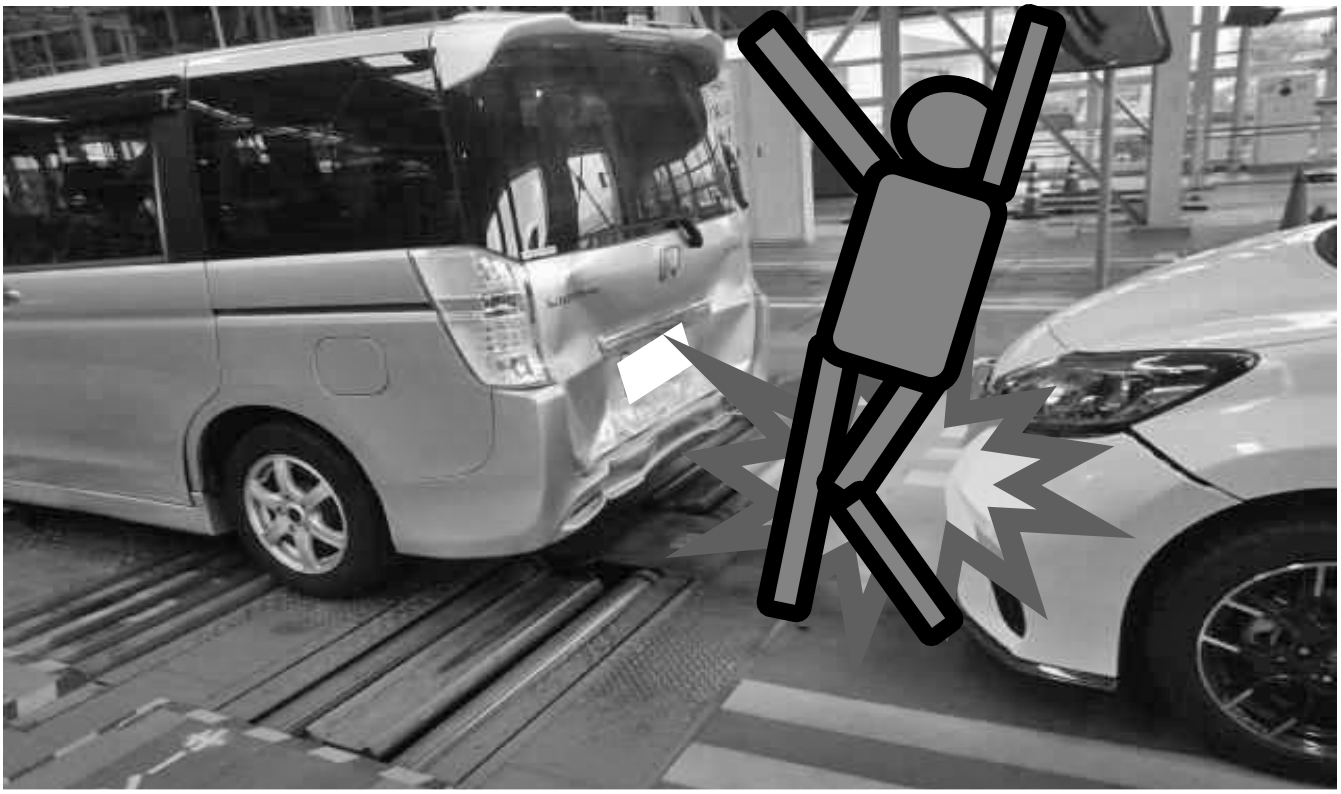

検査場内を移動する際は、

車両の間に立たない

皆様方のご理解、ご協力をよろしくお願いいたします。

受検者の皆様へ

検査場での事故防止にご協力をお願いいたします

ギヤ位置・駐車ブレーキ

要確認！！

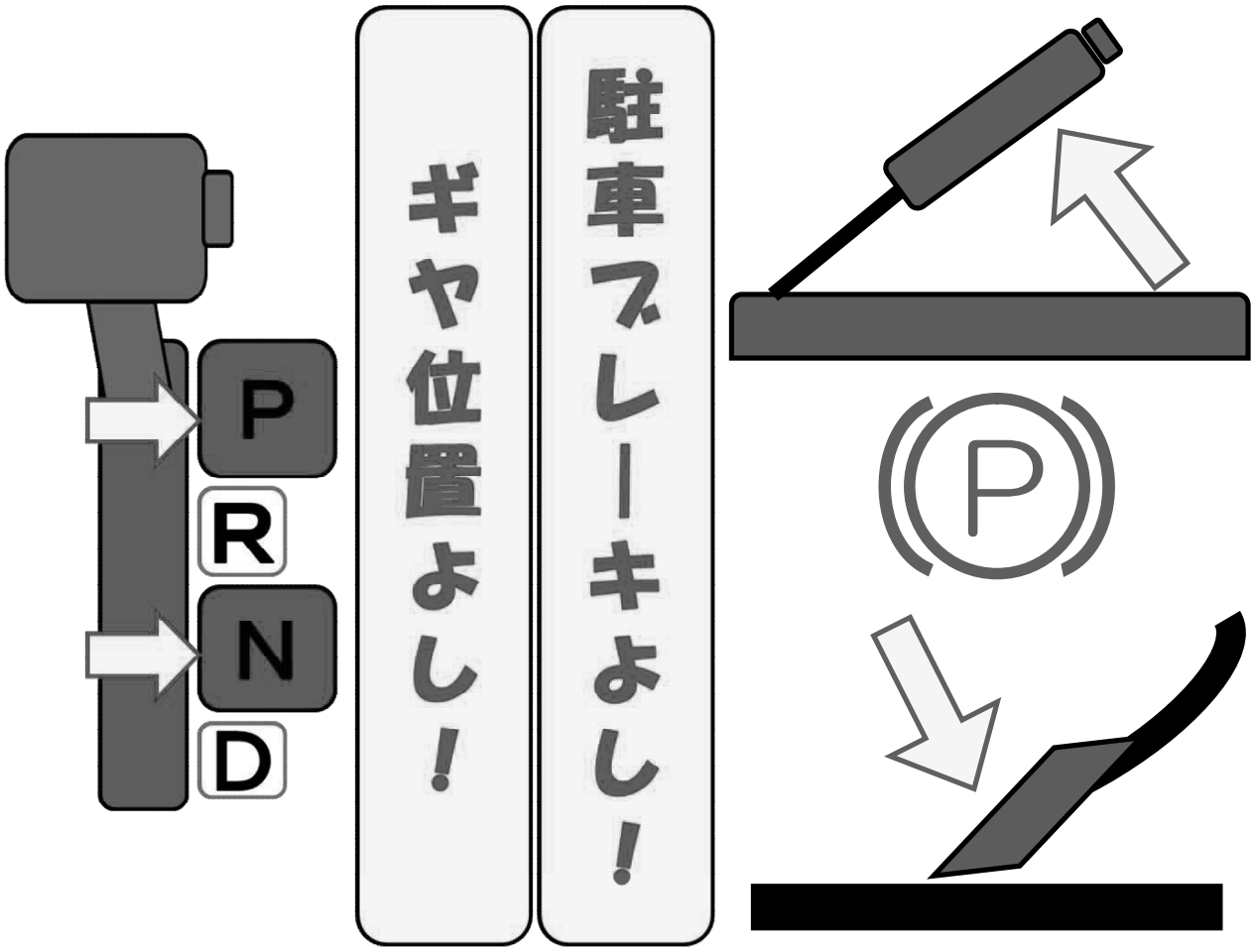

皆様方のご理解、ご協力をよろしくお願いいたします。

受検者の皆様へ

トラックのキャビンの落下による事故が発生しています！

【事故事例】

外観検査時、キャビンの固定が不十分なまま原動機型式等を確認しようとした為、頭部にキャビンが落下してきた。

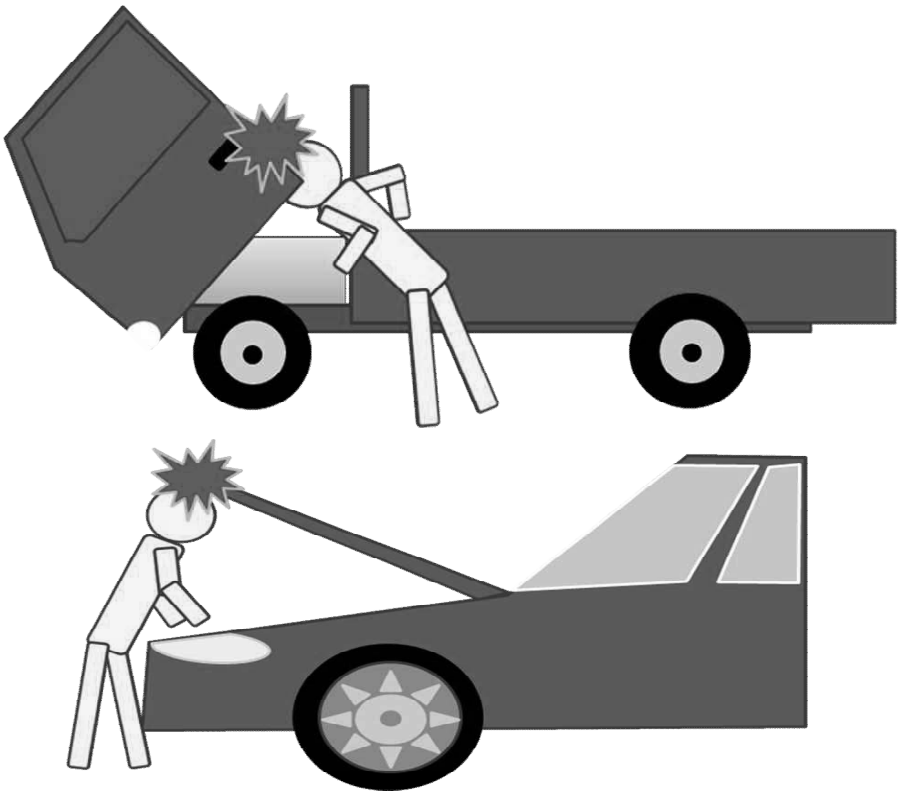

【注意徹底をお願いします】

☞原動機型式等の確認時には
キャビンやボンネットの確実な固定！

皆様方のご理解、ご協力をよろしくお願いいたします。